



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

ANNUAL REPORT

年次報告書

2022

日本貿易保険

企業理念

私たちは、貿易保険事業を担う公的機関として、
お客様に安心を提供することにより、
我が国企業の対外取引の健全な発展に貢献し続けます。





行動指針

事業環境の変化を機敏に捉え、
お客様の多様なニーズに高い専門性をもって応えます。

的確な引受判断と適切なリスク管理により、
質量ともに引受の拡大に努めます。

多様性を尊重し、
お互い協力し合うことで組織の力を最大化します。

巻頭のご挨拶



株式会社 日本貿易保険
代表取締役社長

黒田 篤郎

年次報告書の発行に当たり、株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance :NEXI) に対する皆様の多大なる御愛顧と御支援に心より御礼を申し上げます。

2022年度の世界経済は、コロナ禍から脱し徐々に回復の兆しが見えた一方で、22年2月のロシアによるウクライナ侵攻に端を発した戦争が長期化するとともに、資源エネルギー・食糧価格の高騰、欧米の金利上昇と金融市場の混乱、発展途上国の債務問題の悪化など、世界的に様々なリスクが顕在化し、混迷の度合いを深めました。

我が国企業の貿易や海外投融资といった対外取引において、こうしたリスクに対する備えの重要性は一層増しており、リスク回避のツールの一つとして、NEXIの提供する貿易保険への期待が改めて高まっていると感じております。22年度のNEXIの保険引受額は7兆6,271億円と、2017年度の株式会社化以降最大規模になりました。特に、戦争・内乱、制裁、疫病蔓延、自然災害といったリスクによる損失をカバーする海外投資保険の引受金額は、2001年のNEXI設立以来最大の8,710億円、前年度の1.5倍となりました。また、ウクライナ戦争関連等で保険金を機動的にお支払いする一方、過去にお支払いした保険金の債務者からの回収交渉をお客様と二人三脚で粘り強く重ねた結果、22年度には前年度の3倍近い557億円を回収することができました。

冷戦終結後フラットになった世界でヒト・モノ・カネが国境を越えて自由に移動するグローバリゼーションは、冷戦再開とさえ囁かれる今、否応なくその見直しを迫られています。グローバリゼーションの終焉や製造拠点の国内回帰を訴える識者も多いですが、少なくとも市場や資源の限られる我が国の企業にとって、引き続きグローバルな拠点展開は不可欠でしょう。課題はグローバル経営の軸足をどこに置かですが、その際のキーワードは、効率性 (efficiency) 最重視から強靭性 (resiliency) の勘案へ、あるいは「Just in time」と「Just in case」の複眼思考、ということではない

かと考えます。Just in case=万が一に備えて、NEXIは貿易保険を通じ日本企業の海外におけるサプライチェーンの強靭化や海外ビジネスチャンスの獲得の支援に全力を尽くしてまいります。具体的には以下のように、「貿易保険利用者の拡大」、「貿易保険制度の充実」、「国際連携の強化」の3つを事業推進の柱に据えて積極的に取り組んでおります。

「貿易保険利用者の拡大」については、22年度の保険利用者数は新規のお客様も増え970社と過去最大レベルではありますが、我が国の対外取引を行っている企業数に対する比率は依然ごくわずかです。知名度不足がNEXIの最大の課題と認識し、より多くの中堅・中小企業や農林水産事業のお客様を含め顧客数を増やすべく、地域金融機関、損保会社や自治体・公的機関との連携強化に加え、定期的な社長記者会見やウェビナーの実施、SNSの活用などの情報発信を強化しています。また、全保険種でのWEB申込み手続の開始、日本政策金融公庫及び中小企業基盤整備機構との3者連携、ドバイでのフロンティングの引受開始など、お客様の利便性向上に資する新たな取組みも鋭意進めております。

「貿易保険制度の充実」については、22年7月に施行された7年ぶりの貿易保険法改正を受け、不可抗力リスクやサプライチェーンリスクに対するよりの確な対応、アフリカ貿易保険機構 (ATI) への出資を含む国際機関との連携強化などに係る制度改正や新商品の開発を実施しています。さらに、海外投資保険の手続簡素化・柔軟化による利便性向上、船舶JOLCOスキームの創設、スタートアップ支援機関プラットフォーム (Plus) への加盟とLEADイニシアティブによる支援強化など、お客様の声も踏まえながら制度整備を順次進めています。

「国際連携の強化」については、コロナ禍の収束に伴い対面の各種国際会議が復活する中、22年8月のTICAD8においてアフリカ輸出入銀行及びATIとそれぞれ協力覚書 (MOU) を締結し、アフリカにおける日本企業の事業展開の支援体制を強化しました。また、今後のLEAD案件の形成や協調付保、再保険の推進を念頭に、インドネシア、カンボジア、サウジアラビア、南アフリカ、ケニア、タイ、ギリシャなど多数の政府機関・企業と協議を進め多くのMOUも締結しました。さらにG7各国の輸出信用機関との間でウクライナ支援強化について協議を続けています。

NEXIは今後とも、我が国唯一の公的な貿易保険の提供機関として、「お客様ファースト」を徹底し事業を推進してまいります。皆様の益々の御理解と御支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

Contents

2	企業理念・行動指針
4	巻頭のご挨拶
6	巻頭企画
6	1. ウクライナ侵攻への対応
8	2. アフリカとの連携強化・アフリカ支援
10	3. LEADイニシアティブの推進
12	TOPICS [貿易取引のDXへの対応]
14	TOPICS [2020-2022年度における新型コロナウイルス感染症拡大への対応]
15	NEXIの業務実績
16	業務概況
22	業務実績
26	TOPICS [経済協力開発機構 (OECD)]
27	NEXIの活動
28	国内における主な活動
30	海外の関連組織との連携強化
33	持続可能な社会の実現に向けた取組み
34	海外の関連組織との協力
36	中堅・中小企業の海外事業展開の支援
38	主な引受プロジェクト
41	主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)
47	保険商品
48	貿易保険制度の仕組み
49	保険商品
56	貿易保険手続の流れ
60	TOPICS [貿易保険法改正]
61	NEXI概要・組織運営
62	法人概要
64	経営計画
66	業務運営・管理体制
70	組織図
71	所在地
72	TOPICS [貿易保険の広報活動]
73	2022年度決算報告
74	2022年度決算について
75	財務諸表等

本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。貿易保険事業に係る計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

ウクライナ侵攻への対応

2022年2月24日、ロシアがウクライナに侵攻しました。ウクライナの反撃、世界各国による対ロシア制裁、それに対するロシアの反発など様々な動きがある中で、ロシアやウクライナに輸出や投融資を行っておられるお客様から、貿易保険に関する多数のご相談が寄せられ、NEXIでは丁寧なお客様対応を続けてまいりました。また保険事故に至った場合には迅速に保険金をお支払いしているほか、ウクライナ向けの保険引受の継続、ウクライナ復興支援への協力等を進めております。

支援相談窓口の開設

2022年2月25日、お客様からの保険契約、保険事故・回収関連に関するお問合わせ・ご相談をお電話及びメールで承る支援相談窓口を設置しました。22年度末までに、「ウクライナ侵攻による輸出中止は保険金支払対象となるか」「制裁措置により代金が回収できない場合は保険金支払対象となるか」など、累計240件以上のご相談をお受けしています。

また、既に貿易保険をご利用いただいているお客様に対しては、貿易保険手続などに関する以下の対応をご案内しており、現在もご支援を継続しております。

お客様への対応

- 1 貿易保険契約の諸手続における期限猶予
- 2 船積中止の場合における未経過保険料の返還
- 3 保険事故・回収関連の被保険者義務の猶予等
- 4 保険金請求の支払



保険金のお支払

ロシアのウクライナ侵攻とそれに対する世界各国による対ロシア制裁等に伴って発生した保険事故に対しては、NEXIでは迅速に査定を行い、円滑な保険金支払を進めてまいりました。例えば、ウクライナにある倉庫がロシアの爆撃を受け事業停止となった損失、ウクライナの輸入者がロシア侵攻により国外退避したために輸出代金を回収できなくなった事案、船舶が黒海を通れず他港に入港したことによるコスト増、ロシアの航空機リース会社が代金返済できなくなったケース、保険契約締結後に輸出品が制裁品目に該当し輸出が不能となった事案などが、保険金支払を行った具体例として挙げられます。

2022年度の保険金支払額のうち、ロシア向けが約81.5億円、ウクライナ向けが約1.4億円となっております。

ウクライナ向け取引の保険引受の継続

NEXIは、ウクライナ侵攻後も、ウクライナ向け取引を継続する日本企業の皆様に対して保険引受を継続しております。前述の支援相談窓口には、ウクライナ向け取引においては、保険に関する判断が難しいといった声も頂いておりますので、支援相談窓口にてお客様からのお問合わせに個別に丁寧に対応しております。なお、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」との取引に関する保険の引受については、外務大臣談話などで示された日本政府の方針に基づいて引受を判断しています。

ウクライナ復興支援

NEXIは、ウクライナ支援に関するG7首脳声明を踏まえ、2023年1月22日に、主要7か国(カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・日本・英国・米国)の公的輸出信用機関(ECA)によるウクライナ支援に係る共同声明を発表しました。本声明では、ウクライナに対する現在進行中の支援、今後の再建に向けた取組みの支援及びウクライナ国民との不変の連帯を表明しています。また、G7のECAとして具体的に、ウクライナのニーズに最も適した方法で国を再建するために必要な支援と投資について、二国間及び多国間で対話を続けていくこと、金融や保険などのツールの展開を通してウクライナの貿易を促進していくこと等を表明しました。

長期化するロシアによるウクライナ侵攻においては、今後もこれらの取組みを継続するとともに、ウクライナ復興に向けた動きにも順次対応してまいります。

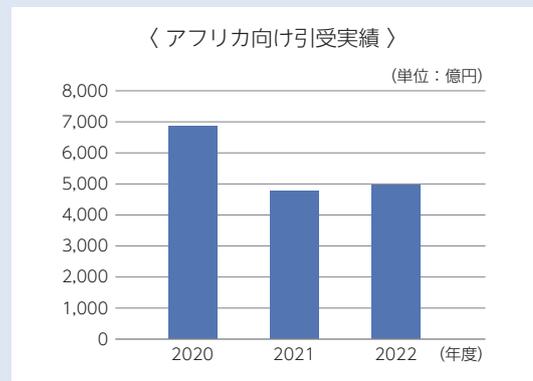
アフリカとの連携強化・アフリカ支援

NEXIによるアフリカ支援

アフリカは、石油、天然ガスをはじめ豊富な資源を有し、若年層を中心に大きな人口を擁するなど、世界の企業から「最後のフロンティア」と呼ばれ、注目されています。日本企業もアフリカを舞台に、これまで様々な活動を行ってきましたが、残念ながら地理的、歴史的に関係の深い欧州勢や、近年勢力を急速に伸ばしている中国勢に比べ、出遅れ感否めません。またアフリカとの取引で日本企業が直面する地政学的リスクや信用リスクには、大きなものがあります。そこでNEXIは、貿易保険を通じて日本企業のアフリカ進出を強く後押ししてきました。

NEXIはこれまで、多くのアフリカ向け輸出案件、投融資案件への付保を行ってきました。

特に近年は、後述するLEADイニシアティブ（巻頭企画3ご参照）の一環として、コロナワクチンの調達支援やサムライ債の発行支援、風力発電案件など、貿易保険による支援のウイングを広げています。2001年のNEXI設立以降2022年度までのアフリカ向けの保険引受実績累計は約10.3兆円、2022年度末のアフリカ向けの保険責任残高は約1.4兆円となっています。



近年のアフリカの輸出信用機関・開発機関等との協力実績

またNEXIは、日本企業のアフリカ展開の「水先案内人」となってもらえ、アフリカの輸出信用機関、開発機関等との連携強化を図ってきました。具体的には、TICAD*（アフリカ開発会議）の場などを通じて、アフリカの輸出信用機関等と多くの協力覚書（MOU）を締結し、それに基づき各機関の職員を招いて日本でワークショップを開催し、研修を受けた職員を中心に、各機関に日本企業のアフリカ向け投融資の相談窓口となる「ジャパンデスク」を設置してもらいました。具体的に多くの案件のご相談が日本企業から各機関に寄せられています。

時期	案件内容
2019年 8 月	TICAD7への参加とサイドイベントの開催 イスラム開発銀行 (IsDB) とのMOU締結 イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC) とのMOU締結 アフリカ貿易保険機構 (ATI) とのMOU締結
2020年 2 月	アフリカ地域を中心とした開発機関及び輸出信用機関向けワークショップの開催
2020年11月	ATIジャパンデスク日本語ホームページ開設
2021年12月	東部南部アフリカ貿易開発銀行 (TDB) とのMOU締結 第二回日アフリカ官民経済フォーラム (分科会) への参加 アフリカ金融機関における日本企業の相談窓口 (ジャパンデスク) の設置案内
2022年 5 月	第二回日アフリカ官民経済フォーラム (全体会合) への参加
2022年 8 月	TICAD8への参加とサイドイベントの開催 アフリカ輸出入銀行 (Afreximbank) とのMOU締結

*Tokyo International Conference on African Developmentの略であり、アフリカの開発をテーマとする国際会議として、1993年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画 (UNDP)、世界銀行及びアフリカ連合委員会 (AUC) と共同で開催されております。



2022年度の取組み

NEXIIは、2022年8月27日・28日にチュニジアにて開催されたTICAD8 (第8回アフリカ開発会議) に参加しました。TICAD8の開催にあわせ、NEXIIは下記の取組みを実施しました。

1. ATIへの出資に向けた法改正及びATIとのMOU締結

アフリカ貿易保険機構 (ATI、本部ケニア・ナイロビ) は、アフリカ向け民間投資の拡大を目的として、世界銀行の支援を得て2001年に設立された国際金融機関です。

2022年に実施された貿易保険法の改正により、国際連携強化に向けた対応として、NEXIIの業務に「貿易保険事業を行う外国法人への出資」が追加されました。これにより、アフリカ地域への日本企業の進出を強力に支援するため、NEXIIによる同地域の国際金融機関への出資も可能となりました。

NEXIIは本施策を速やかに実行に移すため、2022年8月25日にアフリカ地域の案件支援実績が豊富で各国政府・政府機関との強力なネットワークを有するATIとMOUを締結しました。本MOUは、ATIへの出資に向けた必要な手続を、両機関が協力して進めることを定めたものであり、諸手続を経てNEXIIは2023年6月にATIへの出資を実施しました。

NEXIIはATIとの連携を更に強化し、アフリカ地域での「水先案内人」となってもらうことで、日本企業のアフリカへの輸出や投融资の促進を更に進めてまいります。

2. AfreximbankとのMOU締結

Afreximbankは、アフリカ52か国を加盟国として擁する貿易金融機関であり、アフリカ地域内外における貿易事業やサプライチェーンの確立に資する貿易金融の提供に加え、加盟国に対する一般財政支援や産業化支援を実施しています。

NEXIIは2022年8月25日、日本企業によるアフリカ向け貿易・投資を促進することや、アフリカにおける脱炭素技術、エネルギートランジション及び質の高いインフラの開発に関する意見交換を促進することなどを狙いとして、AfreximbankとMOUを締結しました。

AfreximbankとのMOUの主な内容

- (1) 日本企業によるアフリカとの貿易取引や投資を支援するための資金供給面での協力
- (2) アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) によるアフリカ域内貿易促進のための協力
- (3) 潜在案件やアフリカの経済、金融、政策や産業動向に関する情報交換
- (4) アフリカにおける脱炭素技術、エネルギートランジション、質の高いインフラの開発の促進に向けた協働可能性に関する意見交換
- (5) 職員派遣・ワークショップ・セミナーなどを通じた人材育成・関係強化
- (6) 貿易拡大に資する技術やソリューションなどに関する知見の共有

3. 公式サイドイベントの開催

TICAD8の開催にあわせ、NEXIIはATI及びAfreximbankと、それぞれオンラインウェビナーを共催しました。

「日本企業のアフリカ投資とグリーン成長に向けた支援」、「アフリカにおける危機からの回復とエネルギートランジションに寄与するアフリカ輸出入銀行とNEXIIのパートナーシップ」をテーマとした本ウェビナーには、アフリカ・東京のみならず、他地域に進出する日本企業等にも中継し、合計約600名の皆様にご視聴いただきました。



LEADイニシアティブの推進

2020年12月に創設した「LEADイニシアティブ」は、日本政府が推進する「インフラシステム海外展開戦略2025」に掲げる方針に沿って、地球温暖化対策やデジタル分野等における産業競争力の向上、外国政府・企業パートナーとの国際連携推進、社会課題解決やSDGs達成に貢献するため、これら分野へのファイナンス支援強化策として導入されたものです。

従来の海外事業資金貸付保険は、原則として、①海外プロジェクト向けの融資について、②日本企業が一定以上の出資等を通じてプロジェクト運営に主体的に関与する場合、に限り適用してきました。

今回のLEADイニシアティブにおいては、下記のような「先導性要素」が認められる場合には、積極的に海外事業資金貸付保険を適用することとしています。

また、いわゆるファンドボンドスキームを活用した機関投資家資金を含む民間資金ソースの多様化も、支援案件の採り上げに当たって積極的に評価します。

〈 LEADイニシアティブの概要 〉

先導性要素

- L** EADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES 新分野や新規顧客の開拓等日本企業の事業拡大
- E** NVIRONMENT & ENERGY 再エネ・脱炭素促進
- A** LLIANCE 外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築
- D** EVELOPMENT 社会課題解決・SDGs達成への貢献等による我が国のプレゼンス向上





NEXIIは、このLEADイニシアティブで2025年度までに累計1兆円の案件形成を目指しています。「Alliance」及び「Development」の先導性要素により支援を決定した、第一号案件であるAfreximbank向け融資（PATIMFA（Pandemic Trade Impact Mitigation Facility）プログラム*）を皮切りに、2022年度末までに9プロジェクト計約4,200億円の案件組成を達成しています。これまでのLEAD案件の一覧は以下のとおりです。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたアフリカ諸国向けファシリティ支援。

No.	公表時期	案件内容	先導性要素	金額
1	2020年12月	アフリカ／ Afreximbank向け融資（PATIMFAプログラム）	Alliance, Development	約5.2億米ドル
2	2021年1月	パラオ共和国／光海底通信ケーブル輸出プロジェクト	Alliance	約4億米ドル
3	2021年3月	アラブ首長国連邦ドバイ首長国／廃棄物焼却発電プロジェクト	Environment & Energy	約3.8億米ドル
4	2022年3月	アフリカ／ Afreximbank向け融資（コロナワクチン・ヘルスケア等ファシリティ）	Alliance, Development	約2.07億米ドル
5	2022年4月	エジプト／ エジプト財務省向けサムライ債案件（自動車のCN化等）	Environment & Energy, Alliance, Development	600億円
6	2022年6月	クウェート／ クウェート石油公社（KPC）向け融資保険（自動車のCN化、安定的な原油生産等）	Leading technologies & businesses, Alliance, Development	約10億米ドル
7	2022年12月	エジプト／ Amunet陸上風力IPP案件	Environment & Energy	約2億米ドル
8	2023年3月	エジプト／ Gulf of Suez 2風力発電案件	Environment & Energy	約1.63億米ドル ※融資分
9	2023年3月	ブラジル／ CSN Mineracao社によるペレットフィードプラント建設案件	Environment & Energy	約4.2億米ドル

SEEDスキームの創設

NEXIIは、2023年5月に日本企業と海外企業の新たな取引（Emerging Deals）の創出・拡大（Expand）を目指す「SEED（Support to Expand Emerging Deals）スキーム」を創設しました。

SEEDスキームは、海外企業と日本企業との新たな協業を促進することを目的とし、将来的な対外取引の「種」となることを期待したものです。すなわち、ファイナンス支援を求める海外企業に対しNEXIIが融資保険を提供する際に、スタートアップを含む日本企業との取引の創出・拡大に取り組むことを条件づけるものであり、具体的には当該海外企業とそのような日本企業の商談会や入札機会の設定を求めること等を想定しています。本スキームを活用し「LEADイニシアティブ」を一層推進していくことを目指します。

NEXIIは、本SEEDスキームを通じ、上記のようなNEXIIの保険を利用する海外の有力企業と日本企業のマッチングの促進を図る他、海外の有力スタートアップ企業を発掘し、日本企業との連携の可能性を追求する取組みも行っていきます。

貿易取引のDXへの対応

NEXIでは、自らの業務のデジタル化を進める一方、世界の貿易取引全体がデジタル化されつつある、いわゆる貿易取引のDXへの対応も進めています。

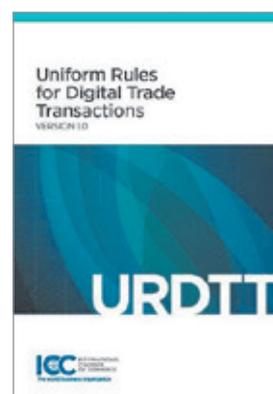
1 貿易取引のDXとは

貿易取引においては、手続のために膨大な量の書類が発生し、それらを多くの関係者間でやり取りしています。これら書類をデジタル化する取組みは長年なされてきましたが、なかなか本格的に普及するまでには至ってきませんでした。しかし、世の中全体にDXが叫ばれている現在、単なる書類のデジタル化に留まらず、手続全体をデジタル化することで、関連データの蓄積・可視化や手続時間の大幅な短縮、コストの引下げ等、様々な有益な効果が期待できる貿易取引のDXが、世界中で進行しています。

これらは、大きく分けて、商流・物流・金流という3つの流れのデジタル化と、それぞれに特化したプラットフォーム (PF)、あるいはそれらのPFをつなぐPFの登場により、大きく前進しつつあります。このような貿易取引のDXにより取引自体が飛躍的に拡大すると同時に、増大あるいは変質するリスクのヘッジ手段として、貿易保険をタイムリーに提供する体制を構築すべく、NEXIではこのような動きに伴走しつつ取り組んでいます。

2 国際商工会議所のURDTT

Incotermsや信用状統一規則、取立統一規則など、貿易取引における国際標準となっているルールを制定してきている国際商工会議所 (ICC) は、2021年10月1日にデジタル貿易取引統一規則 (URDTT, Uniform Rules for Digital Trade Transactions) を制定しました。これは、L/Cのような決済に係る信用補完の有無を問わず、また、信用補完がある場合でもその主体を銀行のみならず金融サービスプロバイダーにまで可能性を拡大して、一般的に売買契約を証するために、またバイヤー側の支払義務を発生させるために、電子記録を使用すること (即ちDigital Trade Transactionを使うこと) をバイヤーとセラーの間で合意した場合に、そのプロセスに適用されるべきルールを定めたものです。貿易PF上で行われる取引のベースとなりうる国際ルールですので、NEXIはいち早くこれに注目し、フォローしてきました。



3 NEXIの対応

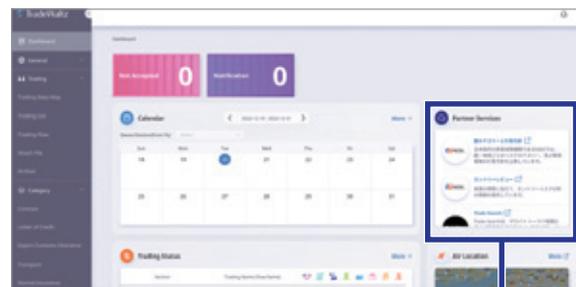
このような世の中の動きに応じて、NEXIでは次のような活動を行っています。

1. トレードワルツ社との連携

ロシアによるウクライナ侵攻や、コロナ禍等により、各国の貿易投資環境は大きく変化しています。特定の国や地域における政治・経済・社会情勢の変化により企業が損失を被る「カントリーリスク」について、事前に備えを行うことが海外で事業展開する企業にとって大きな課題となっています。

貿易取引がデジタル化された世界では、これまで以上に、そのような情報をより速やかに収集することが求められます。そこでNEXIでは、国ごとの経済、財政及び債務返済状況等の情報に基づく評価により分類した国・地域のリスク・カテゴリ及び貿易保険の引受方針を掲載した「国カテゴリと引受方針」、並びに、カントリーリスク関連情報「カントリーレビュー」を、2023年1月より、貿易PFであるTradeWaltzのパートナーサービスとして提供開始しました。これによりTradeWaltzユーザーはPFから途切れなくNEXIのカントリーリスク情報にアクセスできるようになりました。

また、NEXIは株式会社トレードワルツが事務局を務める「貿易情報連携効率化・普及に向けたコンソーシアム（通称：貿易コンソーシアム）」に、多くの企業と共に参加し、商流・物流・金流のデジタル化に向けた議論に積極的に参加しています。



TradeWaltzパートナーサービスとして、カントリーリスク情報「国カテゴリと引受方針」、「カントリーレビュー」を追加しました。

2. 経済産業省の関連事業等に参加

経済産業省では令和3年度に「貿易分野デジタル化の在り方研究会」を設置し、貿易分野のデジタル化に向けて官民が協力して取り組むべき事項を取りまとめましたが、NEXIはこの研究会にオブザーバー参加しました。令和4年度には更に具体的に、データ標準仕様の横断的な利用環境の整備、その管理・普及推進体制の構築のために経済産業省が官民で設置した「貿易分野データ連携ワーキンググループ」と「トレードファイナンスタスクフォース」にオブザーバー参加しました。

この他、国際輸出信用保険機構（通称：ベルンユニオン）のデジタル化専門家会合への出席や他国ECAとのDXに特化した意見交換を通じて、積極的に情報収集を行っています。

以上のとおり、時代を超えて輸出入事業者と共に歩んできたNEXIは、世界の貿易取引デジタル化の時代にも日本企業の対外取引を応援すべくDXを推進してまいります。

2020-2022年度における 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

NEXIの対応

● 2020年3月：貿易保険の手續の期限猶予及びお問合わせ窓口のご案内開始

2020年2月25日、日本政府より新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が発表されたことを受け、NEXIは2020年3月2日に貿易保険の手續の期限猶予や、お問合わせ窓口のご案内を開始しました。また、お客様の在宅勤務や出勤自粛等に対応できるよう、柔軟な窓口対応も開始いたしました。

● 2020年3月以降順次：「3つの基本方針と3つの新たな対応」の発表

下記の3つの基本方針と3つの新たな対応に基づき、丁寧なお客様対応を図ってまいりました。特に3つの新たな対応の「①海外日系子会社の運転資金調達支援」については、2023年3月31日まで実施され、累計で5,000億円以上の支援を実施しました。

3つの基本方針

- ① 輸出・投資・融資保険ともに新型コロナウイルス感染症に関連する損失を保険金支払対象にしています。
- ② 新たなサプライチェーンのリスクを取ります。
- ③ コロナ禍にあっても、世界各国で新規申込みも既投資案件も引き受けます。

3つの新たな対応

- ① 海外日系子会社の運転資金調達支援
- ② 医療関連物資の輸入支援強化
- ③ 海外日系子会社から第三国への輸出支援

● 2022年4月：手續の簡素化

リモートワークの増加によるお客様の環境変化に対応すべく、保険手續に係る各種申請書類をPDFなどの電子媒体にてご提出いただける電子申請機能を、Webサービスに導入いたしました。保険手續に係る各種申請書類への押印が不要となる対象保険種は3つ（貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険、海外投資保険）となりました。

● 2022年7月：貿易保険法改正

7年ぶりに実施された今次貿易保険法改正では、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応も盛り込まれました。例えば、船積不能による損失について、取引の相手方との先行取引における債務の履行遅滞についても、信用危険のてん補事由となることが追加されました。

● 2022年12月：電子申請機能の拡大

手續の簡素化のために2022年4月に導入された電子申請機能につき、対象保険種を拡大いたしました。今次改正により、9つの保険種での電子申請の対応を完了しております。

コロナ禍に起因する引受・保険金支払

コロナ禍に起因する保険金支払金額は、2020年度は約77億円、2021年度は約462億円、2022年度は約54億円となりました。特に2021年度の保険金支払額約612億円は2001年のNEXI創設以降2番目に多い金額となり、うち75%をコロナ禍に起因する保険金請求が占めることになりました。

今回の新型コロナウイルスの経験を踏まえ、今後も疫病蔓延に対し貿易保険による日本企業支援を継続するとともに、お客様と二人三脚で損失防止に取り組んでまいります。

NEXIの業務実績

業務概況	16
業務実績	22
TOPICS	26

業務概況

2022年度の輸出動向

2022年度の日本の輸出金額は、自動車、鉱物性燃料などの輸出が増加し、約99.2兆円と前年度から約13.4兆円増加（前年度比15.5%増）し、過去5年間で最高金額となりました。

地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約55.2兆円（前年度比10.9%増）、うち中国向けが約18.5兆円（前年度比1.3%増）、米国向けが約18.7兆円（前年度比21.3%増）、EU向けが約9.6兆円（前年度比20.9%増）、中東向けが約3.0兆円（前年度比44.4%増）となりました。

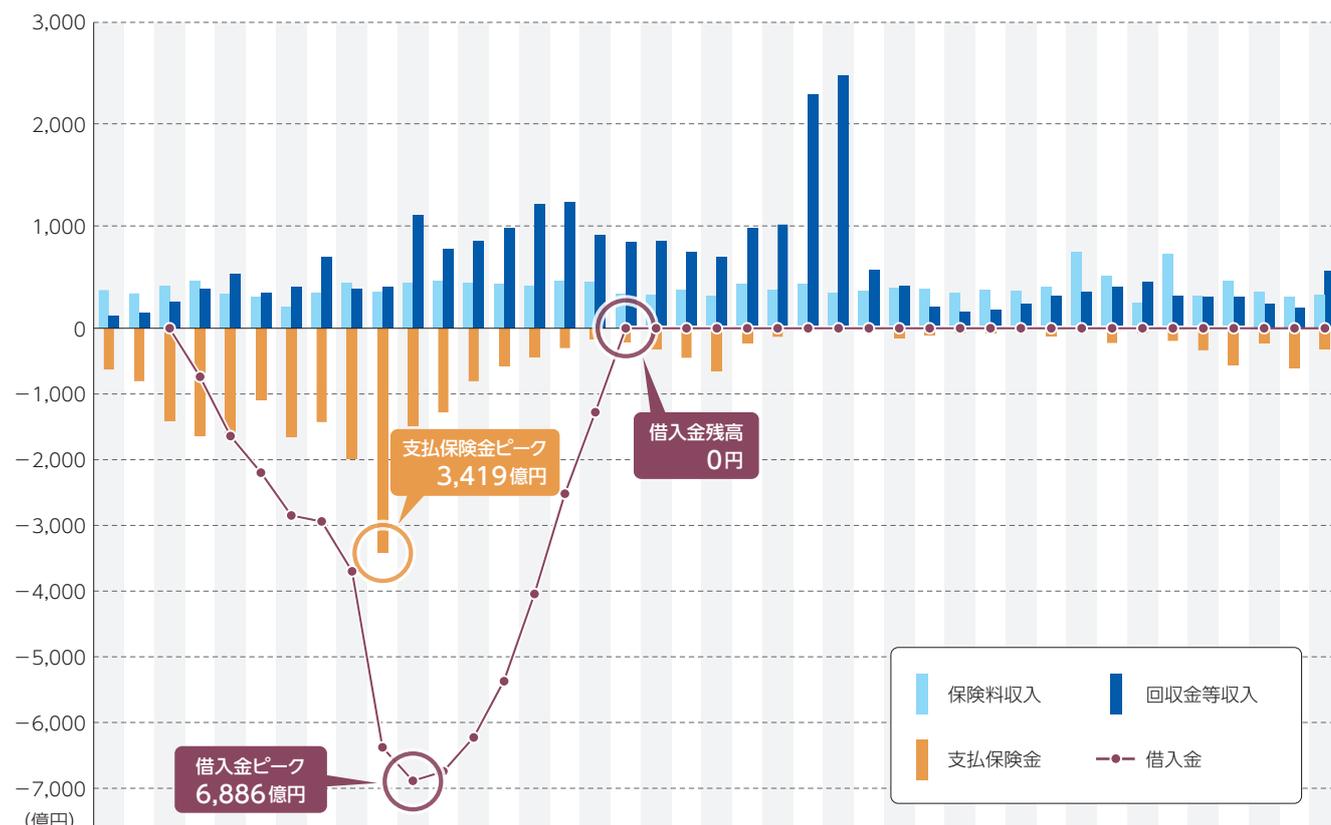
参考 日本の輸出金額

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
輸出金額	80,709,887	75,878,792	69,485,419	85,877,665	99,226,191
対前年度比増減率（%）	1.9	△6.0	△8.4	23.6	15.5

（出所：財務省貿易統計）

貿易保険事業収支の推移



年度	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22		
保険料収入	373	341	413	468	334	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368	393	382	344	377	362	406	746	512	245	728	319	462	354	307	319		
回収金等収入	123	152	256	389	536	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575	419	205	156	177	240	314	357	409	445	313	311	312	235	196	557		
支払保険金	627	805	1,415	1,643	1,690	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38	172	104	86	84	44	122	31	224	78	192	335	571	231	612	323		
期末借入残高	-	-	-	740	1,641	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額。

（単位：億円）

保険引受実績

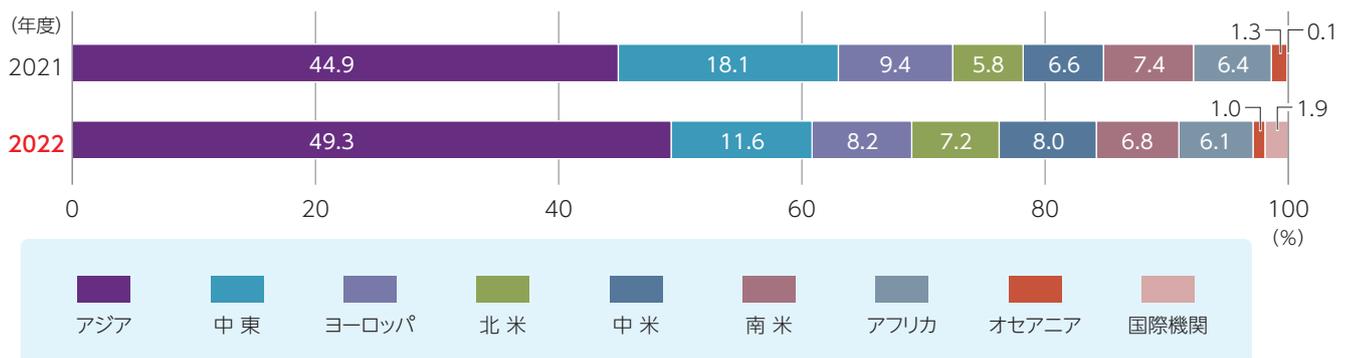
■ 保険引受実績及び保険種別構成比の推移

2022年度の保険引受実績は、日本の輸出金額の増加を背景に、貿易一般保険が約6.0兆円（前年度比5.8%増）と増加し、また、海外投資保険も約0.9兆円（前年度比49.9%増）と大きく増加し、全体で約7.6兆円（前年度比9.8%増）、2017年の株式会社化以降最大となりました。融資保険の引受実績は、海外事業資金貸付保険は約0.3兆円（前年度比28.7%減）、貿易代金貸付保険は約484億円（前年度比2632.4%増）となりました。



■ 保険引受実績の地域別構成比

アジア向けが約4.0兆円と全体の49.3%を占め引き続き最大となり、次いで中東向けが約0.9兆円で11.6%を占めました。



■ 2022年度保険引受実績 上位10か国・地域

(単位：百万円)

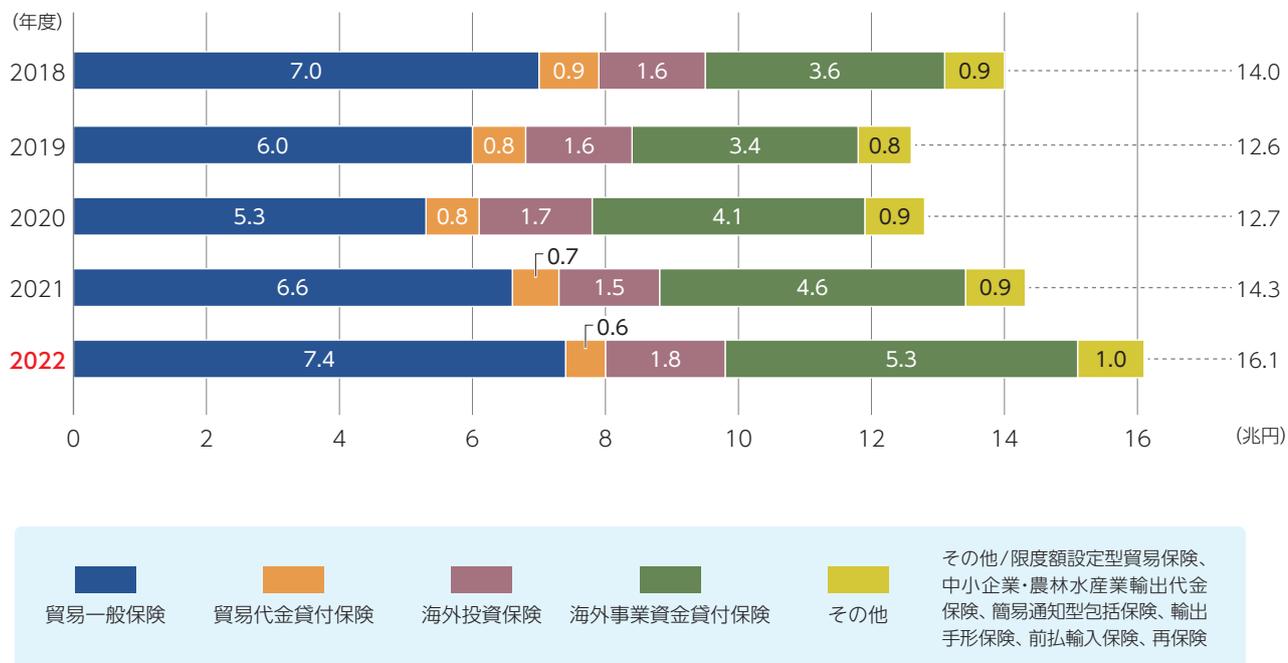
順位	国名・地域名	引受実績	構成比
1	中華人民共和国	774,960	9.5%
2	インドネシア	660,961	8.1%
3	タイ	611,599	7.5%
4	アメリカ合衆国	555,803	6.8%
5	大韓民国	357,419	4.4%

順位	国名・地域名	引受実績	構成比
6	台湾	339,713	4.1%
7	メキシコ	268,611	3.3%
8	ベトナム	252,336	3.1%
9	サウジアラビア	249,065	3.0%
10	アラブ首長国連邦	237,294	2.9%

保険責任残高

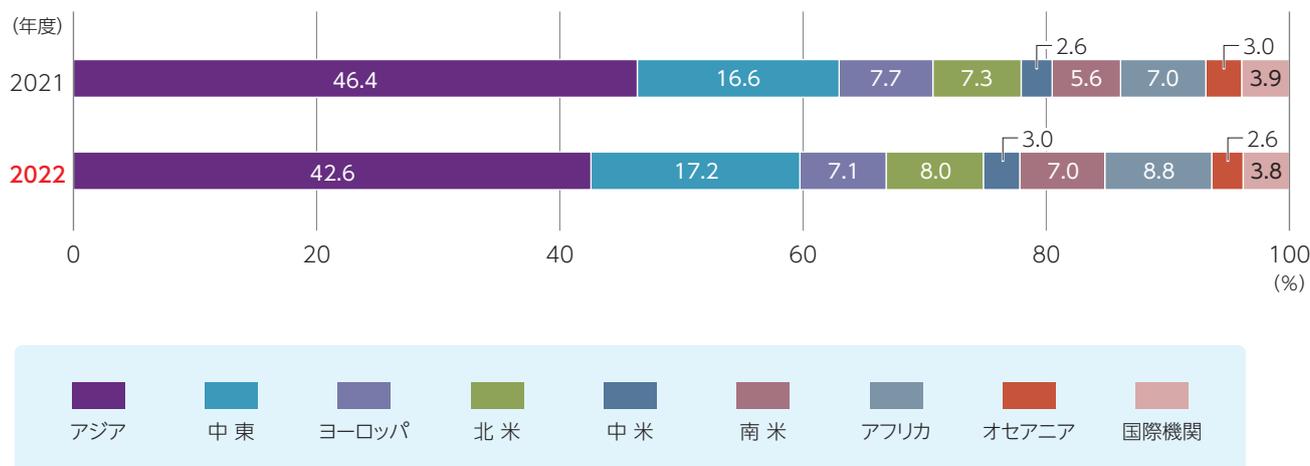
■ 保険責任残高及び保険種別構成比の推移

2022年度の保険責任残高は、約16.1兆円（前年度比12.5%増）、2017年の株式会社化以降最大となりました。



■ 保険責任残高の地域別構成比

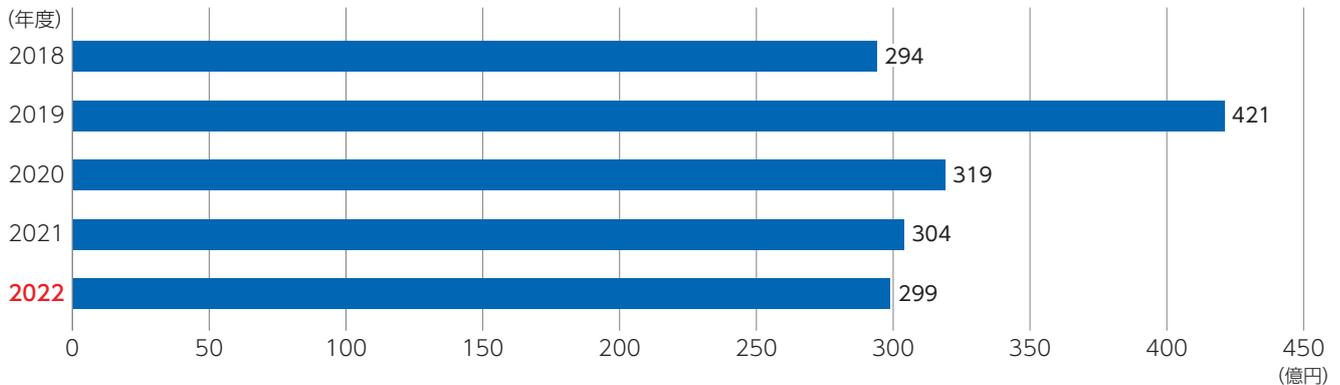
アジア向けが全体の42.6%（約7.1兆円）と最も割合が高く、次いで中東向けが17.2%（約2.8兆円）となりました。



保険料収入

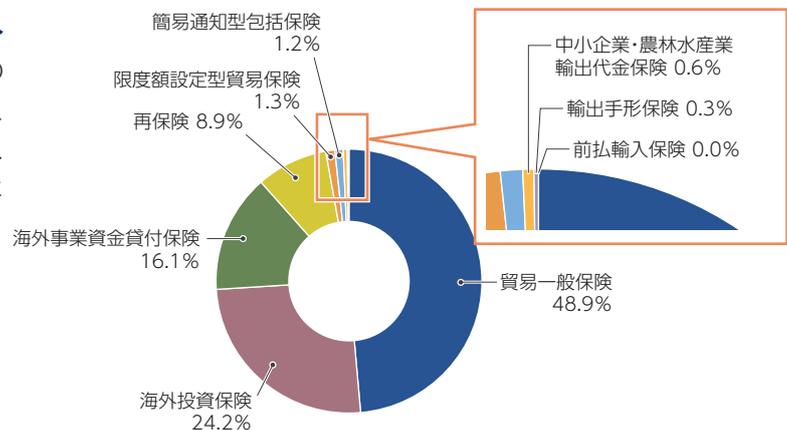
■ 保険料収入の推移

2022年度の保険料収入は、約299億円（前年度比1.6%減）となりました。



■ 2022年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、貿易一般保険の保険料収入が48.9%（約146億円）で最大となり、次いで海外投資保険が24.2%（約72億円）、海外事業資金貸付保険が16.1%（約48億円）となりました。

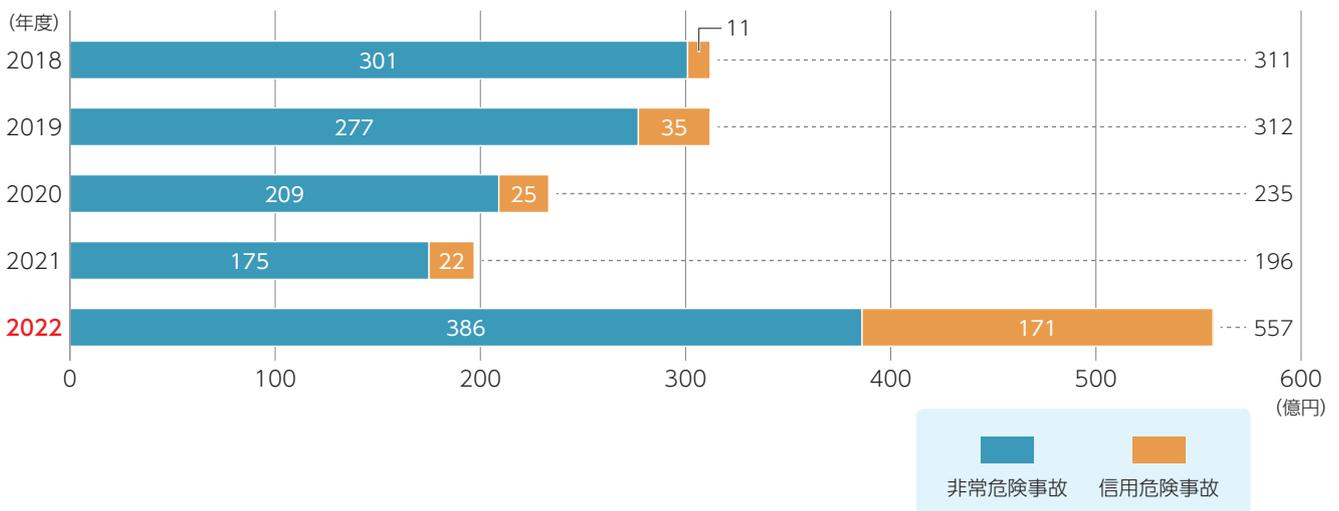


回収金

■ 回収金の推移

2022年度の回収金は、約557億円（前年度比184.2%増）となりました。

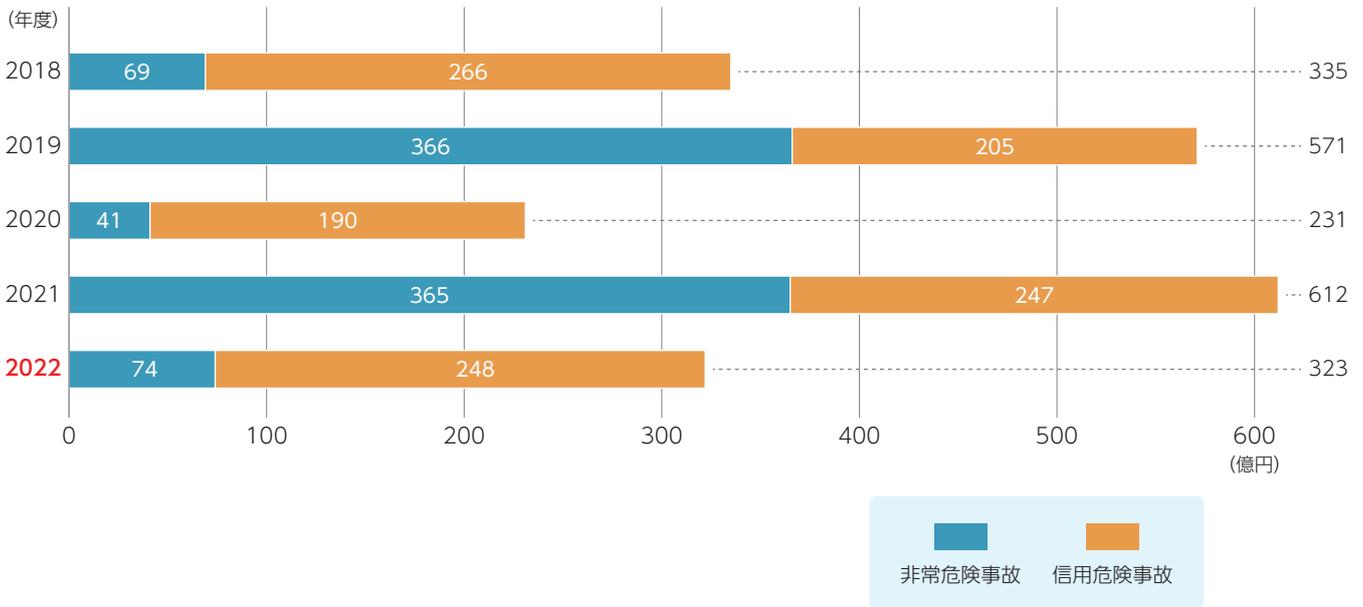
パリクラブ・リスケジュールや二国間の回収努力による非常危険事故にかかわる回収金（約386億円）が全体の69.3%を占め、信用危険事故の回収金（約171億円）が全体の30.7%となりました。



支払保険金

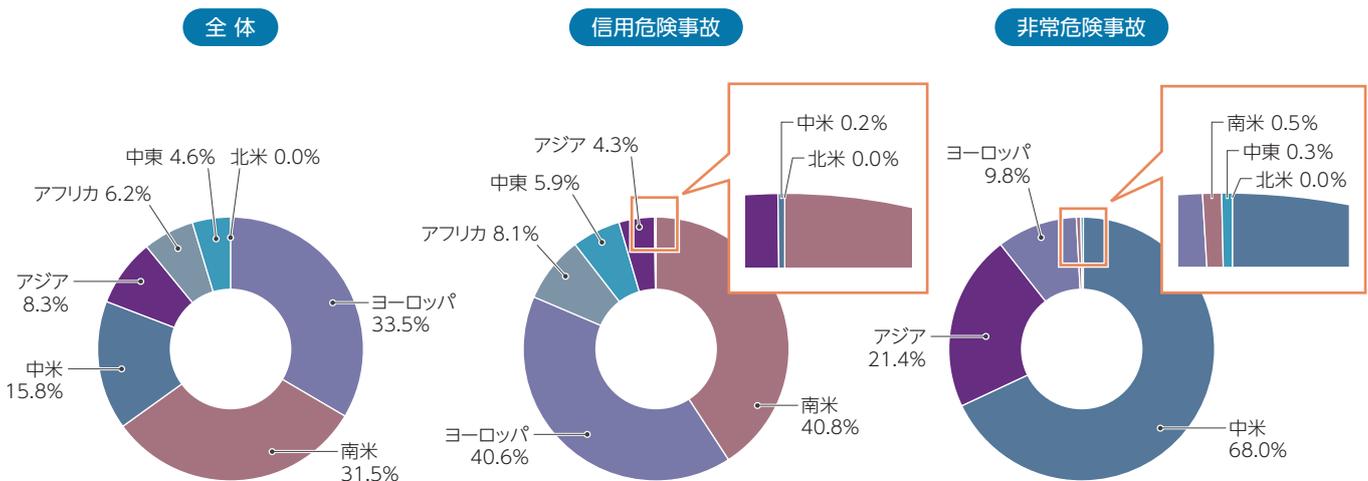
■ 支払保険金の推移

2022年度の支払保険金は、2021年にコロナ禍関連支払を中心に多かった非常危険事故での保険金支払が減少した結果、約323億円（前年度比47.3%減）となりました。



■ 2022年度地域別支払保険金

ヨーロッパ向けの支払保険金額が約108億円と最も大きく、全体の33.5%を占めました。



※ オセアニア向けの信用危険事故による保険金支払実績は無し

※ アフリカ、オセアニア向けの非常危険事故による保険金支払実績は無し

2022年度の保険事故状況

2022年度の非常・信用危険別の保険事故状況

保険事故については、総額で約1,625億円の損失等発生通知がありました。2021年度に比して、非常危険及び信用危険共に大幅な増加となりました。

保険金支払については、総額で約323億円となりました。非常危険では、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵攻に関連する保険事故等について保険金を支払いました。信用危険では、海外事業資金貸付保険及び貿易代金貸付保険の大型案件の保険事故等について保険金を支払いました。

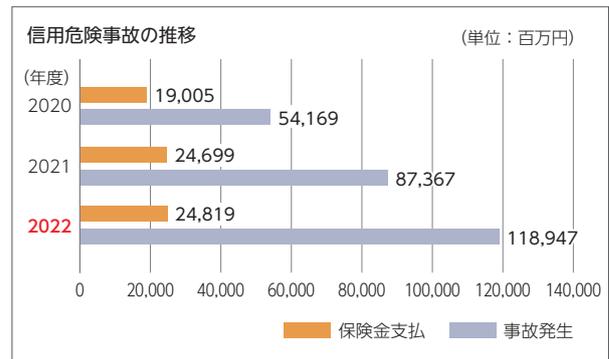
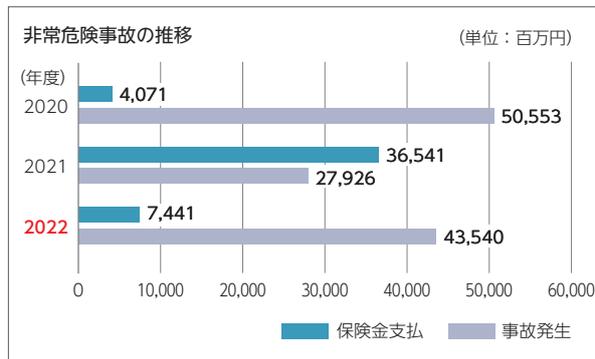
(単位：百万円)

区分	危険区分	2020年度	2021年度	2022年度	対前期増減率(%)
事故発生	非常危険	50,553	27,926	43,540	55.9%
	信用危険	54,169	87,367	118,947	36.1%
	金額合計	104,721	115,293	162,487	40.9%
保険金支払	非常危険	4,071	36,541	7,441	△79.6%
	信用危険	19,005	24,699	24,819	0.5%
	金額合計	23,076	61,241	32,260	△47.3%

※ 損失等発生通知が提出された後に全額入金となり保険金請求されないケースや保険金請求が翌年度以降となるケース等があるため、当該年度における事故発生と保険金支払金額は同一とはなりません。

※ 再保険に係る事故発生金額及び保険金支払金額は、信用危険に計上しています。

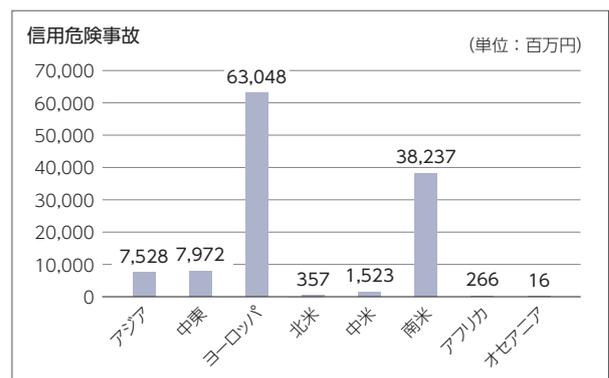
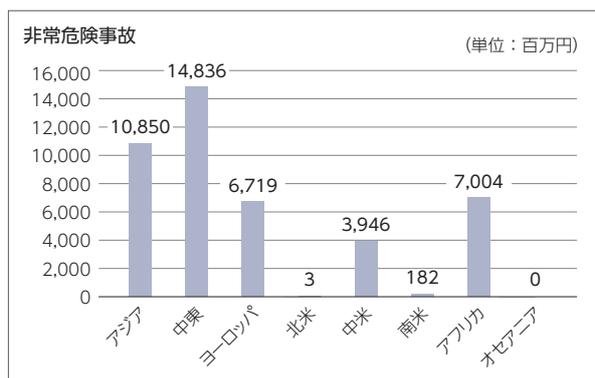
● 事故発生・保険金支払金額の推移 (2020年度～2022年度)



地域別の保険事故発生状況

2022年度の非常危険事故は、約59%が外貨不足の影響を受けたアジア・中東向けの案件で、他にはアフリカやヨーロッパで発生しました。信用危険事故は、ヨーロッパや南米等で大型案件の事故が発生しています。

● 地域別 事故発生金額 (2022年度)



保険引受実績

■ 保険種別引受実績

(単位：百万円)

保険種	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	5,030,034	4,526,832	3,859,827	5,661,939	5,991,044	78.5	5.8
責任期間1年以内	2,908,306	2,810,763	2,052,303	3,204,812	3,542,182	46.4	10.5
責任期間1年超	2,121,728	1,716,069	1,807,525	2,457,126	2,448,862	32.1	△ 0.3
限度額設定型貿易保険	7,443	10,907	15,118	21,726	12,866	0.2	△ 40.8
中小企業・農林水産業輸出代金保険	9,812	13,656	14,562	16,029	17,037	0.2	6.3
簡易通知型包括保険	58,024	51,207	55,545	105,888	136,724	1.8	29.1
輸出手形保険	13,023	12,358	8,865	8,787	9,178	0.1	4.4
前払輸入保険	214	2,844	9,935	671	61	0.0	△ 90.9
海外投資保険	712,045	601,782	622,834	581,101	871,008	11.4	49.9
貿易代金貸付保険	37,083	197,823	36,565	1,771	48,398	0.6	2632.4
海外事業資金貸付保険	342,565	422,132	1,378,107	373,852	266,731	3.5	△ 28.7
再保険	86,219	62,313	142,271	176,033	274,103	3.6	55.7
合 計	6,296,462	5,901,854	6,143,627	6,947,796	7,627,149	100.0	9.8

注1) 保険証券発行日を基に作成しており、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額です(下表も同じ)。

注2) 貿易一般保険において、資本財はすべて責任期間1年超に区分しています(以後同じ)。

注3) 変動金利対応案件については、契約時金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

■ 地域別保険引受実績

(単位：百万円)

地 域	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	3,517,050	3,422,851	2,949,704	3,327,232	4,043,460	49.3	21.5
中 東	661,380	500,303	566,818	1,338,381	947,214	11.6	△ 29.2
ヨーロッパ	638,012	780,216	683,404	695,279	673,420	8.2	△ 3.1
北 米	274,361	245,916	645,106	431,140	590,071	7.2	36.9
中 米	647,942	538,946	411,231	486,433	653,889	8.0	34.4
南 米	442,875	345,257	454,955	545,579	553,392	6.8	1.4
アフリカ	304,254	355,564	685,523	476,971	496,613	6.1	4.1
オセアニア	81,527	72,864	53,872	95,323	84,822	1.0	△ 11.0
国際機関	134,460	16,221	71,842	9,296	155,230	1.9	1569.9

注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

注4) アジアには、中央アジアを含みます(以後同じ)。

注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます(以後同じ)。

保険責任残高

■ 保険種別責任残高

(単位：百万円)

保険種	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	6,994,430	5,968,467	5,278,555	6,592,883	7,374,188	45.8	11.9
責任期間1年以内	2,417,727	2,291,738	1,925,810	2,479,405	3,023,350	18.8	21.9
責任期間1年超	4,576,703	3,676,729	3,352,745	4,113,478	4,350,838	27.0	5.8
限度額設定型貿易保険	11,383	13,211	19,077	27,205	24,993	0.2	△ 8.1
中小企業・農林水産業輸出代金保険	3,817	4,491	4,893	5,214	5,675	0.0	8.8
簡易通知型包括保険	16,415	10,874	19,202	32,138	45,101	0.3	40.3
輸出手形保険	3,224	3,831	2,536	1,657	1,576	0.0	△ 4.9
前払輸入保険	208	2,298	9,796	698	-	-	-
海外投資保険	1,596,806	1,602,810	1,697,292	1,472,327	1,824,912	11.3	23.9
貿易代金貸付保険	923,657	831,832	778,010	747,130	604,720	3.8	△ 19.1
海外事業資金貸付保険	3,608,086	3,365,701	4,084,100	4,607,015	5,304,975	32.9	15.1
再保険	830,151	783,808	831,042	825,080	917,613	5.7	11.2
合 計	13,988,179	12,587,322	12,724,503	14,311,346	16,103,751	100.0	12.5

注1) 外貨建対応の保険契約については、原則、各事業年度末為替レートを適用して作成しています。(下表も同じ)

注2) 変動金利対応案件については、各事業年度末の金利を適用して作成しています(下表も同じ)。

■ 地域別保険責任残高

(単位：百万円)

地 域	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	6,926,035	6,463,037	6,241,627	6,822,605	7,058,523	42.6	3.5
中東	1,945,372	1,673,822	1,551,671	2,442,646	2,847,065	17.2	16.6
ヨーロッパ	930,638	885,666	1,047,275	1,134,007	1,171,324	7.1	3.3
北米	984,054	886,348	1,076,438	1,068,567	1,331,857	8.0	24.6
中米	653,945	444,834	324,080	375,349	492,650	3.0	31.3
南米	685,649	565,177	734,267	827,249	1,156,092	7.0	39.8
アフリカ	952,503	911,884	1,081,938	1,031,503	1,449,628	8.8	40.5
オセアニア	624,052	520,348	426,080	436,098	423,539	2.6	△ 2.9
国際機関	868,089	787,432	727,950	575,017	627,010	3.8	9.0

注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

保険料収入

■ 保険種別保険料収入

(単位：百万円)

保険種	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2022年度	
						構成比 (%)	対前期増減率 (%)
貿易一般保険	12,032	9,932	9,955	13,230	14,646	48.9	10.7
限度額設定型貿易保険	259	433	572	705	375	1.3	△ 46.8
中小企業・農林水産業輸出代金保険	84	125	134	149	168	0.6	13.0
簡易通知型包括保険	127	102	134	253	367	1.2	44.7
輸出手形保険	130	130	124	100	94	0.3	△ 5.8
前払輸入保険	3	17	126	1	0	0.0	△ 84.0
海外投資保険	6,188	6,454	6,516	6,295	7,237	24.2	15.0
貿易代金貸付保険	1,424	9,009	1,696	△ 2,641	△ 444	△ 1.5	△ 83.2
海外事業資金貸付保険	7,018	15,227	9,546	10,717	4,834	16.1	△ 54.9
再保険	2,098	697	3,048	1,635	2,664	8.9	62.9
合計	29,362	42,127	31,852	30,444	29,942	100.0	△ 1.6

注1) 保険責任発生時点で計上。保険証券発行日を基にする引受実績とは年度が必ずしも一致しません。

注2) 2021年度より、保険料は正味収入保険料(元受・受再収入保険料から出再保険料等を控除したもの)で表示しています。

支払保険金

■ 保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位：百万円)

保険種	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)													
貿易一般保険	18,082	2,175	15,907	43,996	36,344	7,652	2,831	104	2,727	1,217	523	694	2,925	918	2,007	9.1	140.4
限度額設定型貿易保険	—	—	—	—	—	—	67	—	67	32	—	32	65	4	61	0.2	102.5
中小企業・農林水産業輸出代金保険	78	—	78	150	—	150	180	—	180	6	—	6	81	21	60	0.3	1,317.7
簡易通知型包括保険	—	—	—	6	—	6	—	—	—	—	—	—	42	—	42	0.1	—
輸出手形保険	10	—	10	35	—	35	84	—	84	22	—	22	—	—	—	—	△ 100.0
前払輸入保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149	—	149	—	—	—	—	△ 100.0
海外投資保険	2,941	2,941	—	234	234	—	1,797	1,797	—	33,830	33,830	—	1,438	1,438	—	4.5	△ 95.7
貿易代金貸付保険	1,807	1,807	—	117	—	117	2,287	2,170	117	7,091	2,188	4,903	7,002	5,059	1,943	21.7	△ 1.3
海外事業資金貸付保険	9,253	—	9,253	11,760	—	11,760	11,724	—	11,724	7,824	—	7,824	7,184	—	7,184	22.3	△ 8.2
再保険	1,325	—	1,325	755	—	755	4,106	—	4,106	11,069	—	11,069	13,522	—	13,522	41.9	22.2
合計	33,497	6,923	26,573	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	32,260	7,441	24,819	100.0	△ 47.3

■ 地域別支払保険金

(単位：百万円)

地域	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度								
	非常危険 事故	信用危険 事故	構成比 (%)	対前期 増減率 (%)													
アジア	12,477	—	12,477	6,154	32	6,121	3,687	73	3,614	6,025	208	5,817	2,663	1,593	1,071	8.3	△ 55.8
中東	5,646	2,103	3,543	34,348	32,259	2,090	235	62	174	109	77	32	1,493	21	1,471	4.6	1,268.3
ヨーロッパ	1,115	1	1,114	43	—	43	1,403	2	1,401	3,045	—	3,045	10,805	726	10,079	33.5	254.8
北米	187	71	116	75	32	43	27	0	27	11	11	—	4	3	1	0.0	△ 62.2
中米	40	—	40	4,114	4,053	61	1,978	1,466	511	584	227	357	5,106	5,059	46	15.8	774.2
南米	11,090	1,807	9,283	11,841	—	11,841	13,544	297	13,246	14,843	4,302	10,541	10,176	38	10,138	31.5	△ 31.4
アフリカ	2,941	2,941	—	106	—	106	2,198	2,170	28	36,620	31,717	4,903	2,014	—	2,014	6.2	△ 94.5
オセアニア	—	—	—	371	202	169	4	—	4	4	—	4	—	—	—	—	△ 100.0
合計	33,497	6,923	26,573	57,052	36,578	20,474	23,076	4,071	19,005	61,241	36,541	24,699	32,260	7,441	24,819	100.0	△ 47.3

回収状況

■非常・信用別回収状況

(単位：百万円)

危険区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
非常	30,068	27,730	20,926	17,454	38,627	69.3	121.3
信用	1,052	3,467	2,533	2,153	17,095	30.7	694.1
合計	31,121	31,197	23,458	19,607	55,722	100.0	184.2

■地域別回収状況

(単位：百万円)

地域	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	構成比 (%)	対前期増減率 (%)
アジア	2,368	3,628	3,845	2,853	1,143	2.1	△ 59.9
中東	11,461	11,930	16,897	11,731	34,105	61.2	190.7
ヨーロッパ	683	771	835	924	7,736	13.9	737.4
北米	81	33	471	15	8	0.0	△ 43.5
中米	1,701	38	9	306	2	0.0	△ 99.3
南米	14,193	14,211	880	3,736	2,091	3.8	△ 44.0
アフリカ	629	586	517	38	10,635	19.1	27956.9
オセアニア	4	-	3	4	1	0.0	△ 72.4
合計	31,121	31,197	23,458	19,607	55,722	100.0	184.2

2022年度の回収状況

非常・信用別の回収状況

2022年度の回収金全体としては、2021年度の約196億円から増加し約557億円（前年度比184.2%増）となりました。

非常・信用別では、パリクラブ・リスケジュールや二国間の回収努力による非常危険事故に関する回収金は約386億円（前年度比121.3%増）、信用危険事故に関する回収金は約171億円（前年度比694.1%増）となりました。

地域別の回収状況

地域別では、中東地域からの回収金が約341億円となり、全体の約6割（61.2%）を占めました。イラク共和国から約86億円（パリクラブの回収金）他を回収しました。

続いて、アフリカ地域からの回収金が約106億円となり、全体の約2割（19.1%）を占めました。エジプト・アラブ共和国から約86億円（信用事故案件の回収金）、ウガンダ共和国から約10億円（非常事故案件の回収金）他を回収しました。

次に、ヨーロッパ地域からの回収金が約77億円で、全体の13.9%を占めました。ロシア連邦から約66億円（信用事故案件の回収金）、セルビア共和国から約8億円（パリクラブの回収金）他を回収しました。

南米地域から約21億円（アルゼンチン共和国約12億円（非常事故案件の回収金）、チリ共和国約9億円（信用事故案件の回収金）他）、アジア地域から約11億円（中華人民共和国約5億円（信用事故案件の回収金）、パキスタン・イスラム共和国約3億円（パリクラブの回収金）他）をそれぞれ回収しました。

その他、北米地域及び中米地域から合計約0.1億円（信用事故案件の回収金）を回収しました。

経済協力開発機構 (OECD)

1 輸出信用保証部会 (ECG 会合及び参加国会合)

OECDは国際経済全般について協議することを目的に1961年に設立され、日本は1964年4月に加盟しました。OECD貿易委員会の下部組織である輸出信用保証部会では、各国輸出信用機関 (ECA) 間の情報交換やNEXIの貿易保険を含む公的輸出信用に係る議論が行われています。NEXIは日本のECAとして、経済産業省等の関係省庁と共に、議論に積極的に参加しています。

また、近年は公的輸出信用分野における金融条件の議論に加え、環境問題、気候変動、贈賄問題や持続可能な貸付といった、ECAの果たすべき社会的責任についても重点的に議論が行われています。

2 OECD公的輸出信用アレンジメント

OECDでは、輸出信用の秩序ある利用と公平な競争環境条件の維持を目的として、参加国間で共通の輸出信用に関するルールであるOECD公的輸出信用アレンジメントを定めています。本アレンジメントは、各ECAが輸出信用を供与する際の共通の条件 (最低保険料水準、頭金、最長償還期間、最低貸出金利及び償還方法等) を規定しています。また船舶、原子力発電所、航空機及び再生可能エネルギー・気候変動緩和技術・水関連プロジェクトなどについては、アレンジメント本則とは別に各セクターの特徴を考慮した条件を適用することができます。NEXIによる輸出信用の供与も、このアレンジメントに従って実施されています。

3 環境への取組み

OECDでは、2001年の環境コモンアプローチの策定以降、定期的な見直しによる取組みの向上を図っており、2016年4月に4度目の見直しが行われました。NEXIでは、環境コモンアプローチを踏まえた「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定め、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトにおいて環境社会配慮が適切になされるよう取り組んでいます。

4 贈賄防止への取組み

不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを禁じた1997年のOECD贈賄防止条約と、2006年の公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告を受け、NEXIでは贈賄防止に対する取組みを行ってきました。2019年3月に当該勧告が改訂されたことから、改訂内容を踏まえた贈賄防止への取組みを強化しています。

NEXIの活動

国内における主な活動	28
海外の関連組織との連携強化	30
持続可能な社会の実現に向けた取組み	33
海外の関連組織との協力	34
中堅・中小企業の海外事業展開の支援	36
主な引受プロジェクト	38
主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)	41

国内における主な活動

アジアグリーン成長パートナーシップ閣僚会合 (AGGPM) への参加

2022年9月26日、NEXIは経済産業省により都内で開催されたアジアグリーン成長パートナーシップ閣僚会合 (AGGPM) に参加しました。

本会合は、世界のエネルギー情勢が大きく変化する中で、持続的な経済成長、気候変動対策、そしてエネルギーセキュリティを実現する、バランスのとれたエネルギートランジションの重要性について議論を深めることなどを目的とし開催されたものです。

NEXIは、本会合の第2部「民間ラウンドテーブル」にて、

弊社代表取締役社長 黒田が登壇しNEXIのエネルギートランジションに向けた取組みについて以下3点を発表いたしました。

1. 脱炭素に向けた移行を進めるアジア諸国への金融支援
2. 中東をはじめエネルギー産出国に対する金融支援
3. 国際金融機関との連携強化

NEXIは今後とも、アジアをはじめとした世界のエネルギートランジションの促進に貢献していきます。



NEXIがスタートアップ支援機関連携協定 (Plus) に参画

2022年11月、NEXIは、技術シーズを生かして事業化等に取り組むスタートアップを支援することを主な目的とするスタートアップ支援機関連携協定 (通称「Plus」、2020年7月に日本の政府系機関9機関により創設) に加盟しました。NEXIの他には、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行などの7機関が新たに加盟し、公的機関のスタートアップ支援が一層強化されました。

Plus加盟後は、加盟機関に対するNEXIの取組み紹介

や、経団連主催の「経済界・行政機関と海外展開を進めるスタートアップとの連携カンファレンス」への出席など、スタートアップ支援に向けた積極的な活動を実施しています。

NEXIはPlusへの加盟を通じて、他のスタートアップ支援機関との情報交換、相互連携を密に行いつつ、貿易保険によるスタートアップの資金調達を含む海外展開を一層支援してまいります。



独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) との基本協定書締結

2023年3月、NEXIは独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) と、水素・CCSなどの新技術分野における連携・協力をを行うことを目的として、基本協定書の締結を行いました。

資源・エネルギー開発の政府系機関として、JOGMECは、2022年11月に、脱炭素燃料である水素・アンモニアなどの製造・貯蔵事業及び二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 事業に対するリスクマネー支援などをその業務範囲に追加しています。NEXIもまた脱炭素化事業への支援

強化を行っており、その一環として2023年3月に資源エネルギー総合保険特約の適用対象に水素及びアンモニアを追加する制度改正を行いました。

両機関が保有する知見や人材などを生かしつつ、水素・CCSなどの新技術分野における情報収集やリスク評価などで連携・協力をを行うことにより、本邦企業による水素・CCS等の新技術分野の案件組成が有機的に促進されるものと期待されます。



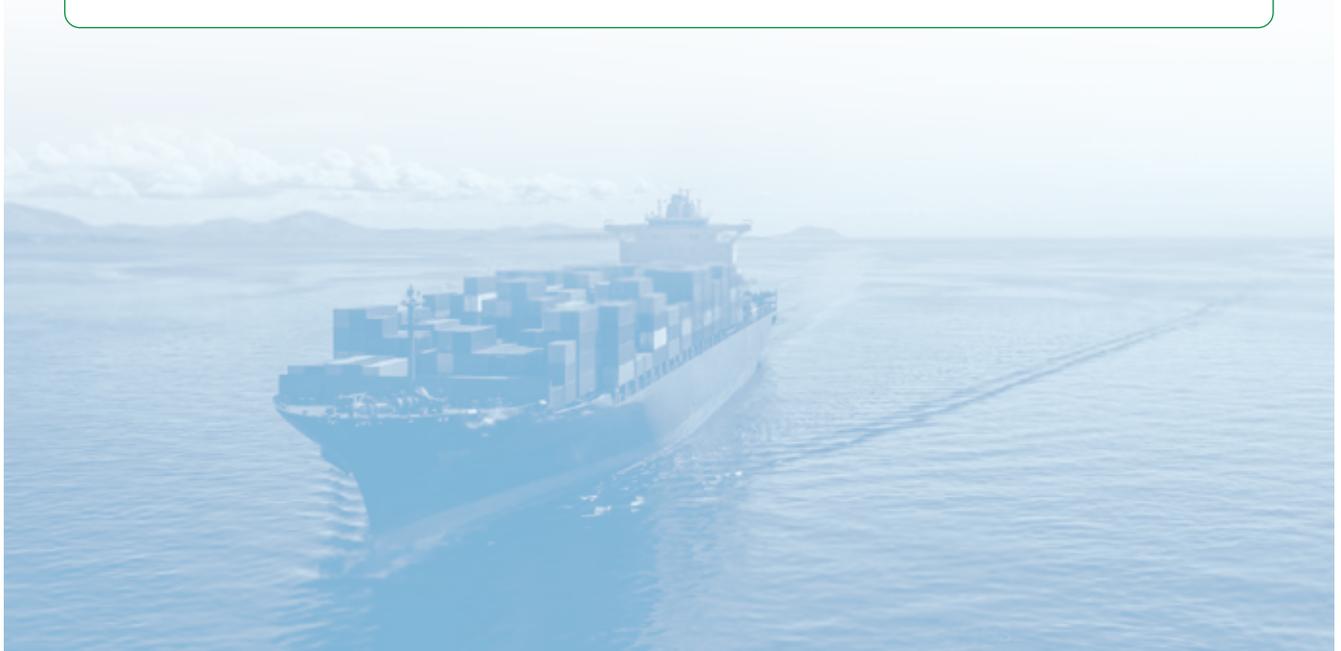
JOGMEC提供 (左からNEXI黒田社長、JOGMEC細野理事長)

ご参考

資源エネルギー総合保険の拡充

資源エネルギー総合保険特約の適用対象である「資源エネルギー」に、「水素・アンモニア」を追加の上、対象資源エネルギーの加工品も含まれる点を明確化しました。

本件は、脱炭素化の政策対応の一環として、将来電源として期待される「水素・アンモニア事業」の支援強化を行うものです。



海外の関連組織との連携強化

インドネシア国営電力会社PT PLN(Persero) (PLN) との協力のための覚書締結など

2022年4月、NEXIはインドネシア共和国（以下、インドネシア）のインドネシア国営電力会社PT PLN (Persero) (PLN) との間で、協力覚書を締結しました。同年11月にはNEXIからPLNへインドネシアの脱炭素化へ向けた支援として最大500百万米ドルの支援を行い、日本企業の技術をPLNへ紹介する機会を設けることなどに合意しました。さらに、2023年3月、AZEC (Asia Zero Emission Community) 閣僚級会合のタイミングで、500百万米ドルの支援うち200百万米ドルの支援について各種融資条件などを確認するために覚書の改定を行いました。

これらはLEADイニシアティブに係る取組みとして、NEXIとPLNとの対話枠組みを構築し、インドネシアの

電力分野における協力体制を強化するとともに、同国における脱炭素に向けた取組みを支援するために締結されたものです。今後、PLNとNEXIの関係強化を通じてインドネシアにおける本邦企業の更なるビジネス拡大が期待されます。



画像提供元：経済産業省

スウェーデン輸出信用債権庁 (EKN) との再保険協定の締結

2022年5月、NEXIは、スウェーデンの輸出信用機関 (ECA) であるスウェーデン輸出信用債権庁 (Swedish Export Credit Agency、以下EKN) との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しました。本再保険協定は、中長期案件の出再及び受再を念頭に置いた相互協定です。本協定の締結により、NEXIとEKNが再保険という形で協力し、日本、スウェーデンの両国企業をより包括的に支援することが可能となります。

スウェーデンには高い技術力を持つ企業が多数所在しており、EKNはそのようなスウェーデン企業の海外展開を支援しています。NEXIとEKNは従前から個別プロジェクトへの協業を通じて連携していたところ、今回の協定を

通じて、再保険も活用した更なる連携深化を図るとともに、脱炭素を含む幅広い社会課題に対し、より一層の協力の下積極的に案件に取り組み、日本・スウェーデン間の産業協力を貿易保険を通じて支援してまいります。



タイ輸出入銀行 (Export-Import Bank of Thailand) との協力のための覚書締結

2022年12月、NEXIは、タイ王国（以下、タイ）の輸出信用機関 (ECA) であるタイ輸出入銀行 (Export-Import Bank of Thailand) との間で、協力覚書を締結いたしました。

本協力覚書は、タイ輸出入銀行とNEXIとの間の協力案件の組成を図るフレームワークに基づき両国の貿易や投資を一層強化することを目的として締結されたものです。今回の覚書締結によって、タイに拠点を置く日本企業から第三国への輸出や投融資の促進を両機関の協力によって効果的に支援することが期待されます。

NEXIは今後とも各国の輸出信用機関との連携を深め

ることにより、日系企業の海外における事業展開を積極的に支援してまいります。



ギリシャ輸出信用 (Export Credit Greece) との協力のための覚書締結

2023年1月、NEXIは、ギリシャ共和国 (以下、ギリシャ) の輸出信用機関 (ECA) であるギリシャ輸出信用 (Export Credit Greece) との間で、協力覚書を締結しました。

本協力覚書は、両国間の貿易と投資の促進に向けた協力の枠組みを構築し、両社の活動に資する情報共有を通じた協調を図る目的で締結されたものです。ギリシャ首相訪日に伴い締結された協力覚書の一つとして日・ギリシャ間の貿易、投資の促進及び経済関係の強化につながることを期待されます。

NEXIは今後とも各国の輸出信用機関との連携を深め

ることにより、日系企業の海外における事業展開を積極的に支援してまいります。



カンボジア鉱業エネルギー省 (Ministry of Mines and Energy) との協力覚書

2023年3月、NEXIはカンボジア鉱業エネルギー省 (Ministry of Mines and Energy、以下MME) との間で、協力覚書を締結しました。カンボジアでは、高い経済成長を背景に電力需要の拡大が見込まれており、これに対応するために電力セクターを中心に多くのインフラ整備プロジェクトが計画されています。また、世界的な気候変動対策が加速しているところ、各国において長期的なカーボンニュートラルの実現に向けた取組みが不可欠となっております。

本協力覚書は、LEADイニシアティブに係る取組みとして、NEXIとMMEとの対話枠組みを構築し、カンボジア国内の送配電ネットワーク強化のための協力関係を深化するとともに、MMEによる現実的なエネルギー転換の実現に向けた取組みを支援するため

に締結されたものです。NEXIは、MMEとの本邦企業の技術紹介及び参画が見込めるプロジェクトなどに係る意見交換を通じて、本邦企業のビジネス拡大を支援していきます。



画像提供元：経済産業省

新技術・スタートアップ支援ワークショップの開催

NEXIは、2023年2月8日 (水) から9日 (木) の2日間の日程で、新技術・スタートアップ支援ワークショップを東京にて開催しました。

本ワークショップは、気候変動対応を含め新技術の社会実装の促進が課題となっていること及び新興・途上国の社会課題の解決にスタートアップ企業の重要性が増していることを踏まえ、ECA間の知見共有を目的に、NEXI主催で実施されました。本ワークショップには、インドのECGC、豪州のEFA、スウェーデンのEKN、独のEuler Hermes、韓国のK-sure及び米国のUSEXIMという各国ECAから引受、審査・リスク管理、事業開発の担当者が参加しました。

NEXIは、今後も各国の関係機関との協力を進め、日系企業の国際展開に貢献してまいります。



海外の関連組織との連携強化

G7 ECA会合への参加

NEXIは、2022年10月27～28日、カナダのトロントにて開催された、G7(カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・日本・英国・米国)各国の貿易保険業務に係るトップ会合(以下、G7 ECA会合)に参加しました。会合では地政学的、経済的及び持続可能性などの観点からの世界経済の状況や各国の取組みなどについて議論を行いました。また今回、新たな取組みとして、各国の貿易保険業務の次世代を担う中堅・若手職員を集めた会合も同時開催され、世界のECAの将来像について議論がなされました。



ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン(国際輸出信用投資保険連合:The International Union of Credit and Investment Insurers)は、世界各国の輸出保険機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共有課題について議論を行う場です。設立会合が1934年にスイスのベルンで開催されたことからベルン・ユニオンと呼ばれるようになり、2022年度末時点では計85機関(ゲストを含む)が参加しています。ベルン・ユニオンでは、春秋の年2回総会が開かれ、意見交換や議論が行われる他、専門家会合やウェビナーといったセッションも随時開催されます。2022年度は、春会合が5月にトルコ・イスタンブールで、秋会合が11月に

ルワンダ・キガリで開催されました。NEXIは両会合に出席し、参加機関と情報交換等を行いました。



秋会合の会場の様子

二国間協議の開催

2022年度は、オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、中華人民共和国の輸出信用機関や政府関係者との二国間協議を開催しました。コロナ禍・アフターコロナにおける対応や事業状況の他、気候変動対応、リスク管理の取組み等、幅広い分野について率直な意見交換を実施しています。

年に一度開催されるこのような協議を通じて、他国機関と一層の連携強化を図るとともに、各国の貿易保険の動向を確認しています。



オーストリアとの二国間協議の様子

持続可能な社会の実現に向けた取組み

環境社会配慮のためのガイドライン

NEXIでは、環境社会問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（環境ガイドライン）」及びそのガイドラインを補完する「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」に基づき、保険契約の対象プロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っています。昨年は2016年以来となる環境ガイドラインの改訂を実施しました。公開のコンサルテーション会合やパブリックコメントの実施を通してステークホルダーの皆様から頂戴したご意見を踏まえ、社会情勢の変化に対応した内容にアップデートいたしました。

2022年度は44件のスクリーニング対象案件について審査を実施しました。審査に当たっては、輸出者などから提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類するスクリーニングを行い（環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C）、カテゴリに応じた確認を実施しています。2022年度も長引くコロナ禍に対応して臨機応変に確認作業を

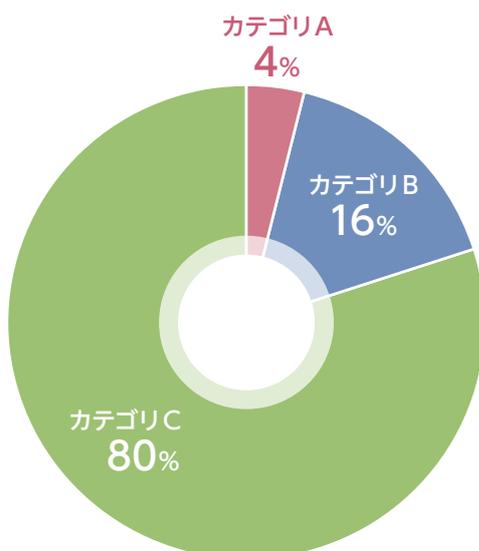
進めてまいりましたが、年度後半には、現地調査が必要な「カテゴリA」の案件について、コロナ禍以後はじめて現地実査を行いました。

環境ガイドラインの遵守を確保するため、NEXIは異議申立手続を導入し、保険引受担当部署から独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しており、引き続き適切な確認に努めてまいります。



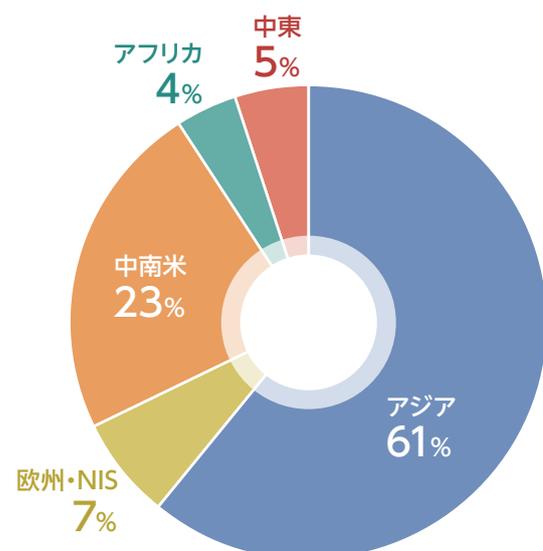
現地調査の様子

2022年度カテゴリ別スクリーニング状況



※環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、Cに分類。

2022年度地域別スクリーニング状況



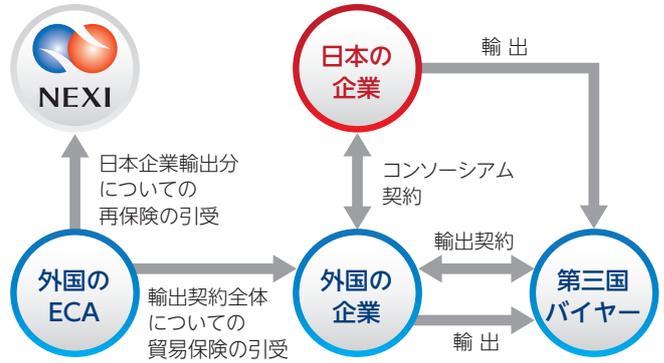
※中東にはトルコ、中南米にはメキシコを含む。

海外の関連組織との協力

国際化・ボーダレス化する日本企業の様々なビジネスニーズに迅速かつ確に対応するため、NEXIは海外の関係機関との間で以下のような協力関係を構築しています。

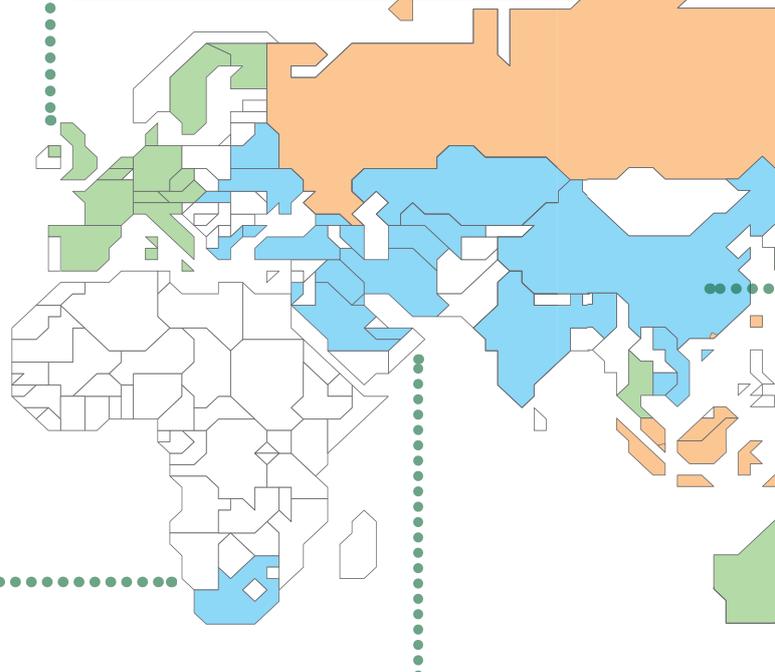
1) One-Stop-Shop再保険

日本企業が外国企業と共同で第三国におけるプロジェクトに参加する場合に、NEXIが日本からの輸出部分等のリスクを引き受けることを目的として、海外の主要な輸出信用機関（ECA）との間でOne-Stop-Shop再保険協定を締結しています。例えば、日本企業が外国企業とコンソーシアム（企業連合）を組んで第三国へ輸出を行う場合、外国企業が日本企業輸出部分を含めた輸出契約金額全体について自国のECAと保険契約を締結し、その上で日本企業輸出部分については、その外国ECAからNEXIが再保険の引受を行います。



■ One-Stop-Shop再保険協定締結先
■ 短期型再保険協定締結先
■ 協力協定締結先

※地図上の各国色分けについて「One-Stop-Shop再保険協定締結先」と「協力協定締結先」が同一国の場合は「One-Stop-Shop再保険協定締結先」の色に、「短期型再保険協定締結先」と「協力協定締結先」が同一国の場合は「短期型再保険協定締結先」の色となっています。



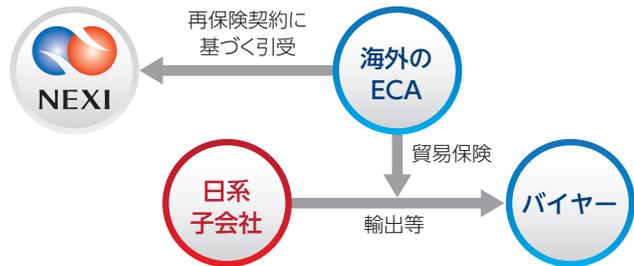
ヨーロッパ		
One-Stop-Shop再保険協定締結先		
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	2002年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	2002年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2002年
ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES)	2003年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	2003年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	2004年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2005年
スイス	スイス連邦輸出信用機関 (SERV)	2007年
フランス	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2017年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	2017年
デンマーク	デンマーク輸出投資基金 (EIFO)	2019年
スウェーデン	スウェーデン輸出信用債権庁 (EKN)	2022年
短期型再保険協定締結先		
ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2016年
協力協定締結先		
フランス	フランス対外経済省 (DREE)	1995年
	フランス公的投資銀行 (Bpifrance)	2016年
イギリス	英国輸出信用保証局 (UKEF)	1995年
ドイツ	ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES) / C&Lドイツ監査会社 (C&L)	1996年
	KfW IPEX 銀行 (KfW IPEX-Bank)	2011年
オーストリア	オーストリア管理銀行株式会社 (OeKB)	1996年
イタリア	イタリア外国貿易保険株式会社 (SACE)	1996年
フィンランド	フィンランド輸出信用会社 (FINNVERA)	1996年
オランダ	アトラディウス信用保険会社 (ATRADIUS)	1996年
スペイン	スペイン輸出信用保険会社 (CESCE)	2000年
ウズベキスタン	ウズベキスタン輸出入保険会社 (UZBEKINVEST)	2007年
ウクライナ	ウクライナ輸出入銀行 (UKREXIMBANK)	2009年
ロシア	ロシア開発対外経済銀行 (VEB)	2009年
ベラルーシ	ベラルーシ銀行 (Belarusbank)	2009年
ロシア	ロシア輸出信用・投資保険機関 (EXIAR)	2013年
トルクメニスタン	トルクメニスタン国立対外経済関係銀行 (TFEB)	2015年
チェコ	チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP)	2015年
カザフスタン	カザフスタン輸出信用・投資保険公社 (KazakhExport)	2016年
ジョージア	ジョージア経済・持続的発展省	2019年
ロシア	Joint Stock Company Siberian Coal Energy Company	2019年
ベルギー	ベルギー信用保険会社 (Credendo)	2019年
ハンガリー	ハンガリー輸出信用保険有限公司 (MEHIB)	2019年
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン経済省	2021年
ギリシャ	ギリシャ輸出信用 (ECG)	2023年

中東		
協力協定締結先		
イスラエル	イスラエル輸出信用保険会社 (ASHRA)	1997年
アブダビ首長国	ムバダラ開発 (MDC)	2008年
イラク	イラク財務省	2011年
	イラク貿易銀行 (TBI)	2011年
イラン	イラン経済財務省	2016年
トルコ	トルコ輸出入銀行 (TURK EXIMBANK)	2017年
サウジアラビア	サウジアラビア財務省	2020年
	公共投資基金 (PIF)	2022年
クウェート	クウェート石油公社 (KPC)	2022年

アフリカ		
協力協定締結先		
南アフリカ	南アフリカ輸出信用保険公社 (ECIC SA)	2005年

2) 短期型再保険

アジア地域等の日系企業による第三国向け輸出支援を目的として、NEXIはアジア等のECAと再保険協定を締結しています。この協定により、アジア等のECAの保険引受余力が引き上げられ、日系企業によるアジア等のECAの貿易保険を活用した対外取引リスクの軽減が容易になりました。



3) 欧米民間保険会社との再保険

NEXIが欧米民間保険会社と短期取引の再保険協定等を通じて引受キャパシティを供与しています。

4) その他の協力関係

NEXIは、ベルン・ユニオンのメンバーである主要ECAや関係機関との間で協力協定を締結し、長期的な協力関係を構築しています。

北アメリカ

One-Stop-Shop再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2018年
アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	2012年
-----	-----------------	-------

協力協定締結先

アメリカ	米国輸出入銀行 (US EXIMBANK)	1991年
カナダ	カナダ輸出開発公社 (EDC)	1997年
アメリカ	米国エネルギー省 (DOE)	2009年
	米国国際開発金融公社 (USDFC)	2017年

南アメリカ

協力協定締結先

ブラジル	ヴァーレ (VALE)	2008年
	ペトロブラス (PETROBRAS)	2008年
	ブラジル国立経済社会開発銀行 (BNDES)	2009年
	ブラジル保証基金管理機関 (ABGF)	2017年

アジア・オセアニア

One-Stop-Shop再保険協定締結先

オーストラリア	オーストラリア輸出信用機関 (EFA)	2005年
韓国	韓国貿易保険公社 (KSURE)	2011年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2019年

短期型再保険協定締結先

シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	2004年
マレーシア	マレーシア輸出入銀行 (MEXIM)	2006年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2009年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2009年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2010年
香港	香港輸出信用保険会社 (HKECIC)	2012年

協力協定締結先

韓国	韓国輸出保険公社 (KSURE)	1994年
シンガポール	シンガポール輸出信用保険会社 (ECICS)	1997年
台湾	台湾輸出入銀行 (TEBC)	2005年
インドネシア	インドネシア輸出保険公社 (ASEI)	2008年
ベトナム	ペトロベトナム (PETROVIETNAM)	2010年
	ベトナム財政省	2014年
インドネシア	プルタミナ (Pertamina)	2015年
	インドネシア国営電力会社 PT PLN (Persero) (PLN)	2022年
中国	中国輸出信用保険公社 (SINOSURE)	2018年
インド	インド輸出信用機関 (ECGC)	2018年
オーストラリア	オーストラリア外務貿易省 (DFAT) / オーストラリア輸出信用機関 (EFA)	2018年
タイ	タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK)	2020年
カンボジア	鉱業エネルギー省 (MME)	2023年

欧米民間保険会社との再保険協定締結先

ユーラーヘルメス保険会社 (EULER-HERMES) (民間部門)	2013年
フランス貿易保険会社 (COFACE) (民間部門)	2014年
アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG)	2015年
Tokio Marine HCC (HCC)	2016年
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) /MS Amlin	2019年
Credendo-Ingosstrakh Credit Insurance, LLC	2019年

国際機関

協力協定締結先

APECメンバーの輸出保険機関・輸出金融機関 (12か国15機関)	1997年
欧州投資銀行 (EIB)	2018年
イスラム開発銀行 (IsDB)	2019年
アフリカ貿易保険機構 (ATI)	2019年
国際金融公社 (IFC)	2020年
欧州復興開発銀行 (EBRD)	2020年
多数国間投資保証機関 (MIGA)	2020年
東部南部アフリカ貿易開発銀行 (TDB)	2021年
イスラム投資・輸出保険機関 (ICIEC)	2021年
アフリカ輸出入銀行 (Afreximbank)	2022年

中堅・中小企業の海外事業展開の支援

3機関連携による「海外ビジネス支援パッケージ」の構築

NEXIと株式会社日本政策金融公庫（以下、公庫）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、機構）は、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者への支援をより一層強化するため、3機関連携による「海外ビジネス支援パッケージ」（以下、本スキーム）を構築、2022年12月19日にリリースしました。

本スキームは、海外販売先開拓・拡大を図る中小企業・小規模事業者に対し、3機関の強みを生かすことにより、課題やニーズの把握から、海外ビジネスマッチング支援や金融支援まで、切れ目なく一体となって行っていくものであり、2022年12月16日に経済産業省が発表した「新規輸出1万者支援プログラム」にも沿った取組みとなっています。

本スキームにおいてNEXIは、貿易保険による取引リスク引受のみならず、国別・業種別海外バイヤー情報を提供することで、海外販売先選定の支援も行います。

また、今後は各地域において、地域金融機関にも参加いただき、本スキームを拡大していきます。

NEXIは、公庫及び機構との連携を通じ、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組んでまいります。



沖縄県貿易協会とのMOU締結

NEXIは、2023年3月12日、沖縄県企業への貿易保険の普及を目的に沖縄県貿易協会と業務協力に関する覚書（MOU）を締結しました。沖縄県貿易協会との覚書締結は、各地の貿易協会をはじめとする民間の貿易支援機関の中で、全国で初めてとなります。また、本締結式には西村康稔経済産業大臣のご臨席を賜り、政府とNEXIが一丸となった輸出支援取組みを、強く沖縄県の企業にアピールする良い機会となりました。

沖縄県貿易協会との業務協力は、会員企業等への貿易保険説明会等の普及活動や、海外バイヤー格付情報、カントリーリスクを含む情報提供等を想定しております。

また、覚書締結に先駆けて開催された沖縄県貿易協会主催の特別講演会では、NEXI黒田社長より「混迷する

世界情勢の中でのリスクヘッジの必要性と貿易保険」のテーマで、コロナ禍やウクライナ危機における貿易保険の役割について講演を行い、多くの企業にお集まりいただきました。

沖縄県貿易協会との業務協力により、より多くの沖縄県内企業の皆様に貿易保険をご利用いただき、今後の沖縄県の輸出拡大等貿易全般の更なる活性化並びに県経済の発展につながるよう、引き続きサポートしてまいります。



地域での認知度及び利用度を高めるための活動

新潟県・燕三条地域での取組み

NEXIでは、利用を検討している企業からのご連絡を待ってご相談に応じるのみではなく、全国各地への出張などにより、輸出企業が集まる地域でNEXIの保険・サービスを「知ってもらう」、そしてNEXI自身が地域企業の輸出やリスクに対する姿勢を「知る」ための継続した情報発信・収集活動を実施しています。

2022年度は金属加工業の多い新潟県・燕三条地域で独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）新潟貿易情報センター、公益財団法人燕三条地場産業振興センター及び株式会社第四北越銀行の協力を得て、セミナー・相談会を複数回開催するとともに、輸出企業との面談機会を増やして

話をお聴きする取組みを開始しました。1社ごとの都度相談対応では見えなかった企業規模、業種及び商材などによる決済リスクへの対処の仕方（前払・後払い、リスクヘッジ策など）を地場マーケット単位で理解することで、ニーズやご要望に応じやすくするためです。

NEXIは、今後も各都道府県において、地域と結びつきが深く、知見をもつ支援機関及び提携金融機関と連携しながら、輸出企業の成長ステージに応じた各種サポートを提供できるようにマーケットへの積極的なアプローチを続けます。



農林水産品・食品拡大支援

NEXIは、政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額目標達成のための「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の具体的な実行策として、2022年度は新たに3つの取組みを進めました。

1) 農林水産品・食品輸出向け「簡易通知型包括保険」利用の要件緩和

農林水産省の支援する農林水産品・食品輸出者に対し、輸出契約ごとではなく月ごとの輸出実績の事後報告で保険手続が可能となる「簡易通知型包括保険」をご利用いただきやすくするよう、同保険の要件を緩和しました。

2) 民間損害保険会社との連携による広報強化

輸出促進支援を行う地方農政局や都道府県等とネットワークを持つ民間保険会社と連携し、NEXIの保険商品を含めて農林水産品・食品輸出に係るリスクや対処法について紹介する取組みを強化しています。

3) 展示会等イベントへの出展・参加

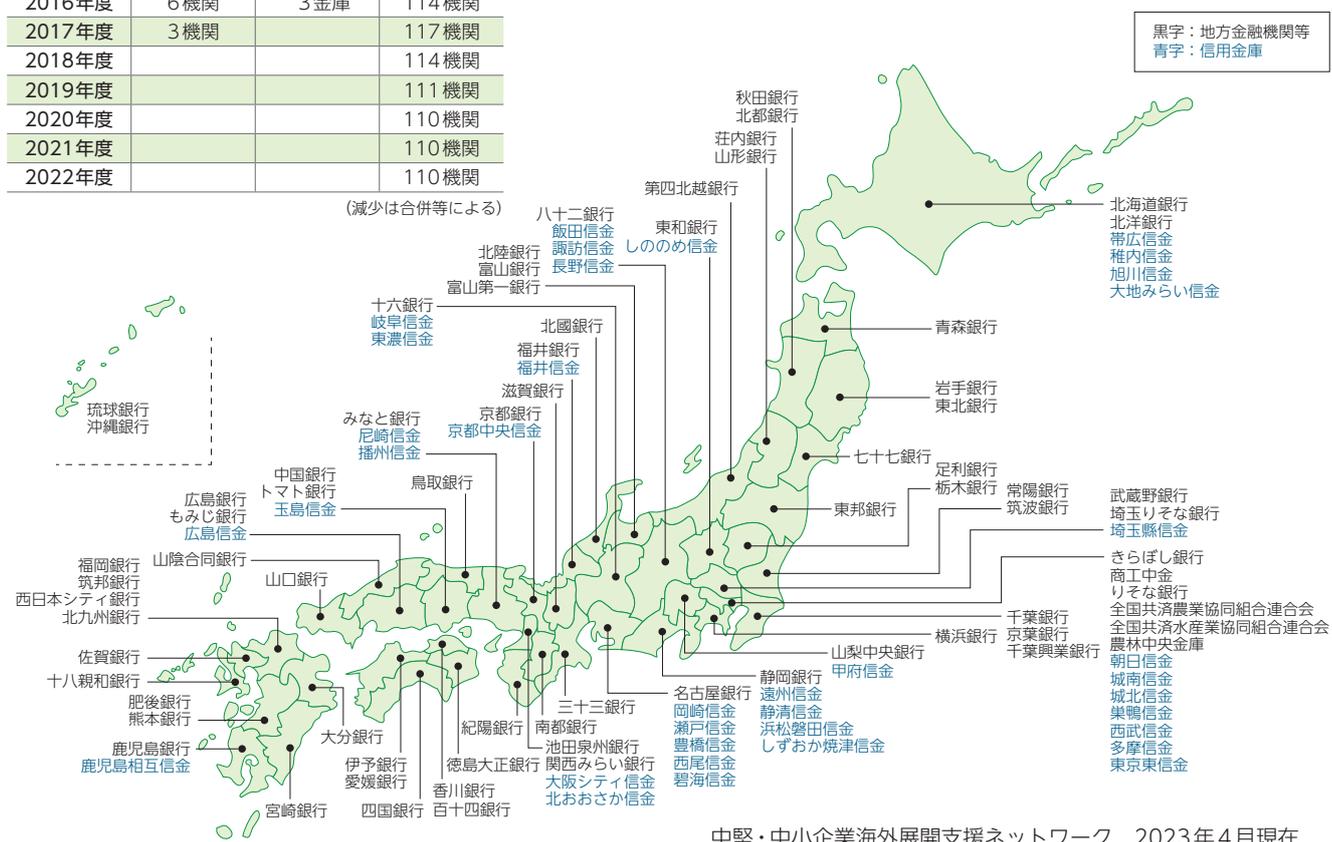
「第6回“日本の食品”輸出EXPO」や「GFP北海道輸出セミナー＆マッチングin札幌」など、農林水産品・食品輸出に関する展示会等のイベントに出展・参加し、貿易保険の広報活動を行いました。

中堅・中小企業に対する支援ネットワーク

2011年度にスタートした「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は、2023年4月現在全国47都道府県において地方銀行・信用金庫、農林水産業関係機関等計110機関と提携しております。

年度別新規提携数（現在110機関）

年度	地銀等	信金	累計
2013年度	20行		49機関
2014年度	6行	22金庫	77機関
2015年度	12行	16金庫	105機関
2016年度	6機関	3金庫	114機関
2017年度	3機関		117機関
2018年度			114機関
2019年度			111機関
2020年度			110機関
2021年度			110機関
2022年度			110機関



主な引受プロジェクト

エチオピア連邦民主共和国 | 総合通信事業投資プロジェクト

住友商事株式会社(住友商事)は、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(以下、英国)のVodafone Group Plc(Vodafone)、Vodafoneグループの通信事業者であるケニア共和国のSafaricom Plc、南アフリカ共和国のVodacom Group Ltd及び英国の投資ファンドであるBritish International Investment(旧CDC Group Plc)と共同で設立した合弁会社Global Partnership for Ethiopia BV(GPE)を通じ、エチオピア連邦民主共和国(以下、エチオピア)において総合通信事業を行うことになりました。

NEXIは、本プロジェクトに係る住友商事の投資について、アフリカ貿易保険機構(ATI)から再保険の引受を行いました。本件は、2019年にNEXIがATIと締結した協力覚書に基づき引受を行う第1号案件となります。

エチオピアでは、これまで携帯電話の普及率が低く留まっていた。しかし、アビィ・アハメド首相のリーダーシップの下、通信市場の民営化及び外資開放が進み、携帯電話普及率の上昇やモバイルマネー事業の拡大が見込まれています。また、日本政府が推進する「インフラシステム海外展開戦略2025」において、情報通信分野における具体的施策として「質の高いICTインフラ投資」が掲げられているところ、本プロジェクトに

おいては、日本企業による質の高い通信サービス提供の拡大が期待されています。

NEXIは本プロジェクトを支援することにより、日本企業によるアフリカ進出の拡大及びエチオピア通信市場の拡大、ひいては同国のさらなる成長に貢献してまいります。

保険契約締結：2022年4月



写真提供：住友商事株式会社

エジプト・アラブ共和国 | Amunet風力発電プロジェクト

本プロジェクトは、住友商事株式会社が出資するAmunet Wind Power Company S.A.E.が、エジプト・アラブ共和国(以下、エジプト)の首都カイロより南東約240キロメートルに位置するスエズ湾沿いの紅海県ラスガレブ地区において、発電容量約500MWの陸上風力発電所を建設・所有・運営し、商業運転開始から25年間にわたり、エジプト送電公社向けに売電を行う事業です。

NEXIは、本プロジェクトがプロジェクトファイナンスにより調達する資金のうち、スタンダードチャータード銀行東京支店、株式会社三井住友銀行(三井住友銀行)、三井住友信託銀行株式会社による融資(約187百万米ドル)及び三井住友銀行が保証を提供する金利スワップ契約について保険の引受を行いました。株式会社国際協力銀行(JBIC)及び世界銀行グループの国際金融公社(IFC)も本プロジェクトへの融資を決定しています。

エジプト政府は、2016年に同国の長期開発戦略である「Egypt Vision 2030」を発表しました。エネルギーセクターにおける施策の柱の一つが再生可能エネルギーの普及であり、風力発電案件及び太陽光発電案件に積極的に取り組んでいく意向です。また、エジプト政府は2035年までに同国の電源に占める再生可能エネルギー比率を42%まで

高める計画を立案しており、本プロジェクトは、その方針に沿うもので、エジプト政府にとって取組み意義の高い案件です。

本プロジェクトは、環境保全・気候変動対策への取組みとなることから、NEXIが積極的に支援するLEADイニシアティブの先導的要素のうち、ENVIRONMENT & ENERGYに合致するもので、環境イノベーション保険の適用案件でもあります。

NEXIが本プロジェクトを支援することにより、日本企業の北アフリカ地域における事業機会の拡大、ひいては再生可能エネルギー開発を含めた国際競争力の維持・向上につながることを期待されます。

保険契約締結：2023年3月



写真提供：住友商事株式会社

シンガポール共和国 | Wan Hai Lines(Singapore) Pte Ltd.向けコンテナ船輸出支援

NEXIIは、台湾法人Wan Hai Lines Ltd.(WHL)のグループ企業であるシンガポール法人Wan Hai Lines(Singapore) Pte Ltd(WHLS)が、ジャパンマリユナイテッド株式会社(JMU)及び日本シッパード株式会社(NSY)が建造する3,013TEU級のコンテナ船12隻を購入する資金の融資に対して、保険の引受を行いました。本融資は、シティバンク、エヌ・エイ東京支店(シティバンク)、株式会社みずほ銀行及び株式会社国際協力銀行(JBIC)の協調融資で、NEXIIはこのうち、本邦金融機関による融資部分に対して保険の引受を行いました。

WHLグループは、コンテナ輸送事業を主力とする台湾の大手海運企業であり、アジア域内を中心に北米航路やインド・中東航路など幅広い運航ネットワークと顧客基盤を有し、近年のコンテナ船需要増も踏まえて船隊の増強を行っています。NEXIIは、2020年3月にも、WHLSがJMU及びNSYから購入する8隻のコンテナ船購入代金の融資に対して保険を引き受けており、本プロジェクトはこれに続く第2号案件となります。

「インフラシステム海外展開戦略2025」においても日本企業による船舶輸出の推進が打ち出されているところ、

NEXIIは、今後も日本の政策金融機関として、日本企業の輸出取引を積極的に支援してまいります。

保険契約締結：2022年9月



写真提供：Wan Hai Lines(Singapore) Pte Ltd.

ウズベキスタン共和国 | JSC “Uzbektelecom” 向け通信設備等輸出プロジェクト

NEXIIは、ウズベキスタン共和国(以下、ウズベキスタン)の国営通信事業者であるJSC “Uzbektelecom”(ウズベクテレコム)向け融資に対して、保険の引受を行いました。

本件は、ウズベクテレコムが豊田通商株式会社を通して日本電気株式会社(NEC)、株式会社インターネットイニシアティブ(IIJ)及びNTTコミュニケーションズ株式会社が提供する通信設備などを購入し、基幹通信システムを構築するために必要な資金を融資するプロジェクトです。ウズベクテレコムに対して、株式会社三菱UFJ銀行(MUFG)及び株式会社国際協力銀行(JBIC)が協調融資を行い、このうちMUFGの融資についてNEXIIが融資保険を引き受けたものです。

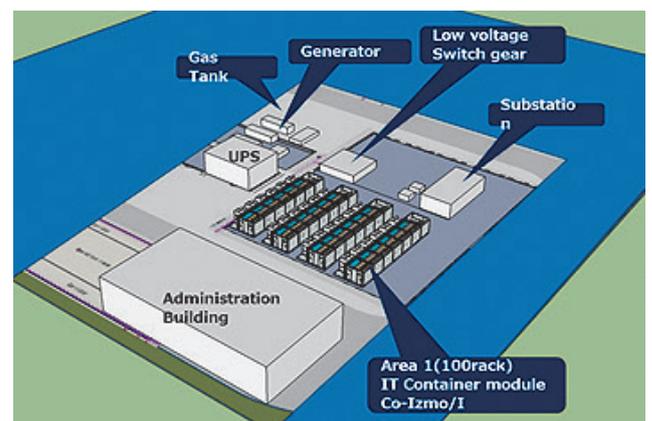
NEXIIにとって、ウズベキスタンの通信環境を整備するプロジェクトに対し保険引受を通じて支援するのは、2015年のデジタルTV放送全国網プロジェクト及び2019年の基幹通信システム輸出に係るプロジェクトに次いで、3件目となります。

本プロジェクトは、ウズベキスタンの通信インフラの高速化・大容量化に資する取組みであり、ウズベキスタン政府が推進するデジタル社会への移行を後押しするものです。2022年に日本とウズベキスタンが外交関係樹立

30周年の節目を迎えた中、日ウズベキスタン両国の更なる関係強化に貢献することが期待されます。

保険契約締結：2023年3月

(イメージ図)



写真提供：株式会社インターネットイニシアティブ

主な引受プロジェクト

米国 | KLMオランダ航空及びトルコ航空向けボーイング787型機等の輸出支援

NEXIは、米国の輸出信用機関 (ECA) である米国輸出入銀行 (US Export-Import Bank、以下米輸銀) が行うKLMオランダ航空向けボーイング777-300ER型機2機及び787-10型機2機並びにトルコ航空向けボーイング787-9型機1機に係る輸出信用につき、再保険の引受を行いました。本件は、2004年にNEXIが米輸銀との間で締結した再保険協定に基づく航空機の再保険案件であり、コロナ禍を経て、約6年ぶりの米輸銀からの再保険引受となりました。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延により、世界各地で渡航制限やロックダウンが行われる中、世界の航空会社も大きな影響を受けました。足元では、国内線や近距離路線を中心に需要の回復も見られる中、世界の主力航空会社の一角である両社による新規の航空機発注は、航空業界のコロナ禍からの脱却を示すものとなりました。

ボーイング777型機及び787型機の機体開発・製造においては、日本企業がパートナーとして米ボーイング社との共同開発に参画し、生産分担割合はそれぞれ機体構造部分の約21%(B777型機)、約35%(B787型機)となっています。また、ボーイング787型機に搭載されているエンジンについても日本企業が国際共同開発に参画しているほか、構造材料(炭素繊維複合材料)や航空機部品(タイヤ、ラバトリー、ギャレー及び客室サービスシステム等)を含め、日本企業がその製造に幅広く関与しています。

NEXIが米輸銀と協調してボーイング777型機及び787型機の輸出支援を行うことは、当該航空機開発・製造に係る国際共同プロジェクトを輸出信用面から支援する意義を有しています。

NEXIは今後とも再保険を通じた外部機関との協力により、日本企業の国際的な事業展開を積極的に支援してまいります。

保険契約締結：2022年7月、10月、2023年1月



写真提供：KLM Royal Dutch Airlines, Turkish Airlines

トルコ共和国 | Yapi Kredi Finansal Kiralama A.O.向けクレーン輸出プロジェクト

NEXIは、トルコ共和国(以下、トルコ)法人Yapi Kredi Finansal Kiralama A.O.(YKL)向け融資に対して、保険の引受を行いました。本件は、トルコ内外にて港湾事業を展開するYilport Holding A.S.(Yilport)が株式会社三井E&Sマシナリー(三井E&Sマシナリー、現三井E&S)から港湾用コンテナクレーン計4基を購入するために必要な資金をYKLによるファイナンスリースを通して融資するプロジェクトです。BNPパリバ銀行東京支店及び株式会社国際協力銀行(JBIC)が協調融資を行い、NEXIはこのうちBNPパリバ銀行東京支店の融資に対して保険の引受を行いました。

本プロジェクトの納入先であるYilportは、トルコの有力財閥であるYildrim Holding A.S.傘下の港湾運営会社です。本プロジェクトへの付保により、三井E&Sがコンテナクレーンを輸出販売する際に、ファイナンスも含めた提案ができ、同社の競争力の向上及びYilportとの更なる関係強化に寄与しました。NEXIが三井E&SのYilport向けのコンテナクレーンの納入を支援したのは、2014年に続き

本件が2件目です。

NEXIは、引き続き日本の政策金融機関として、日本企業による質の高いインフラ設備などの輸出及び産業界の脱炭素化を積極的に支援してまいります。

保険契約締結：2022年6月



写真提供：株式会社三井E&S

主な引受プロジェクト (中堅・中小企業の海外展開支援)

玩具輸出

NEXIIは、愛知県名古屋市の銀鳥貿易有限会社(銀鳥貿易)のベトナム社会主義共和国向けの玩具輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

銀鳥貿易は、1969年の設立以来、「まなびとあそびですべての子どもを笑顔にする」をテーマに、子ども向け商品の企画・販売を行っております。子どもたちが直接手を触れる商品を取り扱うことから、原則として『日本玩具協会』が定める玩具安全基準(ST基準)適合検査に合格したことを証明するSTマークを取得し、子どもたちが安心して遊べる商品づくりを行う企業です。

本案件は、新たな取引先の輸出代金回収リスクの軽減手段として、銀鳥貿易が貿易保険を活用したケースです。

NEXIIは、これからも貿易保険の提供を通じて、中堅・中小企業が安心して海外との取引を進められる環境づくりに貢献してまいります。

保険利用対象輸出金額：約200万円

保険契約締結：2022年7月



写真提供：銀鳥貿易有限会社

エコ輸出

NEXIIは、沖縄県の株式会社SOIK(ソワック)によるコンゴ民主共和国(以下、コンゴ)向けのエコ輸出取引について、貿易一般保険(個別)の引受を行いました。

ソワックは、コンゴの現地法人を活用してアフリカ向けのデジタルヘルス事業を手掛けるスタートアップです。社名であるSOIKはフランス語のsoin quotidien(日々のケア)に由来しており、2019年の創業以来、コンゴで命を救うための活動を通じてSDGsに貢献することを目標に、デジタルヘルスケアソリューション事業を展開しております。2021年には、日本企業として初めてコンゴ保健省と官民連携パートナーシップ協定を締結しました。

今回の保険引受は、ソワックが開発・提供しているデジタル産科ソリューションSPAQ(エスパック)のキット130セットなどを納入するものです。日本の100倍に上る現地の妊産婦死亡率の低下に貢献するため、各地の小規模医療施設に配布され、妊婦さんの命を救うために活用される予定です。

本件はソワックの初めての対コンゴ政府向けの受注案件であり、またNEXIIとして初めてのコンゴ保健省案件に対する保険適用となりました。貿易保険の利用により取引先の輸出代金の支払遅延によるリスクヘッジが可能となり、

スタートアップ企業が安心して事業推進に注力することに寄与しています。

NEXIIは、今後も貿易保険を通じてスタートアップ企業も含めた中堅・中小企業の海外展開を積極的に支援してまいります。

保険利用対象輸出金額：約6,300万円

保険契約締結：2023年2月



写真提供：株式会社SOIK

中古繊維機械輸出

NEXIは、株式会社辻機械（辻機械）のインド共和国向け輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

辻機械は、1967年に製造業とメンテナンス事業を中心とした鉄工所として福井県福井市に設立されました。これに加え、現在では世界各国に中古繊維機械を輸出する事業も展開しています。これまでに、大韓民国、パキスタン・イスラム共和国、タイ王国、バングラデシュ人民共和国、インドネシア共和国、フランス共和国、ネパール及びメキシコ合衆国といった数多くの国への輸出実績を有しています。

辻機械は、輸出代金回収リスクの軽減手段及び資金調達の債権保全手段として、貿易保険を活用しています。

NEXIはこれからも、貿易保険を提供することで、海外市場開拓を行う中堅・中小企業を積極的に支援してまいります。

保険利用対象輸出金額：約4,000万円

保険契約締結：2022年12月



写真提供：株式会社辻機械

液体検査装置輸出

NEXIは、広島県の株式会社熊平製作所（熊平製作所）のルーマニア向けの液体検査装置輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

熊平製作所は、金庫の販売・修理を目的に1898年に創業し、今日では、1世紀の歴史を有する技術力・ノウハウを背景に、お客様からの要望に即したトータルセキュリティ製品を開発・製造しています。

従来、熊平製作所は海外への輸出取引のリスク管理を徹底し、リスクの低い決済方法による取引を行っていましたが、新型コロナウイルスの影響で、海外の取引先によってはこれまでの取引条件による受注が難しい状況が発生していました。貿易保険を活用して輸出代金回収リスクを軽減することで、取引先のニーズに沿った決済条件にて取引を継続することができました。

NEXIは、今後も中堅・中小企業の多様な取引リスク軽減のニーズに応じた貿易保険を提案し、輸出拡大を側面から支援していく方針です。

保険利用対象輸出金額：約200万円

保険契約締結：2022年8月



写真提供：株式会社熊平製作所

半導体製造プロセス装置輸出

NEXIIは、埼玉県の株式会社テクノビジョン（テクノビジョン）のシンガポール共和国向けの半導体製造プロセス装置輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

テクノビジョンは1987年の創業以来、洗浄技術及び組立技術をコアに、半導体製造装置の開発、製造及び輸出輸入業務を行っている企業です。お客様の立場に立った視点で技術、製品及びサービスの提供をするという方針の下、製品作りを通じた社会貢献を目指しています。今回、海外企業との取引における代金回収リスクに備えるために、埼玉縣信用金庫より紹介を受けて、貿易保険を利用することとなりました。

NEXIIは、全国の信用金庫及び地方金融機関等との提携により構築した「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」を活用しながら、全国の中堅・中小企業による海外展開を積極的に支援してまいります。

保険利用対象輸出金額：約2,200万円

保険契約締結：2022年7月



写真提供：株式会社テクノビジョン

タルク製品輸出

NEXIIは、大阪府大阪市浪速区の日本タルク株式会社（日本タルク）のスペイン王国向けのタルク製品輸出取引において、限度額設定型貿易保険の引受を行いました。

日本タルクは、1934年の設立以来「人と資源の豊かな共生」をテーマに、プラスチックや塗料の充填材となるタルク製品の専門メーカーとして、研究開発の強化及び独自の製造技術開発を行っています。また、海外展開にも注力しており、パキスタンなどで採掘したタルクを現地で加工し、仲介貿易により欧州などへ出荷しています。

本案件は、特定の取引先との継続取引に対する代金回収不能リスクの軽減手段として、日本タルクが貿易保険を活用したケースです。

NEXIIはこれからも貿易保険の提供を通して、日本企業の社内与信管理強化と共に、海外のパートナーとの安定的な取引継続をサポートしてまいります。

保険利用対象輸出金額：年間計約4,000万円

保険契約締結：2023年3月



写真提供：日本タルク株式会社

精米輸出

NEXIは、神奈川県の子田みずほ株式会社(子田みずほ)の、中華人民共和国向けの精米輸出取引について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

子田みずほは、1919年の創業以来、100年以上にわたり「お客様の満足向上を図り、常に信頼される製品を提供することが、日本の食文化を大切にする」を経営理念に、ブランドに捉われない品質優先のお米、環境にやさしく洗わずに炊ける無洗米及び地球にやさしい特別栽培米や有機米など、様々なお米の仕入、精米、加工及び販売を行っております。

今回、NEXIの業務提携先である株式会社横浜銀行から紹介を受け、中国向け輸出取引における代金回収リスクを軽減するために貿易保険を利用することとなりました。

NEXIは、今後も提携機関との連携を強化し貿易保険の利用を促進することで、農林水産業に携わる皆様の海外展開を推進してまいります。

保険利用対象輸出金額：約200万円

保険契約締結：2022年6月



写真提供：子田みずほ株式会社

牛肉(和牛)輸出

NEXIは、北海道グローバル事業推進機構株式会社(北海道グローバル)のカタール向けの牛肉(和牛)輸出取引について、貿易一般保険(個別)の引受を行いました。

北海道グローバルは、2016年に創業し、北海道の牛肉・海産物・加工品などの逸品食材・食品の輸出販売を行っています。また、北海道の逸品を海外マーケットに展開するため、対象国からの認可取得・現地の輸入・卸し・再販ルート整備などにも取り組み、北海道から海外マーケットへの一気通貫のビジネスを創り・育てる事業に専念しています。

今回、北海道グローバルは、中東向けの北海道産牛肉の輸出取引について輸出不能リスク及び代金回収リスクに備えるべく、貿易保険を活用しました。

今後もNEXIは、貿易保険の提供を通じて、日本全国の農林水産物・食品の輸出拡大に貢献してまいります。

保険利用対象輸出金額：約600万円

保険契約締結：2022年11月



写真提供：北海道グローバル事業推進機構株式会社

インド向け薬品輸出

NEXIIは、東京都のディップソール株式会社（ディップソール）のインド向けの薬品輸出において、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

ディップソールは1953年に設立し、金属表面処理剤の研究開発・製造及び販売をグローバルに展開しています。ディップソールは、自動車・バイク及び航空機といった輸送機器、日常には欠かせない電化製品やモバイル電子機器並びに重工業で使用されている建機などに不可欠な表面処理技術を通じて、より安全でより豊かな暮らし創りを目指しています。

今回、ディップソールはインド向けの輸出契約について、貿易保険を利用しました。これにより代金回収リスクを軽減することができ、安心して新たな取引先との初めての輸出取引を行うことができました。

NEXIIは引き続き貿易保険を提供することで、積極的に新規取引先を開拓する日本企業の挑戦をサポートしてまいります。

保険利用対象輸出金額：約200万円

保険契約締結：2022年9月



写真提供：ディップソール株式会社

チップソー（超硬チップつき丸ノコの刃）輸出

NEXIIは、静岡県浜松市の株式会社スギヤマ（スギヤマ）の台湾向けのチップソー輸出について、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

スギヤマは、素材や用途に合わせた幅広いチップソーを展開しています。さらに経験と独自技術を生かし、ユーザーのニーズに合わせて製品設計を行い、国際市場の多様化するニーズに柔軟に対応しております。2022年には、ものづくり補助金を活用した全国の企業が開発した新製品、サービス及び技術等の様々な分野の成果を発表する「中小企業 新ものづくり・新サービス展」にも出展し、SDGs及び循環型社会の実現に向けて、技術を発信しています。

公益社団法人静岡県国際経済振興会（SIBA）及び株式会社静岡銀行からの紹介*を通じて貿易保険を活用することにより、輸出における代金回収リスクを軽減することができました。

NEXIIは、貿易保険を提供することで輸出に係るリスクを軽減し、高い技術力で海外ユーザーの期待に応える

中堅・中小企業への支援を継続してまいります。

※NEXIIとは連携支援機関(SIBA)、業務提携(静岡銀行)の関係です。

保険利用対象輸出金額：約2,500万円

保険契約締結：2022年6月より



写真提供：株式会社スギヤマ

水産物輸出

NEXIは、北海道の株式会社ノースコープぎょれん(ノースコープぎょれん)の中華人民共和国向けの水産物輸出取引において、中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受を行いました。

ノースコープぎょれんは、北海道産水産物の安定供給を目指すぎょれんグループの関連会社として1989年に設立され、北海道産水産物・加工品の輸出及び輸入を行っています。

今回、NEXIの業務提携機関先である株式会社北洋銀行より紹介を受けたノースコープぎょれんは、中小企業・農林水産業輸出代金保険の利用によって、取引先のカントリーリスク及び代金回収リスクを軽減することができました。

今後もNEXIは、対外取引におけるリスク回避のツールとして貿易保険を提供することで、国産の農林水産物及び食品の輸出拡大に取り組む企業の皆様を支援してまいります。

保険利用対象輸出金額：約2,200万円

保険契約締結：2023年1月



写真提供：株式会社ノースコープぎょれん

船舶用ポンプ輸出

NEXIは、山口県の大晃機械工業株式会社(大晃機械工業)の大韓民国向けの船舶用ポンプの輸出取引について、貿易一般保険(個別)の引受を行いました。

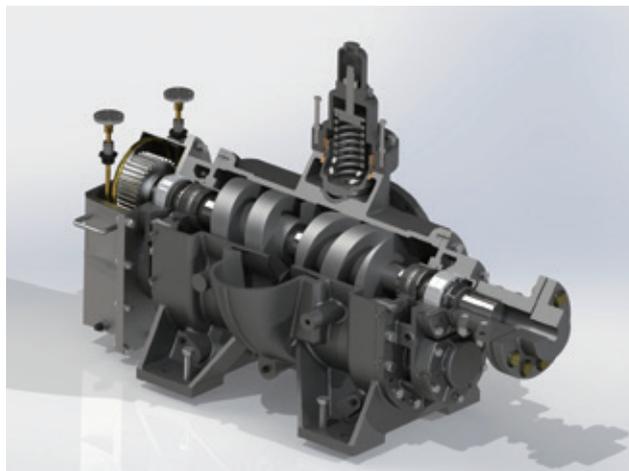
大晃機械工業は、1956年に設立後、船用ポンプの分野で技術を蓄積し、現在ではそのポンプ技術を応用・発展させて、陸上の各種産業分野にニーズに合ったポンプを提供しています。

大晃機械工業は今回の輸出取引に対し、新たなリスクヘッジのツールとして、初めて貿易保険を利用しました。

NEXIは、今後も産業、企業規模、リスク回避のニーズに沿った貿易保険を提案していくことで、日本からの輸出促進を支援していく方針です。

保険利用対象輸出金額：約400万円

保険契約締結：2022年4月



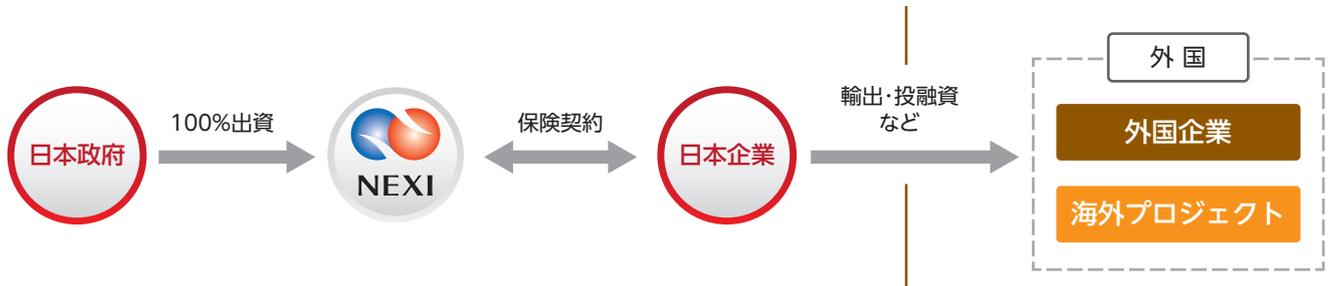
写真提供：大晃機械工業株式会社

保険商品

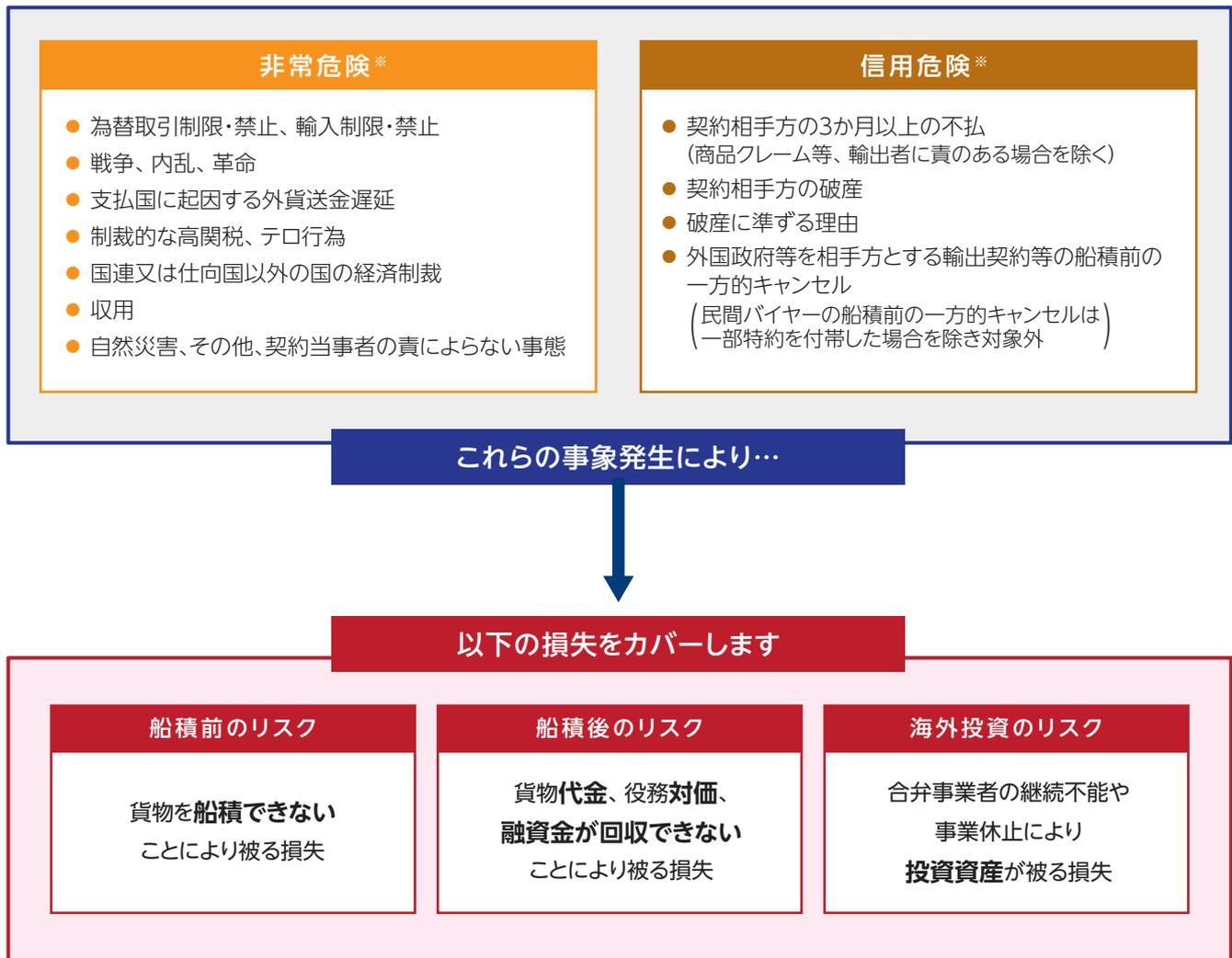
貿易保険制度の仕組み	48
保険商品	49
貿易保険手続の流れ	56
TOPICS	60

貿易保険制度の仕組み

貿易保険は、企業の貿易等の対外取引において生じる民間保険ではカバーできないリスクをカバーする保険です。貿易保険の目的は、貿易取引や海外投資を行う際に付随するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進することです。



貿易保険は、以下のようなリスクの発生により企業等が被る損失をカバーします。



※ **非常危険** 契約当事者の責任ではない不可抗力的なリスク (Country Risk, Political Riskともいう)

※ **信用危険** 海外の契約相手方の責任に帰せられるリスク (Commercial Risk, Credit Riskともいう)

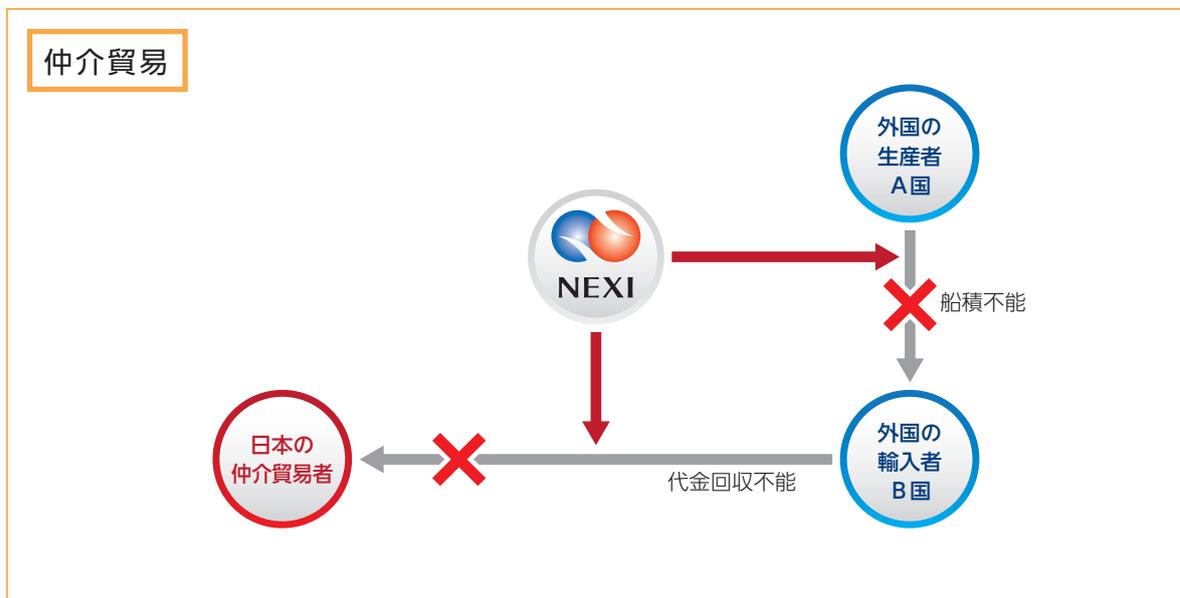
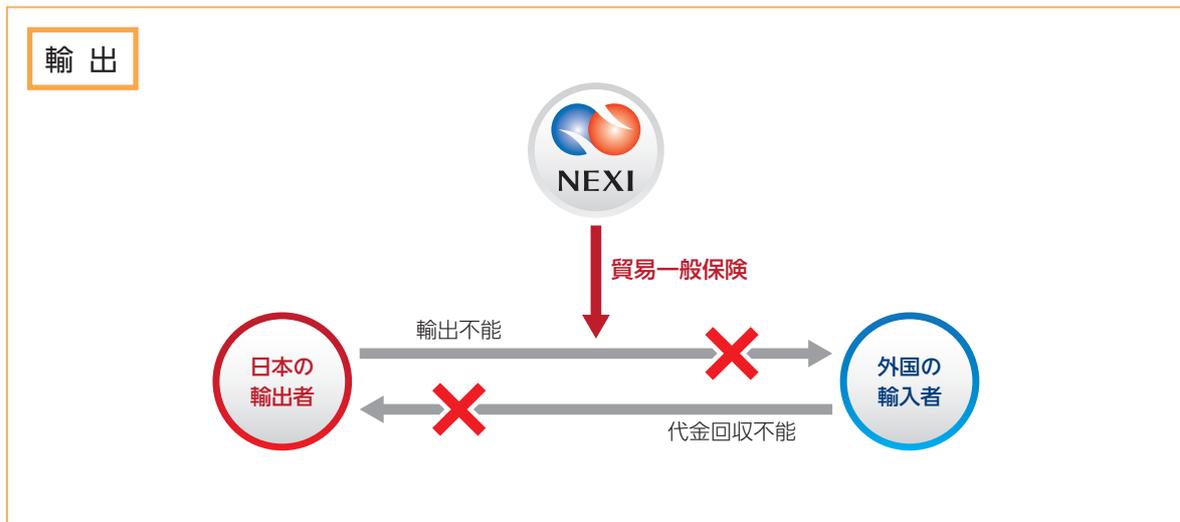
保険商品

貿易一般保険

■ 輸出・仲介貿易・技術提供のための保険

日本の輸出者等が外国に貨物を輸出、仲介貿易、建設工事等技術提供する場合に、①戦争や革命、テロ、輸入制限・禁止、自然災害といった不可抗力や②取引先の

破産等によって船積できないことによる損失、貨物を船積又は技術を提供した後に代金回収不能となる損失をカバーします。



※ 保険の引受形態は、輸出・仲介貿易・技術提供の契約ごとに引き受ける個別保険（「貿易一般保険（個別保険）」）の他、貨物や企業等の単位で対象となるすべての契約を包括的に引き受ける包括保険（「貿易一般保険（企業総合保険）」等）があります。

■ ライセンス輸出のための保険（知的財産権等ライセンス保険）

日本の企業が外国の企業に特許・ノウハウ・著作権等を提供する場合に、①戦争等の不可抗力や②取引先の

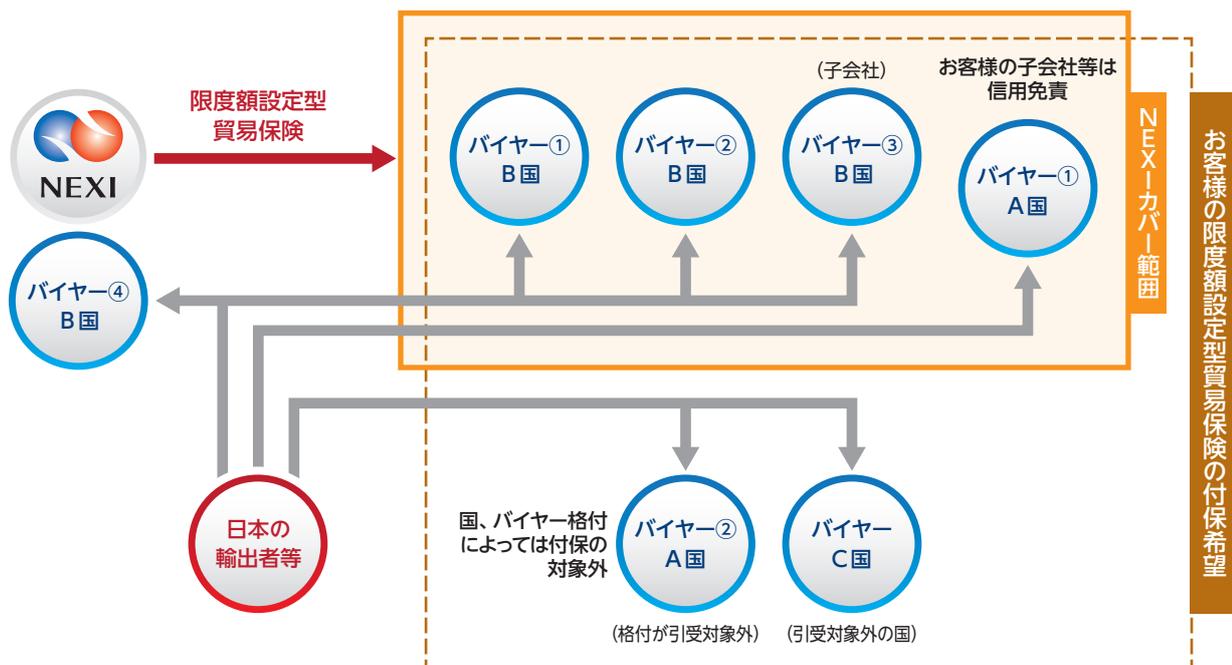
破産や支払遅延により、ロイヤリティ等のライセンス料が回収不能となった損失をカバーします。

限度額設定型貿易保険

■ 特定のバイヤーと継続的に取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が製品等を継続的に供給する輸出契約等を締結するバイヤーを選んで、そのバイヤーと1年間に見込まれる取引額から、自ら事故の際の保険金支払限度額を設定して保険契約を締結するものです。

この保険は輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、保険契約期間(1年間)中に締結した一定の条件を満たした輸出契約等について自動的に保険関係が成立するため、手続きが非常に簡素化されていることが特徴です。
※なお、保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。

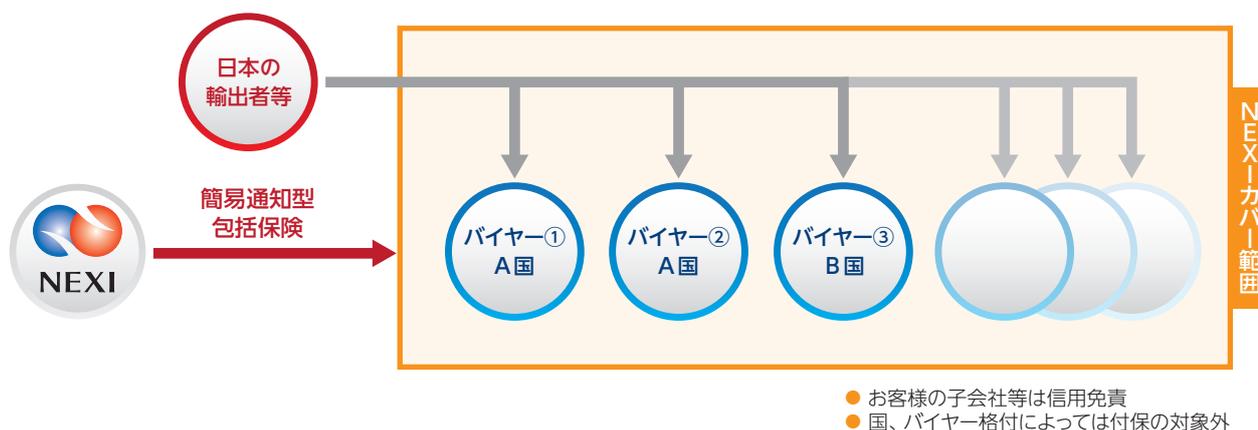


簡易通知型包括保険

■ 複数のバイヤーと継続的かつ反復的な取引を行う企業のための保険

日本の輸出者等が締結する一定の条件を満たした輸出契約等を包括的に引き受ける年間契約の保険で、輸出契約等に基づき船積を行った代金額等を船積月の翌月末までにまとめて通知することで保険関係が成立します。

輸出契約ごとに保険を申し込む必要はなく、また船積実施後の通知となることから保険契約の内容変更手続きが生じることが少ないため、他の保険種に比べ事務手続きが簡素化されていることが特徴です。
※保険でカバーされる損失は、「貿易一般保険」と同様です。



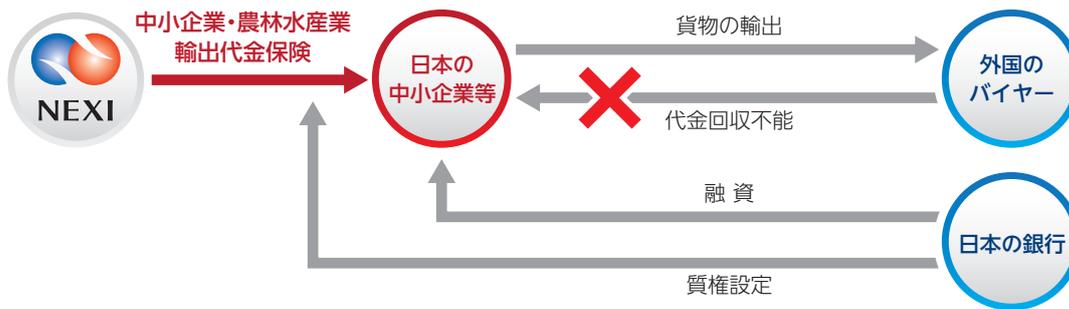
- お客様の子会社等は信用免責
- 国、バイヤー格付によっては付保の対象外

中小企業・農林水産業輸出代金保険

■中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出のための保険

日本の中堅・中小企業及び農林水産業従事者の輸出を支援するための保険です。輸出代金の回収不能による損失をカバーし、簡素化された保険申込手続、迅速な保険金支払等、利用者の皆様のニーズに合わせた商品内容と

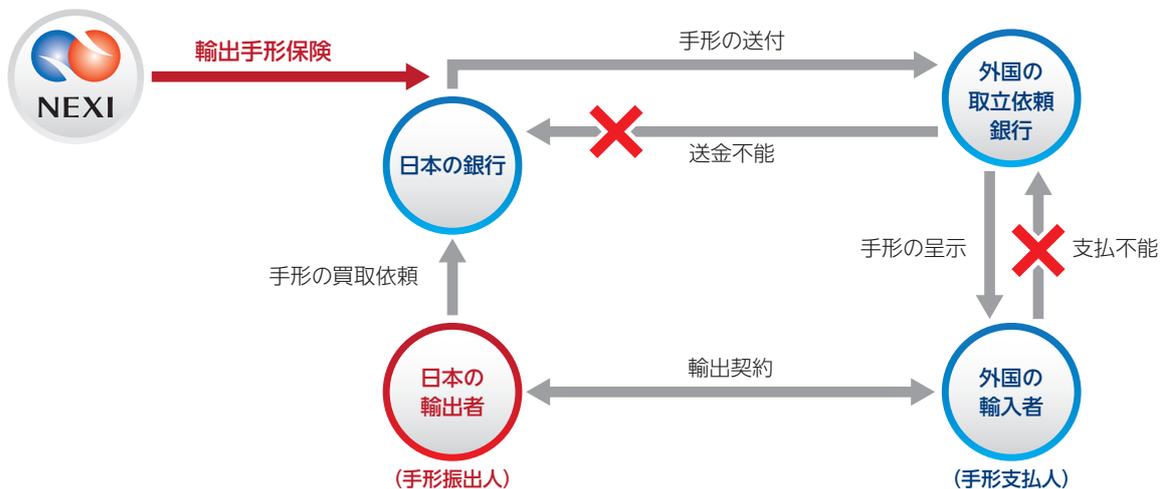
なっています。また、この保険は、銀行から融資を受ける中堅・中小企業及び農林水産業従事者が保険契約の申込みと保険金請求権等への質権の設定の手続を同時に行うことが可能な商品です。



輸出手形保険

この保険は、主として信用状を伴わない荷為替手形を買取った銀行に対しバイヤーの満期不払等のリスクをカバーすることにより、銀行による荷為替手形の買取りが円滑に行われるようにするための保険です。日本の銀行が、輸出代金の回収のために振り出された荷為替

手形を買取った場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や②外国の輸入者の破産等によって、その手形が不払になり資金の回収ができないことによる損失をカバーします。



前払輸入保険

日本の輸入者が、前払で外国から貨物を購入する契約を締結したものの、貨物が契約どおりに届かなかった場合に、あらかじめ前払輸入契約で定めた返還条件に基づいて前払金の返還請求をしたにもかかわらず、

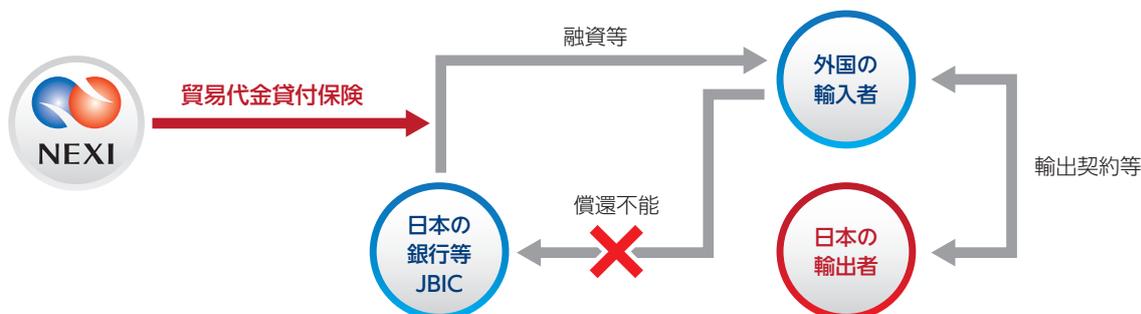
①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②相手方の破産、債務の履行遅滞によって、当該前払金の返還を受けることができないことによる損失をカバーします。

貿易代金貸付保険

■ 輸出代金等の融資等のための保険 (バイヤーズ・クレジット)

日本の銀行等*が、日本からの貨物の購入資金を外国の輸入者に融資等 (債券の購入及び保証債務の負担も含まれます。) した場合に、①戦争や革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②融資先の破産や債務の履行遅滞

によって、貸付金等が償還不能となることによる損失をカバーします。ただし、貸付契約等は、国際ルールに従ったものでなくてはなりません。



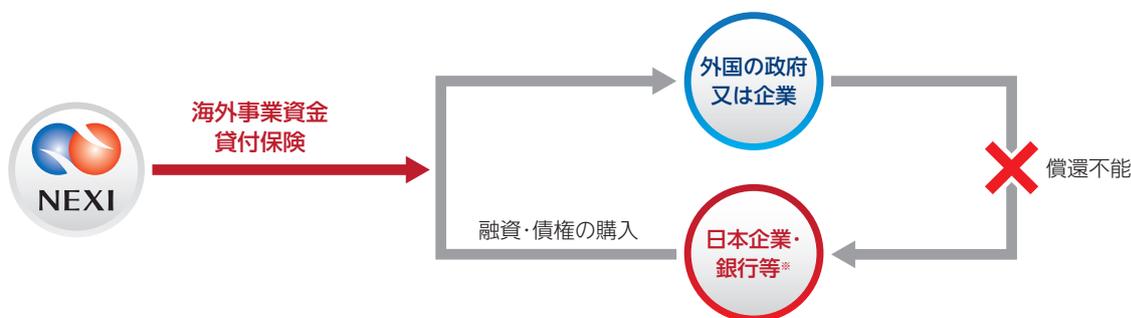
*日本の銀行は、国際協力銀行 (JBIC) と協調して融資等を行い、NEXIは民間銀行の融資等について貿易保険でカバーします。

海外事業資金貸付保険

■ 事業資金の融資又は債券の購入のための保険 (貸付金債権等)

日本の企業・銀行等*が、本邦外で行われるプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金 (日本からの輸出に結びつかない資金) を融資した場合、又は外国の政府や企業が事業に必要な資金を調達するために

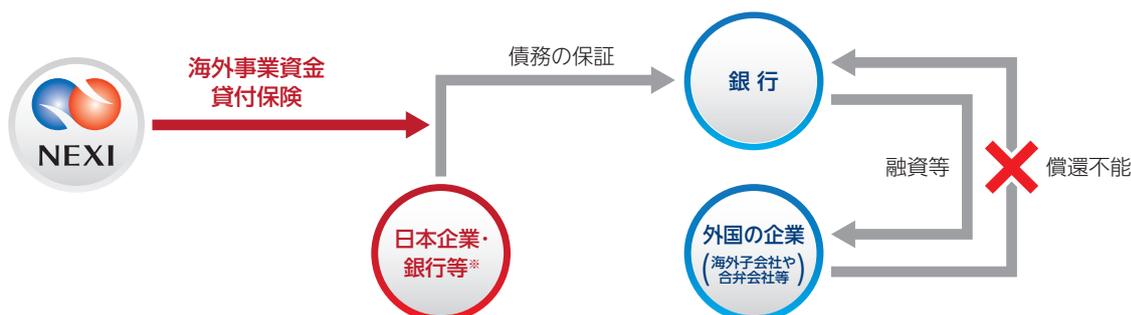
発行した債券を購入した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②融資先等の破産や債務の履行遅滞によって、貸付金等の償還が受けられないことによる損失をカバーします。



■ 債務保証のための保険 (保証債務)

日本の企業・銀行等*が、海外子会社や外国政府、企業の事業資金の借入金等に係る保証債務を負担した場合に、借入人である当該海外子会社や外国政府、企業が、

①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止や、②破産等による債務不履行により、保証債務を履行したことによる損失をカバーします。



*我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業 (重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等) については外国の企業・銀行等も対象となる場合があります。

NEXIは、各種取組みや新商品開発等を通じ、インフラシステム海外展開や我が国の資源エネルギーの安定供給確保の他、様々な日本政府の政策に貢献しています。

LEADイニシアティブ

NEXIは、カーボンニュートラルへの貢献やデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成に貢献する案件に

ついては、先導性要素 (LEADエレメント) を認定し、積極的な融資保険の引受を行います (巻頭企画3ご参照)。

※LEADエレメントは以下に例示される分野で適用されます。

LEADING TECHNOLOGIES & BUSINESSES (新分野や新規顧客の開拓等、日本企業の事業拡大に資する案件)

ENVIRONMENT & ENERGY (再エネ・脱炭素関連分野案件)

ALLIANCE (外国政府や外国企業、国際機関等とのパートナーシップ構築に資する案件)

DEVELOPMENT (社会課題解決・SDGs達成への貢献等により、我が国のプレゼンス向上が期待できる案件)

環境イノベーション保険

再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業及び地球環境保全に資する新技術を活用する事業を対象とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険を環境イノベーション保険といいます。

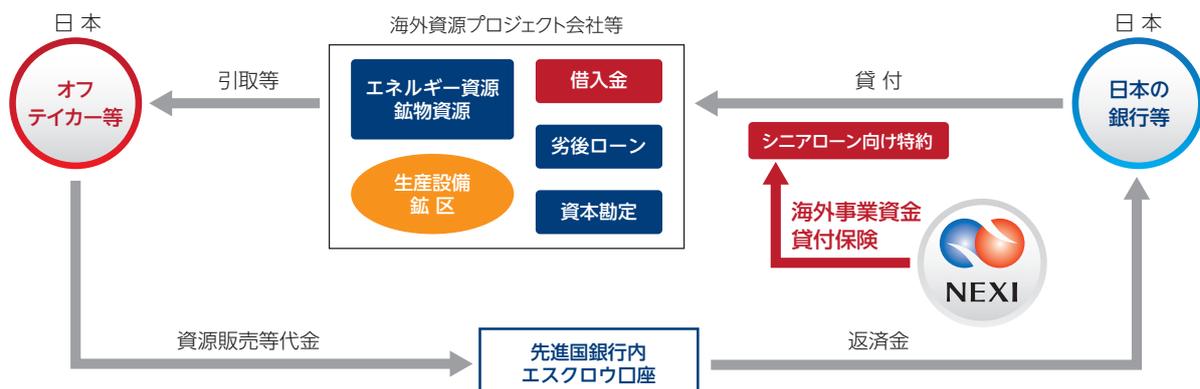
なお、この保険は、本邦からの輸出者、当該プロジェ

クトを実施する本邦企業等やファイナンスを供与する金融機関が、環境保全・気候変動対策分野に係る情報開示を積極的に進める場合は、通常の融資保険に比べて高い信用付保率 (97.5%) を適用することができます。

資源エネルギー総合保険

海外からの安定的な資源供給の確保に係る取組みを抜本的に強化するために、資源エネルギー案件のリスクの特性を踏まえ、通常の海外事業資金貸付保険に比べて大幅に低い料率、幅広いリスクのてん補範囲等を実現する保険です。資源エネルギー総合保険は、海外事業資金貸付保険に特約を付すことで適用されます。

日本の企業・銀行等が、資源開発に資するプロジェクト等のために外国の政府や企業に事業資金 (日本からの輸出に結びつかない資金) を融資した場合に、①戦争、革命、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止、自然災害といった不可抗力や、②融資先等の破産や不払によって、貸付金の返済や償還が受けられない損失をカバーします。



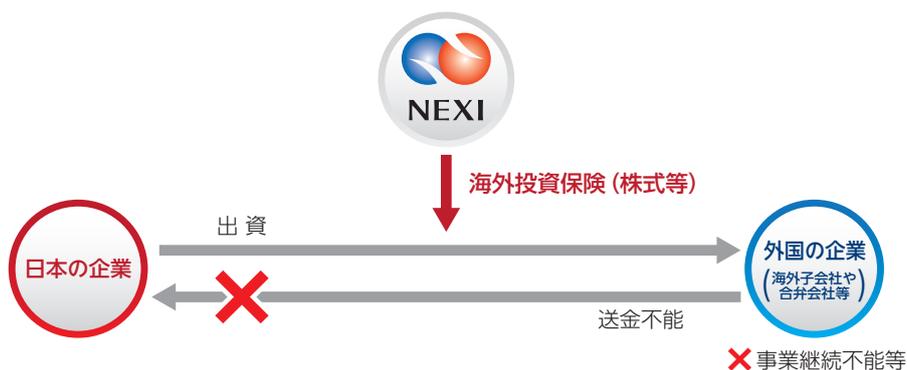
- 本邦事業者によるエネルギー資源・鉱物資源の引取、権益取得又は関連インフラ整備案件*向けに、日本の銀行等が供与するシニアローンが対象となります。
※本邦を最終需要地とする引取案件以外は、本邦から当該エネルギー資源等の引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件に適用されます。
- 通常の海外事業資金貸付保険に比べて低い料率が適用されるのは、先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されることが条件となります。先進国銀行内にエスクロウ口座が開設されない場合、通常の海外事業資金貸付保険の料率となりますが、信用付保率は97.5%が適用されます。

海外投資保険

■ 出資に対する保険 (株式等)

日本の企業が、海外で子会社や合併会社を設立した場合に、戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって、その会社が事業を継続できなくなること等による損失をカバーします。また、日本の企業が出資した子会社が、同一国内又は第三国でそれぞれ複数の事業会社を孫会社として設立して事業を展開した場合に

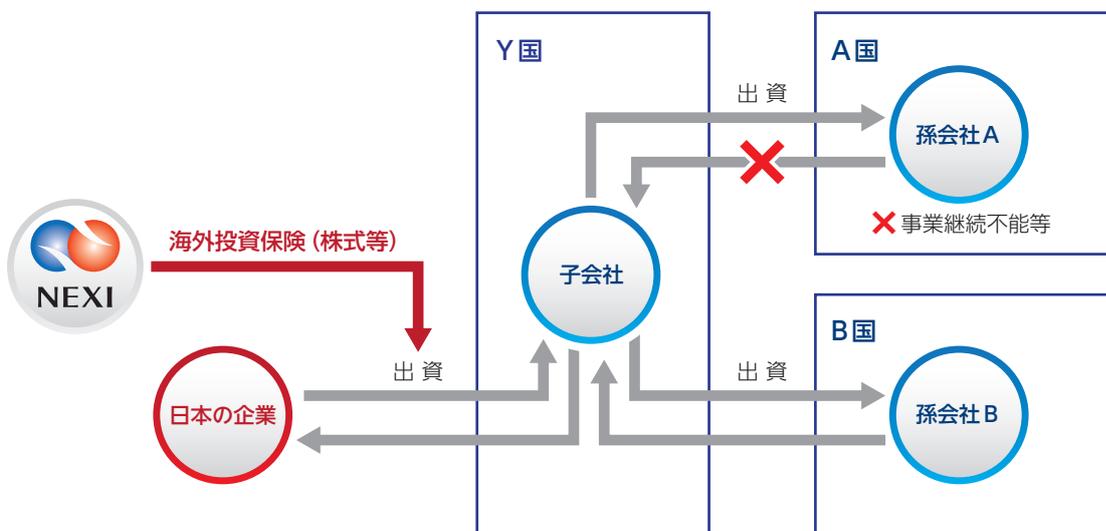
おいて、そのいずれかの孫会社が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなったときは、(他の孫会社が事業を行っていても)当該孫会社が事業を継続できなくなることによる損失をカバーします。



- ※ 資源権益の確保に伴い事業者が支払うこととなるプレミアム分(いわゆる「のれん代等」)についても海外投資保険の対象とすることができます。
- ※ 海外投資保険には上記の出資に対する保険(株式等)以外に権利等の取得に対する保険(不動産等)もあります。

上記の他、外貨交換の禁止又は外貨送金の停止により配当金を日本又は子会社等の所在国に送金できないことによる損失もカバーします。

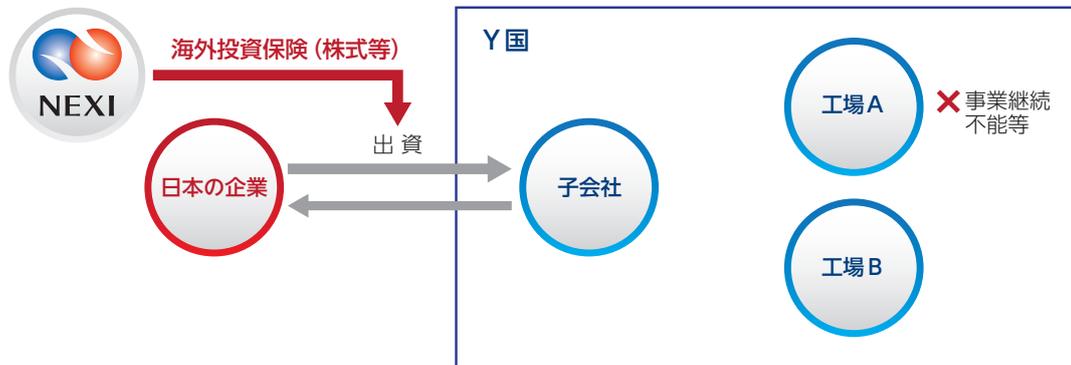
本保険では、特約を付すことでより広範囲のリスクをカバーすることができます。



■事業拠点等特約

日本の企業が出資した子会社が、子会社と同一の国内で複数の事業拠点を有する場合において、そのいずれかの事業拠点が戦争、テロ行為や自然災害といった不可抗力事由によって事業を継続することができなくなった

ときは、(他の事業拠点が事業を行っていても) その事業拠点が事業を継続できなくなることによる損失もカバーします。



海外投資保険の制度改正 (2022年4月)

お客様の要望を踏まえ、海外投資保険に係る諸手続の簡素化・柔軟化を実施しました。

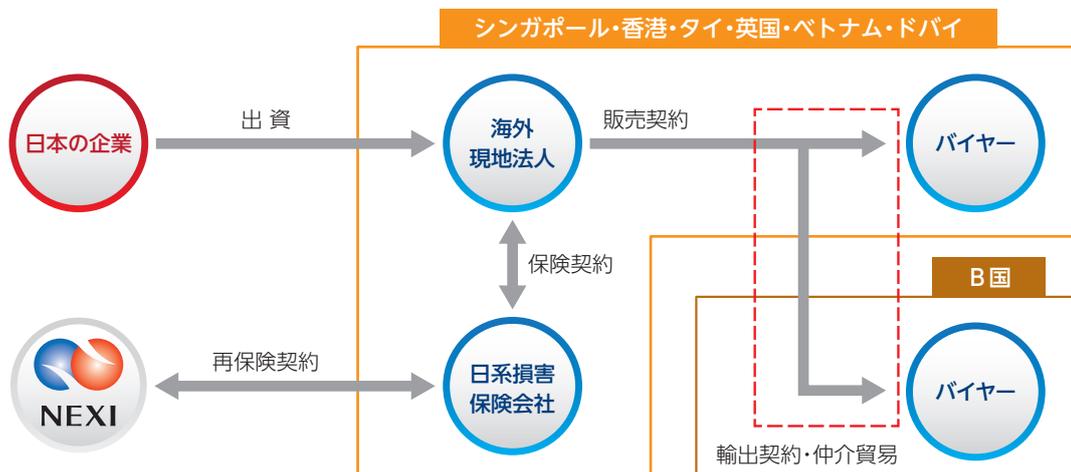
1. 中小企業向け先払い(みなし財務諸表等)による保険金支払
2. 損失額算定時の邦貨換算の見直し
3. 保険申込時の提出書類の簡素化
4. 証券統合における柔軟化等

フロンティング

シンガポール・香港・タイ・英国・ベトナム・アラブ首長国連邦(ドバイ)の日系企業が、同国内外のバイヤー向けに製品等を継続的に販売する輸出契約等について、1年間の取引額に対して保険金支払限度額を設定し、主にバイヤーの破産や支払遅延によって代金回収不能となる

損失をてん補します。

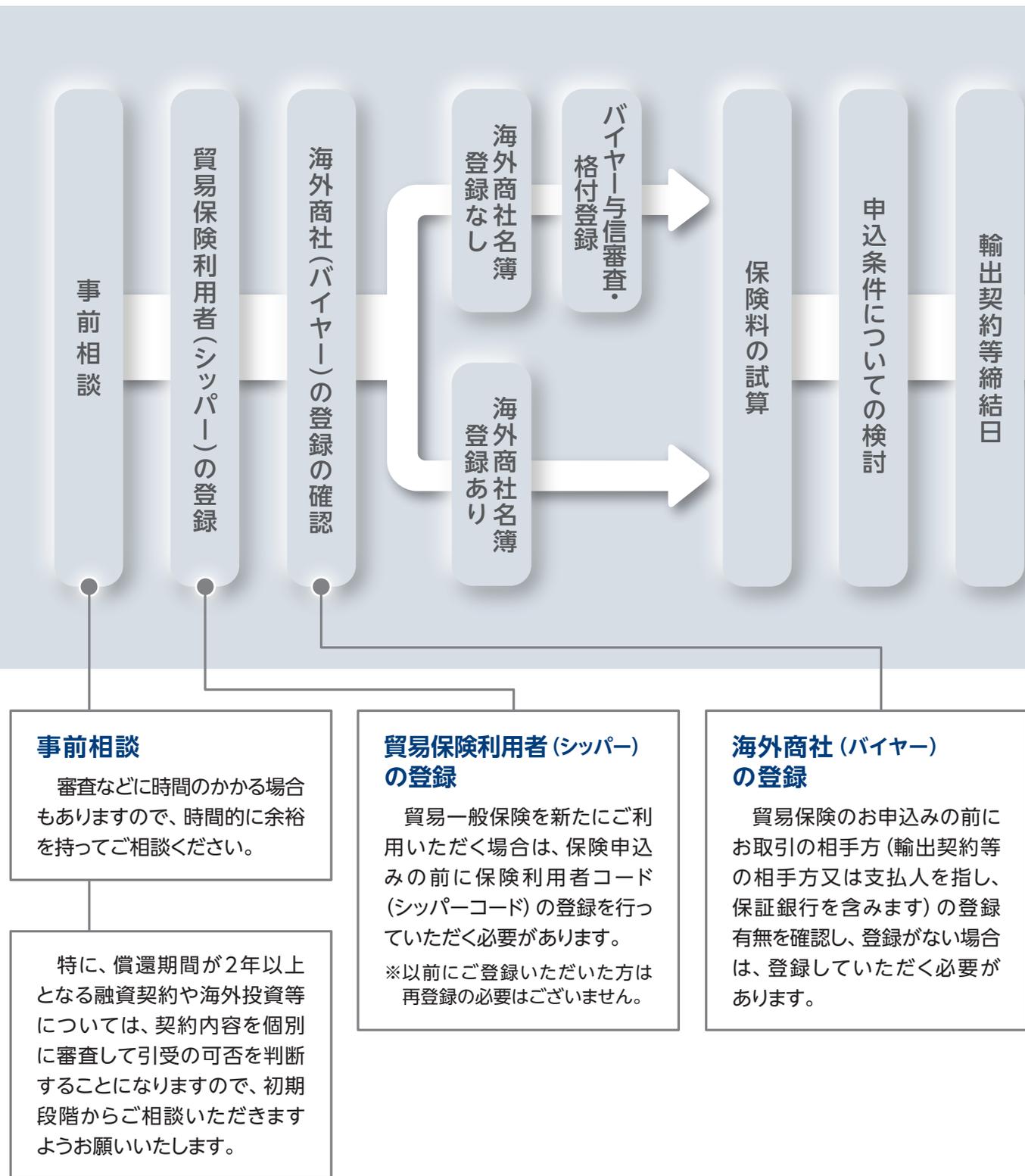
NEXIは再保険の形で関与し、現地の日系損害保険会社を通じて保険商品を販売することから「フロンティング」と呼んでいます。

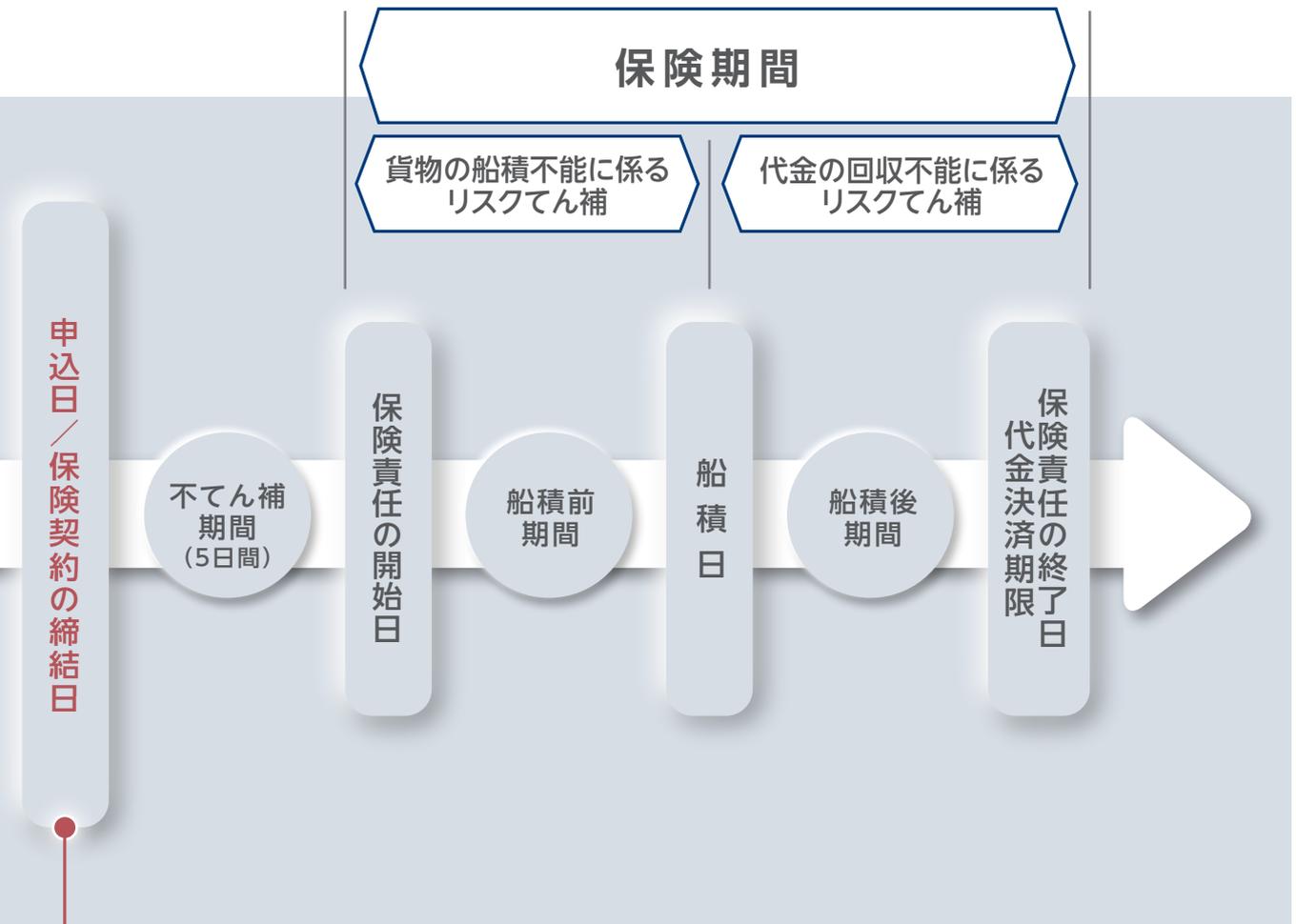


貿易保険手続の流れ

保険の申込手続

この図は、貿易一般保険（個別）を例にしたイメージ図です。 ※保険種によって異なる場合があります。





申込み可能期間

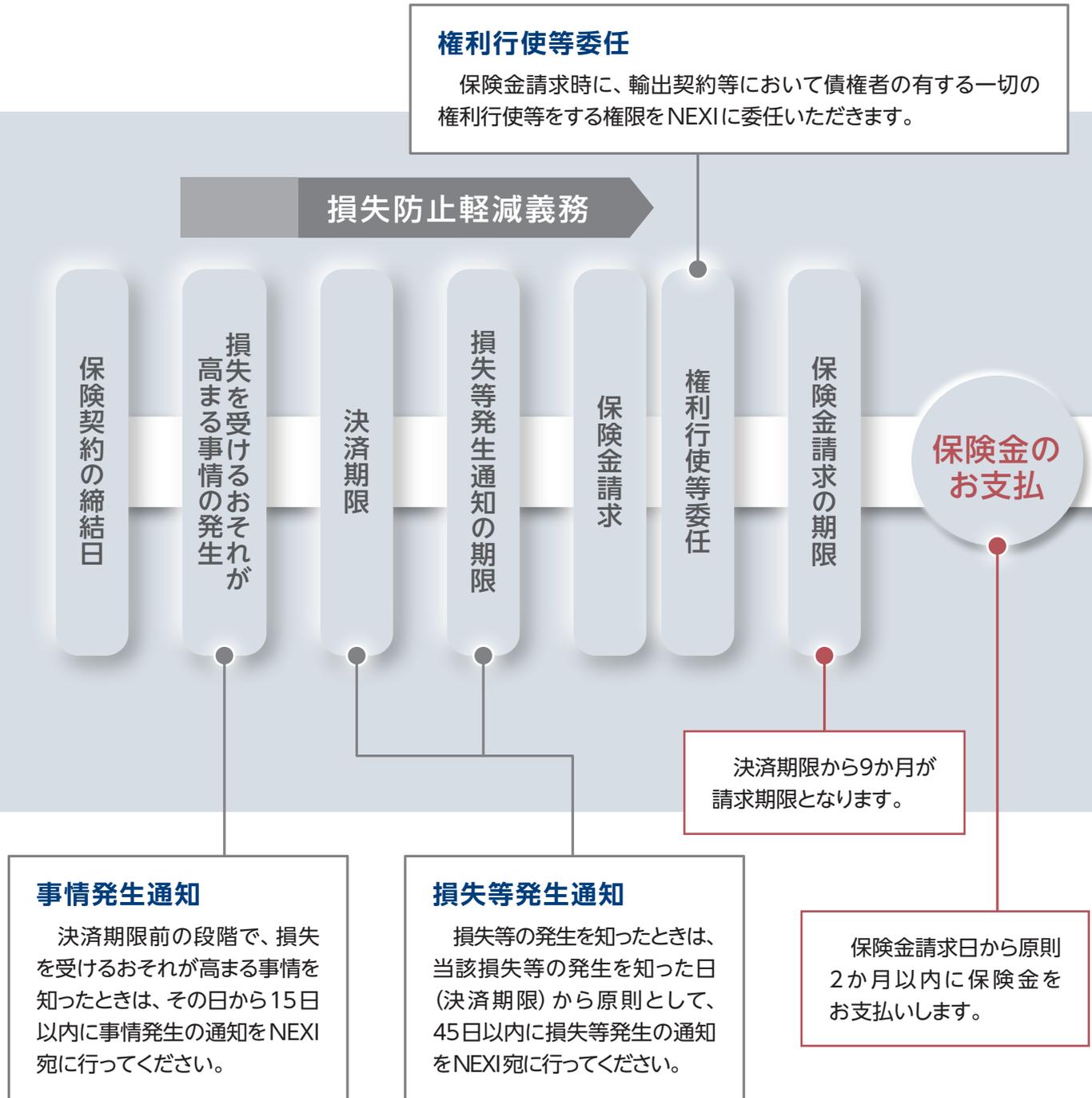
輸出契約等の締結日以降船積日から起算して5営業日後の日までお申込み可能です。

保険責任はお申込み以降に開始します。

保険金支払の手続

この図は、貿易一般保険（個別）の代金回収不能の事故を例にしたイメージ図です。

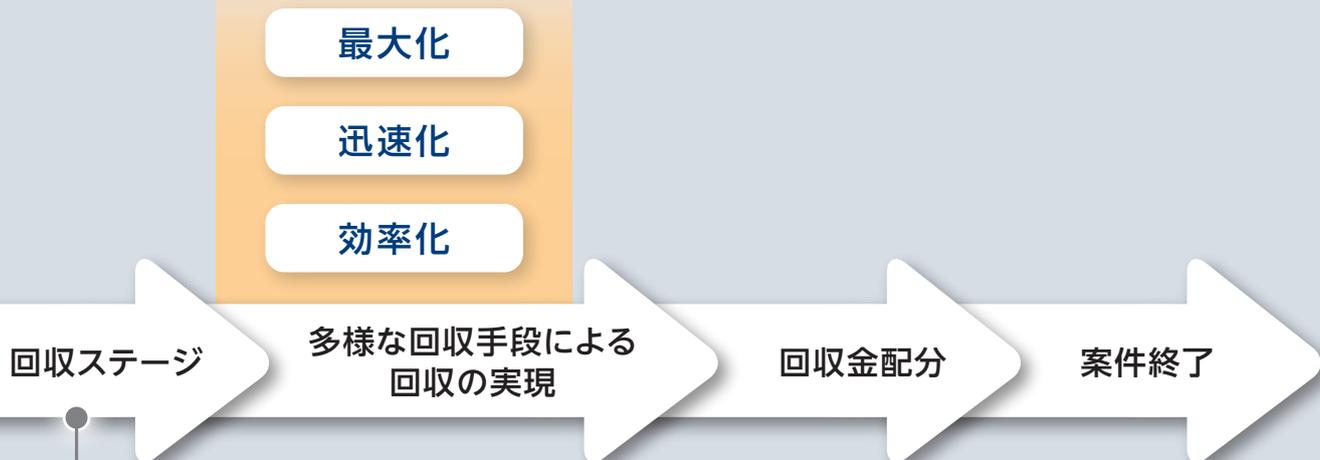
※保険種によって異なる場合があります。



債権回収の一手段としての「パリクラブ」

パリクラブ (Paris Club) は債務国の債務救済を協議するために、主要債権国政府が集まって議論する会議です。1956年の発足以来、法的拘束力のない緩やかな集まりとして、「パリクラブの原則」に基づき活動しています。

パリクラブでは、債務支払が困難に陥った債務国政府と債務救済（リスケジュール等）について協議をしています。パリクラブにおける債権国のメリットは、対外債務の支払に十分な外貨を持ち合わせていない債務国から、長期になりますが債権国間の公平性を確保しながら確実に債権を回収することができる点にあります。



回収方針の策定

保険金請求後の回収方針の策定はNEXIが行います。

回収実施の主体

- NEXIの提携するサービス（債権回収業者）
- 被保険者（お客様）による回収
- NEXI及び日本政府（パルクラブ等での相手方政府との交渉）

回収協力義務

- 回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者に指示した場合は被保険者にはその指示に従う（回収協力）義務があります。
- 「NEXIの提携するサービス」が回収の実施主体となるケースでも、被保険者に協力をお願いすることがあります。

貿易保険法改正

2022年7月、貿易保険法が7年振りに改正・施行されたこと等を受け、NEXIは、お客様の利便性向上及び安定的な国際事業展開につながる多くの制度改正を実施しました。

貿易保険法令の改正に伴う制度改正（2022年7月）

① 増加費用保険におけるてん補対象費用の拡大、② プラント等増加費用特約におけるてん補事由の拡大、③ 船積不能事故におけるてん補事由の拡大、④ 貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険における借入人の対象拡大を実施しました。

海外投資保険の制度改正（2023年3月）

1. 再投資スキームにおける再投資先株式等に係るリスクの直接てん補

従前は、てん補事由を直接投資先に生じた損害に限定していましたが、**再投資先等の間接投資先に生じた損害による本邦企業の損失も対象**となりました。

2. 送金不能リスクのてん補事由の拡充

送金不能事由の対象となる株式等に再投資先の株式等を追加しました。従前のてん補事由である日本への送金不能に加え、**日本以外の地域への送金不能もてん補が可能**となりました。

3. 「破産手続開始の決定に準ずる事由」の追加

てん補対象となる信用危険において、従前の取引の相手方の「破産手続開始の決定」に加え、「その他これに準ずる事由」が**てん補事由に追加**されました。具体的には、**会社更生手続等の開始決定が想定されています**。

4. 「事業不能等」要件の緩和

約款上の「**1月以上の事業の休止**」の定義を拡大しました。これにより、例えば、主要な事業は停止をして事業全体に重大な支障が生じている一方で、一部の事業については「**外国政府等によって当該活動が強制的に継続させられている場合**」などの理由により継続せざるを得ない状況において、事業休止が発生したとみなすことが可能となりました。

海外事業資金貸付保険（国内貸）の「船舶JOLCOスキーム」への適用（2023年1月）

貿易保険法施行規則の改正に伴い、**日本企業による船舶輸出支援**のため、船舶JOLCO*スキームにおいて、日本建造船舶の購入資金に対する国内SPC等への融資について、海外事業資金貸付保険の付保を可能としました。

NEXIの保険を利用することにより、銀行がリース会社に融資しやすくなり、成長が続くと見込まれる海外の造船需要を取込み、日本の造船企業の競争力強化につなげることを目的としています。

※ JOLCO：Japanese Operating Lease with Call Optionの略称。国内SPCで保有する船舶の減価償却が、SPCに出資する投資家にも費用負担として計上されるため、投資家にとって税の繰延べのメリットがあります。

NEXI 概要・組織運営

法人概要	62
経営計画	64
業務運営・管理体制	66
組織図	70
所在地	71
TOPICS	72

法人概要

名 称	株式会社日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)																
設立年月日	2017年4月1日																
設立根拠法	貿易保険法																
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うこと。																
主 務 大 臣	経済産業大臣																
資 本 金 額	1,693億5,232万4,369円 (政府全額出資)																
役 員	<table> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>黒田 篤郎</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長</td> <td>西野 和彦</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>石川 和洋</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>本道 和樹</td> </tr> <tr> <td>取締役 (社外取締役)</td> <td>寺本 秀雄</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>大井 麻理</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>松井 智予</td> </tr> <tr> <td>監査役 (社外監査役)</td> <td>武井 洋一</td> </tr> </table>	代表取締役社長	黒田 篤郎	代表取締役副社長	西野 和彦	取締役	石川 和洋	取締役	本道 和樹	取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄	監査役	大井 麻理	監査役 (社外監査役)	松井 智予	監査役 (社外監査役)	武井 洋一
代表取締役社長	黒田 篤郎																
代表取締役副社長	西野 和彦																
取締役	石川 和洋																
取締役	本道 和樹																
取締役 (社外取締役)	寺本 秀雄																
監査役	大井 麻理																
監査役 (社外監査役)	松井 智予																
監査役 (社外監査役)	武井 洋一																
役 職 員 数	243名 (2023年4月1日時点)																
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 上記業務に附帯する業務を行うこと。 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 貿易保険以外の保険 (通常の保険を除く。) であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。) の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。 																
沿 革	<p>1999年 7 月 独立行政法人通則法成立</p> <p>1999年 12 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立</p> <p>2001年 4 月 独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>2015年 7 月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 (2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行)</p> <p>2017年 4 月 株式会社日本貿易保険 (NEXI) 設立</p> <p>[参考:1950年3月 輸出信用保険法成立。以降、輸出保険、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省 (旧通商産業省) にて運営。]</p>																
国 内	東京本店 大阪支店																
海 外	シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所																

役員



(後列) 石川取締役 寺本取締役(社外取締役)
 (前列) 西野代表取締役副社長 黒田代表取締役社長 本道取締役



松井監査役(社外監査役) 大井監査役 武井監査役(社外監査役)

NEXIの業務実績

NEXIの活動

保険商品

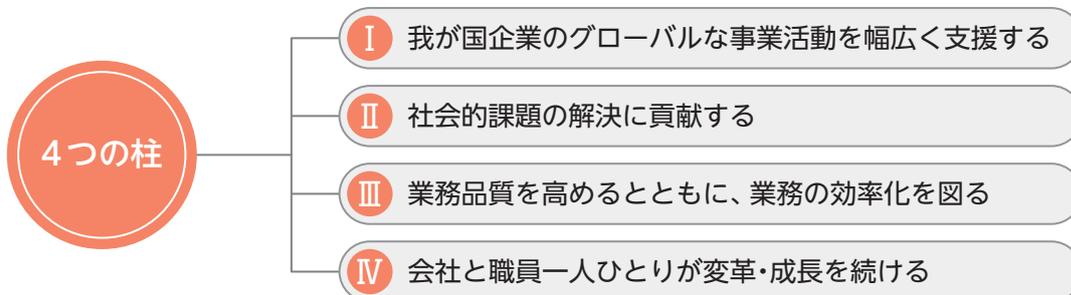
NEXI概要・組織運営

2022年度決算報告

経営計画

中期経営計画 (2022~2024年度)

企業理念の実現のため、中期経営計画期間(2022年度から2024年度)においては、以下の4つの柱の下、計画を策定し、2023年4月に一部改定致しました。



■ 2022~2024年度 中期経営計画 (一部抜粋)

I. 我が国企業のグローバルな事業活動を幅広く支援する

1. より多くの貿易保険引受でより多くの企業活動を支援

(1) 貿易保険の引受を増やす

<基本方針>

- 輸出入取引市場の特性分析を行いつつ、個別にニーズに合った保険商品・サービスを紹介し、保険の利用を促す働きかけを強化していく。
- 投資保険、海外フロンティング商品などの紹介を強化して、既存の輸出保険のユーザーによる他保険種の利用も促していく。
- 融資保険の分野では、社会課題の解決や我が国企業の将来ビジネスの種蒔き、重要な海外パートナーとの連携強化等に貢献するためのLEADイニシアティブなどを活用したソブリン案件、準ソブリン案件、コーポレート案件、円滑な脱炭素に貢献するエネルギー・トランジション案件などが期待されること、支援枠組みの整備を進め、それら新分野での保険利用実績を積み上げていく。

(2) より多くの企業活動を貿易保険で支える

<基本方針>

- 民間金融機関、我が国政府・政府関係機関との連携やITの活用等により、効率的に営業チャネルを増やし、中堅・中小企業を含むより多くの顧客に貿易保険サービスを紹介し、貿易保険の認知度を高めて、保険利用による安心提供の裾野を広げる。
- 融資保険で支援する案件の資金供給の担い手を、幅広い投資家層に拡大し、資金調達の実現化を図るとともに、投資家層にとっての資金運用の多様化にも貢献する。
- 融資保険で支援する案件の対象を、スタートアップ企業や中堅・中小企業や、脱炭素など新技術シーズの産業化・商業化を狙う企業にまで広げ、その資金ニーズに応えることで、これら企業の発展にも貢献していく。

- 国際機関との連携を推進することにより、個別案件の取組みを強化する。貿易保険法の改正により、貿易保険事業を行う外国法人への出資機能が追加されたことを受け、アフリカ貿易保険機構に対する出資を行う。

(3) より多くの多様なリスクを引き受ける

<基本方針>

- 従来リスク判断が難しく、保険引受が困難であったケースにおいても、より幅広いリスクを引き受けることができるように、引受審査の手法の見直しに取り組む。

2. 顧客ニーズに応える貿易保険商品やサービスの提供

(1) 貿易保険商品をよりわかりやすく、より使いやすいものに改善する

<基本方針>

- 保険契約のわかりやすさ、手続の簡素化等、事務負担軽減に対する顧客ニーズに応えるような制度改正に優先的に取り組む。
- 企業をとりまく事業環境が激変し、それに応じてビジネス形態も大きく変化中、そうしたニーズを踏まえ、そのための商品・サービス、運用の改善を国とも連携し、継続的に行っていく。

(2) 貿易保険による損失てん補以外の付加価値も提供する

<基本方針>

- NEXIの有する専門性に依拠した付加価値の高いサービスを顧客に提供して、公的保険ならではの役割を発揮する。

II. 社会的課題の解決に貢献する

1. 社会的課題の解決に貢献する取組み

- (1) 国の政策と連携し、貿易保険引受を通じて課題解決に貢献する

<基本方針>

国が随時打ち出す社会的課題解決に向けた諸施策に、LEADプログラム等を活用した貿易保険引受を通じて支援し、引き続き積極的に協力する。

- (2) 保険引受以外の方法でも社会的課題の解決に貢献する

<基本方針>

- NEXI自身の日常の業務実施に関連して、様々な社会的課題に取り組む。
- 環境債の購入など社会的課題の解決に資する観点からの資金運用。
- 環境への配慮を踏まえた、IT機器類の調達など。

- (3) 社会的課題の解決に向けたルール・枠組み作りとその普及に貢献する

<基本方針>

- 脱炭素や人権擁護等に対し、OECDやBUを始めとする各種国際組織・会議への積極的な参画や情報収集を通じて、国と協調しつつ課題解決に貢献する。
- 2019年に賛同したTCFD提言に基づく情報開示について、基準に沿った情報開示の在り方を検討する。

III. 業務品質を高めるとともに、業務の効率化を図る

1. ガバナンス強化・リスク管理態勢拡充の取組み

<基本方針>

業務プロセスの最適化を統括的に担う部署である「業務部」を2022年4月に新設するとともに、2021年度に本格導入した「統合的リスク管理基本方針」および経済産業省による「監督指針」で示された事項に関し、リスク管理態勢の整備・拡充等を行うことにより、内部統制の更なる強化を図る。

2. 業務の最適化・効率化の取組み

- (1) 業務プロセスの最適化・効率化を図る

<基本方針>

新設する業務部のもと、全社単位で既存業務の業務フローを見直し、決裁権限の大幅な委譲を含め最適で効率的な業務プロセスの構築、業務マニュアルの標準化等、管理態勢の総点検を行い、特段の負荷なく業務ミスが生じないような体制づくりを目指す。

- (2) 組織としての「知の共有」を図る

<基本方針>

- 人事ローテーションの長期化に可能な限り取り組むとともに、知見やノウハウをNEXIの組織全体で共有し活用できるように努める。「知の共有」により、一定以上の業務品質を確保し、組織としての生産性の向上を図る。
- 知見・ノウハウの共有と効果的な活用を促進するため、ITソリューション導入による社内ITインフラ整備を強力に促進する。

3. 組織・人財両面での専門性を高める取組み

<基本方針>

- 職員一人ひとりが「行動指針」に沿って、主体的に知識・スキルを習得し、専門性を高めることができるような研修を行う。
- ITリテラシー向上のほか様々な専門知識の獲得に努め、世界レベルの輸出信用機関にふさわしい人財育成に取り組む。

IV. 会社と職員一人ひとりが変革・成長を続ける

- (1) 人財へ投資する

<基本方針>

組織目標の達成と職員の成長に同時に寄与するような適材適所への人員配置を行う。

- (2) システムへ投資する

<基本方針>

- 顧客アンケート等に寄せられるお客様の声や経営課題、業務実施上の課題に応える最適なシステムの在り方等の中長期的なシステム戦略を策定する。
- システム開発プロセスへの各部からの参画と、各部連携の体制整備・研修を計画的に進める。
- 災害に強いシステムの整備・拡充を行い、また増加し続けるサイバー攻撃リスクへの対応についても必要な対策を進めていく。

- (3) 将来ビジネスへ種を蒔く

<基本方針>

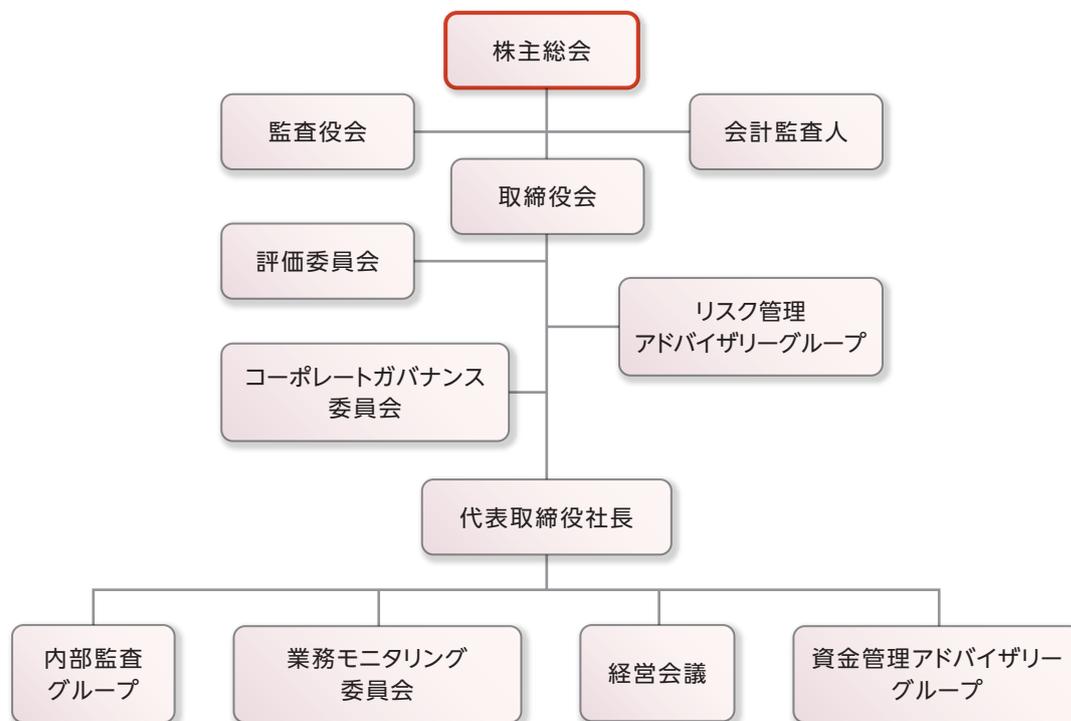
環境変化にあわせて迅速かつ着実に対応し、将来へ向けての新事業開拓の「種蒔き」を積極的に行っていく必要があるため、2022年4月には最新IT技術の導入を促進する「DX推進グループ」をシステム部に新設するほか、貿易取引のDXへの対応のため、「DX推進委員会」を創設して部横断的に対応を進める。

業務運営・管理体制

コーポレートガバナンス

■ 監督・評価及び業務執行について

NEXIは、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加えて、評価委員会、コーポレートガバナンス委員会、経営会議、アドバイザリーグループを設置することで、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等に取り組むこととしています。



取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定とNEXIの業務執行の監督を行っています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち1名が会社法に規定される社外取締役です。社外取締役は、NEXIの代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点からNEXIの業務執行の監視・監督を行います。

監査役会

監査役会は、会社法等諸法令、定款諸規則などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監督を実施しています。監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名が会社法に規定される社外監査役です。社外監査役は、常勤監査役と連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、NEXIのガバナンス態勢向上に貢献します。また、監査役会の職務を補助する組織として、監査役会事務局を設置しています。

評価委員会

評価委員会は、社外の有識者及び社外取締役で構成され、NEXIの業務及び運営の状況や、NEXIの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は、社外委員を中心とした取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、会社全体の内部統制システムが機能しているかを検証することを目的としています。

経営会議

経営会議は、役員等で構成される会議体であり、経営に関する重要な事項について審議します。

アドバイザリーグループ (リスク管理/資金管理)

リスク管理アドバイザリーグループは、リスク管理に関する取締役会の助言機関として、資金管理アドバイザリーグループは資金管理に関する社長の諮問機関として、それぞれ社外の有識者の専門的な知見に基づき助言を行います。

業務モニタリング委員会

業務モニタリング委員会は、会社の業務執行の過程で発生した重要な問題や改善に関する提案などの事項について審議します。

■ 国の関与について

NEXIは、国が100%出資する株式会社であり、主務大臣からの監督、会計検査院検査、主務省による検査等の統制の下で貿易保険事業を運営しています。

■ 内部統制基本方針について

NEXIは、会社法に則り、会社の業務の適正を確保するための体制の整備などについて内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき規則の制定その他体制の整備を行っています。

コンプライアンス推進

NEXIは、貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題の一つとして位置付け、以下の取組みを行っています。

■ コンプライアンスルールの周知・徹底

- NEXIは、役職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）が、法令及び定款に適合し、また適正かつ健全な事業活動を遂行するため、コンプライアンス基本方針を定めています。
- NEXIは、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシー、その他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備しています。
- NEXIは、役職員として知っておくべきコンプライアンスに関する基本事項、遵守しなければならない重要な法令やルール、内部規則類を解説したコンプライアンスマニュアルを作成し、役職員のコンプライアンスに関する理解の促進に努めています。また毎年、コンプライアンス推進の年度計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、コンプライアンスに関する研修や啓発活動を行うなど、周知・徹底に努めています。

■ コンプライアンス遵守・推進体制

- NEXIは、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うことを目的の一つとした会議体である、コーポレートガバナンス委員会を置いています。
- NEXIは、各部支店にコンプライアンスに関する責任者（部支店の長）を置き、コンプライアンス態勢の整備、各支店における取組みの推進に当たっています。
- NEXIは、法令遵守・コンプライアンスに関する取組みの統括部署として、法務・コンプライアンスグループを設置し、法令遵守等の徹底とコンプライアンスの推進をしています。
- NEXIは、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう報告ルートを定めるとともに、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営しています。

■ 反社会的勢力等に対する方針

- NEXIは、反社会的勢力等と一切の関係を持たず、反社会的勢力等に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力等からの不当な要求を断固として拒絶します。

リスク管理

NEXIは、国の制度である貿易保険業務を担う唯一の専門機関として、対外取引を行うより多くのお客様に対し安心を提供し、また我が国の成長戦略の実現に向けた取組みを推進し、お客様の多様なニーズに積極的に応えていくことにより、対外取引の健全な発展に貢献することを事業の目的としています。NEXIが担うこれらの社会的役割を全うするため、リスク管理アドバイザーグループの助言を受けつつ、統合的なリスク管理を適切に行うための枠組みを構築しています。

■ 統合的リスク管理

統合的リスク管理基本方針

NEXIは、統合的リスク管理基本方針により、統合的リスク管理について、長期での収支相償を確保し、貿易保険制度の目的を達成するために、会社が直面する種々のリスクをリスクカテゴリーごとに適切に管理することに加え、把握した全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールすることと定義した上で、取締役会によるモニタリング・指示の下コーポレートガバナンス部リスク管理グループが統括することを定めています。具体的な管理方法として、重要なリスクの洗出・評価、ストレステストの実施、資産負債の総合的な管理に加え、「保険引受リスク」「資産運用・流動性リスク」「オペレーショナルリスク」のカテゴリーについて管理統括部署及び担当部署がリスク管理状況をモニタリング・コントロールすることで、適切かつ統合的に管理する態勢としています。

保険引受リスク管理

NEXIは、保険引受リスクについて、通常の予想の範囲を超える保険金支払による流動性及び資本の大幅毀損リスクと定義した上で、引受に際し、営業担当部門がお客様から頂いた情報に加え、審査部や海外事務所、専門調査機関の収集した各種データを基にカントリーリスクを含めたリスク評価を行っています。また、与信先国や与信先企業、プロジェクトの状況をモニタリングし、与信状況の変化を引受方針に反映させています。

さらに、個別案件単位のリスク評価・与信管理に加え、引受ポートフォリオ全体を対象に、リスク量 (VaR*) を用いた定量的な管理や、集中度分析等の集中リスク管理を行っている他、出再等を通じ、集積リスクの適切な管理に努めています。

*バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で推定される最大損失見込額

資産運用・流動性リスク管理

NEXIは、資産運用・流動性リスクに含まれるリスクとして、①「市場リスク」金利や為替などの変化により資産や負債の価値が変動し、損失が発生するリスク、②「信用リスク」信用供与先や再保険先の財務状況の悪化等により、損失が発生するリスク、③「流動性リスク (資金繰りリスク)」

巨大災害など、予想を超える資金流出等により資金繰りが悪化し、必要な資金確保が困難になったり、通常よりも著しく不利な条件で取引を余儀なくされ損失が発生するリスク、④「市場流動性リスク」市場の厚みが不足し、資産を売却できなかったり、著しく低い価格での売却を余儀なくされた結果、損失が発生するリスクを定義した上で、資産負債の総合的な管理の考え方にに基づき各リスクのモニタリング・コントロールを行っています。具体的には、多額の保険金支払が一時に集中するなどの貿易保険の負債特性を踏まえ、安全性と流動性の確保を重視し、運用先を預金及び日本国債・地方債・政府機関債等や米国債・国際機関債等の安全性の高い債券に限定した資金管理方針を定めている他、保有資産の有する為替リスクや金利リスクについて、リスク量 (VaR) を用いた定量的な管理を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

オペレーショナルリスク管理

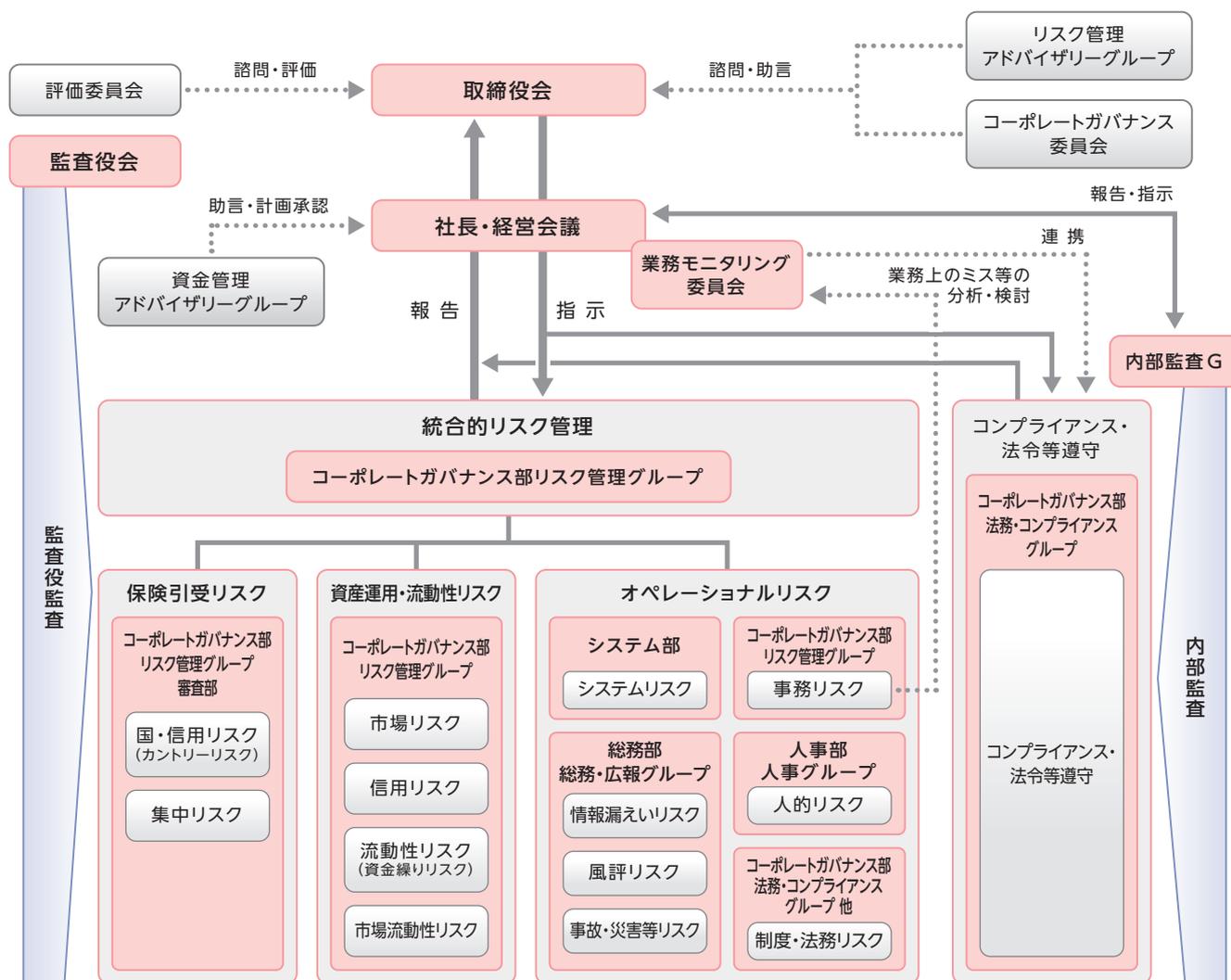
NEXIは、オペレーショナルリスクに含まれるリスクとして、①「事務リスク」会社の役職員や委託先の業務上の事故・不正・ミス等を原因として、事務を適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク、②「システムリスク」ITシステムの開発や保守・運用、利用に関連して業務上の支障や損失が発生したり、お客様や会社の情報が漏えいするリスク、③「情報漏えいリスク」会社の役職員や委託先等が、機密情報等の取扱いを適切に行わなかったことにより、業務上の支障や損失が発生するリスク、④「制度・法務リスク」国際協定や国内外の法令・契約等に抵触し、罰則の適用を受けるなどの損失を被ったり、法的紛争の発生や貿易保険制度や関連する協定の変更等により、業務上の支障や損失が発生するリスク、⑤「人的リスク」必要な人材の不足やハラスメント、不適切な人事労務管理等により、業務上の支障や損失が発生するリスク、⑥「風評リスク」会社に対する誹謗中傷や風説の流布等により、社会的信用が損なわれ業務上の支障や損失が発生するリスク、⑦「事故・災害等リスク」事件・事故や災害等により、業務上の支障や損失が生じたり、会社の資産や役員・社員の生命身体に損害・危険が生じるリスクを定義した上で、それぞれの管理統括部署と担当部署、及び各リスクの管理方針を定め適切な管理に努めています。

事務リスク管理

事務リスク管理規則により、部長及び支店長を各部署の事務リスク管理責任者とし、効率的かつ正確な業務遂行のため、関係規則や業務マニュアルの整備、複層的なチェック態勢の構築等を進めている他、業務上のミス等が発生した場合は、その重要度に応じて速やかに社長及び

関係部署に報告の上、その指示に基づいて必要な対応を行うなどの手順を定めています。また社長以下により構成される業務モニタリング委員会において、発生した業務上のミス等の発生原因や再発防止策について分析・検討を行い、必要に応じて全社に展開することで、会社全体の事務リスク管理の実効性を高めています。

■ リスク管理・コンプライアンス態勢

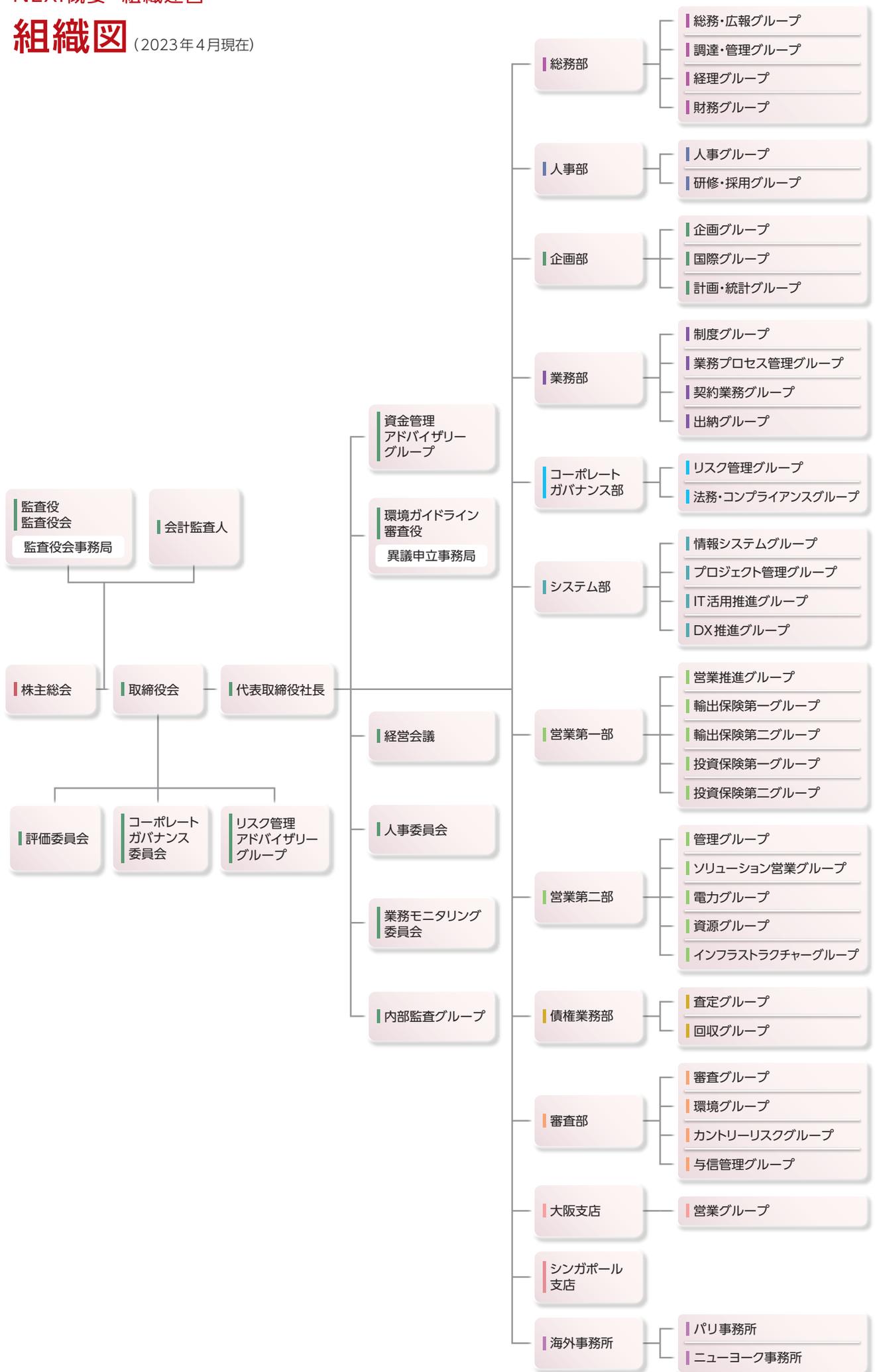


業務継続態勢

■ 大規模災害への対応

NEXIIは、大規模災害を経営上重大なリスクであると認識しており、大規模災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、被災した場合にはそこからの早期回復を図るための事業継続計画を策定しています。

組織図 (2023年4月現在)



所在地

本店

〒101-8359
 東京都千代田区西神田3-8-1
 千代田ファーストビル東館5階
 TEL. 03-3512-7650
 FAX. 03-3512-7660



シンガポール支店

16 Raffles Quay #38-06, Hong Leong Bldg.
 Singapore 048581
 TEL. 65-6429-9582 FAX. 65-6222-0481



パリ事務所

c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008
 Paris France
 TEL. 33-(0)1-4261-5879
 FAX. 33-(0)1-4261-5049



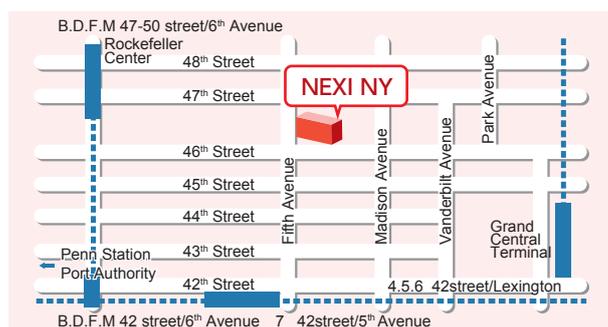
大阪支店

〒541-0041
 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
 あいおいニッセイ同和損保
 淀屋橋ビル8階
 TEL. 06-6233-4019
 FAX. 06-6233-4001



ニューヨーク事務所

c/o JETRO 565 Fifth Avenue, 4th Floor, New York,
 N.Y. 10017 USA
 TEL. 1-212-819-7769 FAX. 1-212-997-0464



NEXIの業務実績

NEXIの活動

保険商品

NEXI概要・組織運営

2022年度決算報告

貿易保険の広報活動

NEXIでは、貿易保険制度の認知度向上並びに利用促進に向けて、貿易保険の広報活動を積極的に行っています。2022年度は、3回の社長記者会見を行ったほか、各地で対面型の展示会やセミナーが再開された機を捉え、NEXIからも支援機関として出展するなどの活動も再開しました。

展示会などへの出展・参加

NEXIは、各地で開催される輸出ビジネスの展示会などに積極的に出展し、貿易保険の普及活動に力を入れています。2022年度は、海外ビジネスEXPO 2022大阪や、東京ビッグサイトで行われた“日本の食品”輸出EXPOをはじめ、東京、大阪、沖縄、北海道で開催された大規模展示会に支援機関として相談ブースを設け、ご来場者の方々を中心に、積極的に資料配布や詳しい説明を行いました。

また、政府や地域の支援機関等が主催する日本各地で開催されたセミナーに協力し、具体例を交えた貿易保険の有効な活用方法などをご説明しています。



第6回“日本の食品”輸出EXPOへの出展の様子

JETROの「貿易実務講座」

独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) が提供する、貿易実務講座2022 第3回に「顕在化するグローバルリスクと貿易保険」というタイトルで、輸出取引における貿易保険の役割を説明いたしました。本講座で時間を頂くのはNEXIとして初めてのことで、2022年10月18日～2023年2月28日の間、JETRO有料会員向けにオンラインで配信され、延べ約1,500名にご視聴いただきました。



また、NEXIは、マンガを交えてわかりやすく作成したパンフレット*1、利用方法などをビジュアルで説明したYouTube動画*2及び農林水産物・食品輸出事業者様向けに中小企業・農林水産業輸出代金保険のポイントを説明したチラシ*3など、お客様のニーズにあわせた媒体を用意し、貿易保険のご利用促進に努めています。

※1 貿易保険の商品概要をマンガ形式でご紹介したパンフレット (https://www.nexi.go.jp/product/booklet/pdf/pr_gaiyou_03.pdf)

※2 利用方法などをビジュアルでご説明したYoutube動画 (<https://www.nexi.go.jp/movie/>)

※3 中小企業様向けリーフレット (https://www.nexi.go.jp/product/booklet/pdf/pr17_01.pdf)

農林水産物・食品輸出者様向けリーフレット (https://www.nexi.go.jp/product/booklet/pdf/pr18_01.pdf)

2022年度決算報告

2022年度決算について	74
財務諸表等	75

2022年度決算について

決算の概要

(単位：百万円)

	第6期(2022年度)
経常収益	116,632
保険引受収益	30,201
(正味収入保険料)	29,942
保険代位等収益	47,817
資産運用収益	38,353
その他経常収益	261
経常費用	117,632
保険引受費用	109,883
(正味支払保険金)	24,075
(諸手数料)	△173
(支払備金繰入額)	1,929
(未経過保険料繰入額)	△9,629
(異常危険準備金繰入額)	93,682
保険代位等費用	89
営業費及び一般管理費	7,660
その他経常費用	0
経常損失	△1,000
特別利益	1,000
税引前当期純利益	—
法人税等合計	19
当期純損失	△19
総資産	1,855,099
純資産	794,854

■ 損益の状況等

当期の実績概要については、引受実績(当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。)は、前期比10%増の7.7兆円となりました。日本経済の対外取引が輸出から投資に移行していることにより、当期の海外投資保険の引受実績は前期比50%増と大幅に増加し、2001年4月の当社設立以降最大の引受実績となりました。また、引受全体の約8割を占める輸出保険は、前期比7%増と堅調に推移しています。他方、前期に引き続きプロジェクトファイナンス案件の減少により融資保険は、前期比16%減となりました。

なお、正味収入保険料は、前期比1.6%減の299.4億円(前期実績304.4億円)となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は478.2億円(前期比407.9%増、前期実績94.1億円)、金利の上昇及び為替の影響を受けた資産運用収益は383.5億円(前期比15.7%増、前期実績331.4億円)となりました。一方、非常事故による保険金支払の大幅な減少により、正味支払保険金は240.8億円(前期比59.5%減、前期実績593.8億円)となり、営業費及び一般管理費は76.6億円(前期比6.3%増、前期実績72.0億円)となりました。これらの結果等により、異常危険準備金に936.8億円を繰り入れております。

財務諸表等

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金及び預貯金	859,091
預貯金	859,091
有価証券	953,059
国債	331,157
地方債	143,500
社債	435,900
外国証券	42,501
保険代位債権等	20,469
有形固定資産	885
建物	271
器具備品	586
その他の有形固定資産	28
無形固定資産	3,928
ソフトウェア	2,920
ソフトウェア仮勘定	1,008
その他資産	17,510
未収保険料	4,926
再保険貸	19
外国再保険貸	272
未収金	3,251
未収収益	5,268
預託金	2,174
その他の資産	1,600
繰延税金資産	158
資産の部合計	1,855,099

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
保険契約準備金	1,018,203
支払備金	1,906
責任準備金	1,016,297
未経過保険料	122,031
異常危険準備金	894,265
その他負債	41,271
外国再保険借	3
未払法人税等	3
預り金	29,293
前受収益	8,807
未払金	2,529
その他の負債	637
賞与引当金	140
役員賞与引当金	10
退職給付引当金	601
役員退職慰労引当金	21
負債の部合計	1,060,245
(純資産の部)	
資本金	169,352
資本剰余金	625,553
資本準備金	625,553
利益剰余金	△ 52
その他利益剰余金	△ 52
繰越利益剰余金	△ 52
株主資本合計	794,854
純資産の部合計	794,854
負債及び純資産の部合計	1,855,099

財務諸表等

(注)

1 重要な会計方針に係る事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により評価しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
- (3) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (4) 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づいて計上しております。退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末時点の要支給額を計上しております。
- (9) 異常危険準備金は、非常事故等による大規模な保険金支払に備えるため、貿易保険法第二十二條の規定に基づいて計上しております。
- (10) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認、未払事業税及び事業所税の否認等であり、繰延税金負債の発生の原因は、退職給与負債調整勘定であります。**3 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。**

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、貿易保険事業を実施しており、余裕金の一部を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、貿易保険事業の余裕金は、貿易保険法第二十九條の規定の範囲で有価証券及び預金等により運用を行っております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制
市場リスクの管理

有価証券及び定期預金の運用に伴う金利、価格及び為替の変動リスクに関しては、取締役会で審議された資金管理計画等に基づいた運用を実施し、コーポレートガバナンス部のリスク管理グループにおいて実施状況を把握・管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額を採用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
満期保有目的の債券	953,059	967,312	14,254
資産計	953,059	967,312	14,254

(注1) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	285,967	310,907	24,940
	地方債	11,600	11,604	4
	社債	7,500	7,608	108
	外国証券	5,116	5,184	67
	小計	310,183	335,302	25,119
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	45,190	43,464	△1,727
	地方債	131,900	130,571	△1,329
	社債	428,400	422,883	△5,517
	外国証券	37,385	35,093	△2,292
	小計	642,875	632,010	△10,865
合計		953,059	967,312	14,254

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超
有価証券						
満期保有目的の債券	61,385	150,367	164,197	469,700	102,500	—
合計	61,385	150,367	164,197	469,700	102,500	—

4 有形固定資産の減価償却累計額は551百万円です。

5 当期末における支払備金の内訳は次のとおりです。

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令第七条により、支払備金から求償権の行使(裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く)により回収が見込まれる金額を控除しております。

(支払備金) (単位：百万円)

支払備金(回収が見込まれる金額控除前)	1,957
回収が見込まれる金額(控除)	51
差引	1,906

6 当期末における責任準備金の内訳は次のとおりです。

(責任準備金) (単位：百万円)

未経過保険料(出再責任準備金控除前)	133,170
同上にかかる出再責任準備金	11,139
差引(イ)	122,031
その他の責任準備金(ロ)	894,265
計(イ+ロ)	1,016,297

7 1株当たり純資産額は52,990円27銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は794,854百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末株式数は15,000千株であります。

8 非常事故代位債権、非常事故代位債権見込額、及び譲受債権の額並びにその合計額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

非常事故代位債権	20,469
非常事故代位債権見込額	—
譲受債権	—
計	20,469

9 現金及び預貯金及び預り金には、それぞれについて以下の金額が含まれております。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額
現金及び預貯金	26,807
預り金	26,807

上記の現金及び預貯金は、日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座(以下、「基金」)に積み立てた金額であります。

預り金は、当該基金の引き出しが、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うことによりキューバ向け非常事故代位債権の回収とみなされることから、当該基金相当額を計上したものであります。

10 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	116,632
保険引受収益	30,201
正味収入保険料	29,942
為替差益	259
保険代位等収益	47,817
資産運用収益	38,353
利息及び配当金収入	12,191
為替差益	26,162
その他経常収益	261
経常費用	117,632
保険引受費用	109,883
正味支払保険金	24,075
諸手数料	△ 173
支払備金繰入額	1,929
責任準備金繰入額	84,053
未経過保険料繰入額	△ 9,629
異常危険準備金繰入額	93,682
保険代位等費用	89
営業費及び一般管理費	7,660
その他経常費用	0
その他の経常費用	0
経常損失	△ 1,000
特別利益	1,000
政府交付金収入	1,000
税引前当期純利益	—
法人税及び住民税	30
法人税等調整額	△ 11
法人税等合計	19
当期純損失	△ 19

■ (注)

1

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	31,516
支払再保険料	△1,574
計	29,942

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	24,075
回収再保険金	-
計	24,075

(注1) 支払保険金は支払額32,260百万円から、回収額8,185百万円を控除しております。

(3) 諸手数料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料	3
出再保険手数料	△176
計	△173

(4) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

未経過保険料繰入額(出再責任準備金控除前)	△9,144
同上にかかる出再責任準備金繰入額	485
差引(イ)	△9,629
その他の責任準備金繰入額(ロ)	93,682
計(イ+ロ)	84,053

(5) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	5,704
有価証券利息・配当金	6,487
その他利息・配当金	-
計	12,191

(6) 保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳は次のとおりであります。

(保険代位等収益)

(単位：百万円)

非常事故代位債権回収益	7,185
非常事故代位債権利息収入	4,179
信用事故代位債権回収益	25
信用事故代位債権利息収入	268
譲受債権回収益	79
受取回収金	27,730
受取海外受再回収金	7,254
その他保険代位債権等収益	-
為替差益(保険代位等収益)	1,096
計	47,817

(保険代位等費用)

(単位：百万円)

貸倒損失(信用)	12
債権回収費用(元受)	64
回収費用(受再)	13
未収利息償却損	-
計	89

2 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
主要株主	財務省	被所有直接100%	貿易保険行政	政府交付金収入(注1)	1,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) 重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部として交付を受けているものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

3 特別利益に計上している政府交付金収入は、重債務貧困国等に対する債務削減により生ずる、貿易保険事業に対する影響額の一部について政府より交付を受けているものであります。

4 1株当たり当期純損失金額は△1円28銭であります。

算定上の基礎である当期純損失金額は△19百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は15,000千株であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	169,352	625,553	625,553	△32	△32	794,873	794,873
当期変動額							
当期純損失			-	△19	△19	△19	△19
当期変動額合計	-	-	-	△19	△19	△19	△19
当期末残高	169,352	625,553	625,553	△52	△52	794,854	794,854

■ (注)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	-	-	15,000
合計	15,000	-	-	15,000

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2 新株予約権及び自己株式予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	31,231
保険金の支出	△ 32,254
諸手数料の支出	△ 3
保険代位債権等の回収による収入	60,517
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△ 4,067
営業費及び一般管理費の支出	△ 6,269
その他	267
小計	49,422
利息及び配当金の受取額	11,312
法人税等の還付又は支払額	△ 61
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,673
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 266,936
定期預金の払戻による収入	241,171
有価証券の取得による支出	△ 106,359
有価証券の売却・償還による収入	19,812
資産運用活動計	△ 112,312
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 51,639)
有形固定資産の取得による支出	△ 73
無形固定資産の取得による支出	△ 998
その他	△ 1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 113,384
財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府交付金の受入による収入	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,972
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 46,739
現金及び現金同等物期首残高	642,094
現金及び現金同等物期末残高	595,356

■ (注)

- 本キャッシュ・フロー計算書は、貿易保険法第二〇条の規定に基づき、経済産業大臣へ提出するために、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づいて作成されております。
- キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元现金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

当事業年度末	(単位：百万円)
現金及び預貯金	859,091
定期預金	△ 236,928
その他の預金*	△ 26,807
資金期末残高	595,356

※ その他の預金は日・キューバ両国で合意した債務救済措置に基づき、キューバ政府がキューバ国立銀行に「NEXI」名義で開設した口座であり、引出は、日・キューバ両国が承認するキューバ国内の開発プロジェクト等にペソ建てで使用することに限られており、その使用者が使用相当額の円を当社に支払うこととなるため、資金の範囲には含めておりません。

- 金額は記載単位未満を四捨五入にて表示しております。

固有の表示科目の内容

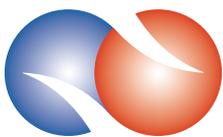
1. 貸借対照表

勘定科目	内容
保険代位債権等	貿易保険法第42条の規定により取得した権利のうち、非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収分を計上しております。
再保険貸	国内の保険会社との受再取引により生じる未収分を計上しております。
外国再保険貸	国外にある保険会社との受再・出再取引により生じる未収分及び前払分を計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。
支払備金	支払の請求を受けた保険金等であって、費用として計上していないもの又は支払事由の発生に係る通知(債務の履行遅滞に係る通知を除く)を受けた保険金等であって、その支払の請求を受けていないものに係る支払のために必要な金額を計上しております。
未経過保険料	収入保険料のうち、保険契約等に定めた保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額として算定した金額を計上しております。
異常危険準備金	保険契約等に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生する危険に備えて算定した金額を計上しております。

2. 損益計算書

勘定科目	内容
正味収入保険料	元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え出再保険料を控除)した金額を計上しております。
保険代位等収益(費用)	保険代位債権の回収益、利息収入、為替差損益、貸倒損失等を計上しております。
資産運用収益	預金、有価証券等の金融資産による利息、配当金等の運用収益、為替差益及び売却益等を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金等を控除した額を計上しております。
諸手数料	出再保険手数料、代理店手数料等を計上しております。
政府交付金収入	貿易保険法第36条の国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権等の免除等に係る交付金の受取額を計上しております。

2023年7月発行



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

株式会社 日本貿易保険
<https://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ

日本貿易保険 企画部 計画・統計グループ
TEL.03-3512-7555 FAX.03-3512-7688
Email:info@nexi.go.jp

所在地

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館5階
TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660

